# 熊本県 都市計画区域マスタープラン 基本方針(第2回改訂)



平成31年(2019年) 2月熊本県 都市計画課

# 目 次

カー早 空中/Jylの元巨しの趣目にちん/JXU情况に JV	第~	1章	基本方針の見直し	ンの趣旨と考え方及び構成につい <sup>-</sup>
--------------------------------	----	----	----------	------------------------------

1.	見	直しの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	前	方針から一部改訂する内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)	熊本地震を踏まえ、都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定・・・・・・	2
	(2)	今回改訂の対象外となる内容の見直しは定期見直し時に検討 ・・・・・・・・・・・・	2
3.	都ī	市動向と都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)	本県の都市計画の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)	本県の社会経済の動きに対応する都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1)	人口減少、少子高齢社会への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2)	恵まれた自然環境の維持・保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3)	活力ある都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	4)	広域的な交流・連携の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	5)	安全・安心に暮らせる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	6)	厳しい都市経営の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(3)	これまでの都市計画の運用に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	1)	都市計画区域の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	2)	政令指定都市熊本市との調整課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3)	土地利用制度適用における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	4)	市街地整備における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5)	都市計画区域外における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	6)	県民に対する都市計画制度の十分な周知のための取組みにおける課題	18
	7)	「コンパクトな都市づくり」の実現に向けた取組みにおける課題	19
	(4)	課題を踏まえた新たな視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1)	過去の災害から得られた経験を教訓とした都市防災の方向性の提示・・・・・・・・・	19
	2)	土地利用面でのコンパクトシティに対する実践方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	3)	景観等を考慮した地域の文化・資源等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
		マネジメントサイクル (PDCA) による都市計画の進行管理の必要性 ······	
4.	基	本方針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
	(1)	基本方針の全体構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(2)	基本方針の内容と都市計画区域マスタープランへの反映・・・・・・・・・・・・・・・	22

第2章 創	紫本県の都市計画の目標	
1. 都市	づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2. 都市	づくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(1)	【土の自然と共生する都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(2) 人	、と環境にやさしい安全・安心な都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(3) 者	『市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり・:	26
(4) 交	₹流と連携を支える都市ネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・	28
(5) 住	t民と行政が協働により取り組む都市づくり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
3. 都市	づくりの目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4. 策定	後の目標等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第3章!	県内に共通する都市計画の方針	
1. 都市	計画区域の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(1)基	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(2)者	『市計画区域の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1) ī	市街化の動向に対応する都市計画区域の再構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2) ī	市街地の連続性に対応した都市計画区域の統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
3) ī	市町村の合併を踏まえた都市計画区域の再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	都市計画区域の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	利用の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)	具内全体の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1) 1	都市的土地利用の適正なコントロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2) 1	行政コストを考慮した土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3) 3	環境負荷の低減に寄与する土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
4)	自然災害の軽減に寄与する土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	都市的土地利用の計画的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	土地利用制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	区域区分制度の適用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	区域区分制度の意義と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	本県における区域区分制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	区域区分制度の適用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	「街地の特性に応じた土地利用の方針······	
	中心市街地等における土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	周辺市街地における土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3) 3	郊外市街地(市街化調整区域、非線引き白地地域)における土地利用の方針	39

4) 都市計画区域外における土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
3. 都市施設整備の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(1) 交通施設の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
1)広域的な交通体系の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2) 道路構造物の長寿命化方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
3) 都市内交通体系の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(2) 下水道及び河川の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
1) 総合的な治水対策の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2) 魅力ある快適な生活基盤の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
3) 下水道の長寿命化方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(3) 公園の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>4</b> 3
1) 公園施設の長寿命化方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2) 公園機能の強化方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(4) その他の都市施設整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 市街地整備等の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 中心市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
1) 熊本都市圏の中心市街地における高度利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
2) 拠点都市圏及び生活中心都市における中心市街地の再活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 周辺市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
5. 緑・景観の体系の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(1) 自然的環境の保全方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1)県土をおおう恵まれた自然や景観の保全や再生の必要性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	45
2) 自然と共生した都市内の環境づくりの必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(2) 環境圏における水と緑のネットワーク形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1)田園・中山間地と都市が一体となった都市環境圏の形成	45
2) 田園·中山間地との連携による 森林、農地、水辺等における自然環境の保全·再生······	45
(3) 都市内の緑地整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
1) 緑豊かな都市環境と災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
2) 都市内の生態系に配慮した自然と共生した市街地づくり	46
(4) 景観の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
1) 都市の固有資源を活かした都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
2) 世界的な景観形成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
3) 歴史的建造物群などを活かした景観まちづくりの推進	46
(5) 地域固有の資源である地下水を保全するための整備方針	51

	6.	都市防災についての基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
		(1) 都市防災への対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
		(2) 都市防災へのソフト面の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
<b>*</b>	1	章 広域都市計画区域マスタープランの運用	
わ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>-</b> 0
	1.		
	2.		
	3.	広域都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4.	広域都市計画区域の都市整備の主要な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5.	複数の都市計画区域で作成する場合の都市づくりの方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	6.	広域都市計画区域マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	7.	市町村マスタープランとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
44	_	き 初末計画制度の第四方 <b>公</b>	
邾		章都市計画制度の運用方針	••
	1.	都市計画の円滑な推進の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1) 都市計画における「協働社会」づくり	
		(2) 都市計画における住民参加の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.	マネジメントサイクルによる都市計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3.	住民参加による都市づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
		(1) 住民参加のための仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
		(2) 住民意見を反映した都市計画の立案への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	4.	県と市町村の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
		(1) 県と市町村との連携による都市計画の効率的推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
		(2) 市町村都市計画マスタープランの作成や	
		都市計画の変更時における協議の実質化、円滑化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
		(3) 都市計画の実務に関する県と市町村の役割分担の明確化と協働関係の継続・・・	67

# 【参考資料】

1.	. 都市の公共交通軸に着目したコンパクトシティのイメージについて ・・・・ 参え	<b>⋚</b> -1
2.	広域都市計画区域を検討する範囲の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 参≉	<b>⋚</b> -4
	(1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参え	考-4
	(2) 広域圏の設定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参え	考−5
	1)「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」との整合性・・・・・・・・・・参	考−6
	2) 土地利用規制の違いを考慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参	考-7
	3) 都市計画運用指針の考え方(国から示された考え方)を取り入れた設定 ‥‥・参え	考-8
	4) その他の枠組みからみた整合性 · · · · · · · · · · · · · · · · · 参考	-11
	5) 全体整理····· 参考	-15

- 1. 見直しの趣旨
- 2. 前方針から一部改訂する内容について
- 3. 都市動向と都市づくりの課題
- 4. 基本方針の構成

# 1. 見直しの趣旨

本県では、県内の全都市計画区域を対象として、平成 16 年に都市計画区域マスタープランを策定しました。都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域ごとに長期的な視点から都市の将来像を示すとともに、広域的な視点から、都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画決定の基本的な方針を定めるものです。

この都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を示すため、「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」(以下「当初方針」という。)を平成15年に策定しました。

その後、都市計画区域マスタープランは策定から約 10 年が経過し、この間に平成の市町村合併が一区切りし、少子高齢社会の進行、東日本大震災・熊本広域大水害の発生、都市計画法の改正や九州新幹線鹿児島ルートの全線開業などの変化を踏まえた見直しが必要となり、平成 25 年(2013年)に基本方針を改訂(以下「前方針」という。)しました。

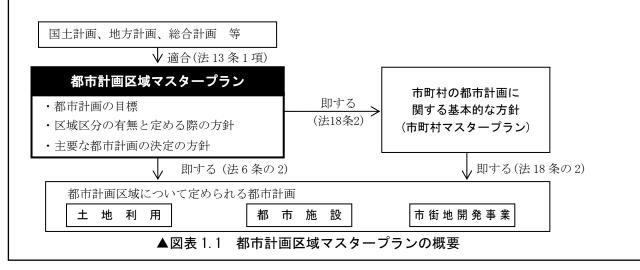
今回、本県において平成 28年(2016年)4月14日、16日の二度にわたり最大震度 7を観測する平成 28年(2016年)熊本地震(以下「熊本地震」という。)が発生し、同一地域で震度 7を2度観測したのは、我が国観測史上初めてとなる未曾有の大災害となりました。熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に関連死も含めて 250名以上の方が亡くなるとともに、広範囲にわたり都市施設にも大きな被害をもたらしました。

この熊本地震からの経験・教訓を踏まえ、主にこれまで取り組んできた都市防災に関する内容の 見直しを行う必要が生じたことから、緊急的に前方針の一部改訂を行うこととしました。

#### 【参考】都市計画区域マスタープラン制度

都市計画区域マスタープラン(正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」)制度は、それまで線引きを有する都市計画区域のみに定められていた「整備、開発又は保全の方針」について、線引き・非線引きに関わらず全都市計画区域において定めることとして創設された制度です。

都市計画区域については、市町村の区域を越えた広域的、根幹的な見地から、県が都市計画区域の指定を行うこととなっていますが、法改正に基づく「都市計画区域マスタープラン」についても、県が、関係市町村と調整を図りながら策定します。



# 2. 前方針から一部改訂する内容について

#### (1) 熊本地震を踏まえ、都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定

都市計画区域マスタープラン基本方針は、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を示したものであり、これを踏まえ、都市計画区域マスタープランや市町村の都市計画マスタープランが策定されます。

今後、策定及び改訂される両マスタープランは、熊本地震からの経験・教訓を踏まえた内容になることが確実であり、既にその動きもあるところです。

一方、前方針の都市防災に関する記載内容は、東日本大震災等を踏まえた内容として取りまとめているため、熊本地震からの経験・教訓を踏まえた内容を早急に盛り込む必要があります。

そのため、今回改訂する内容については、熊本地震を踏まえ都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定し、その他については、引き続き前方針の内容を踏襲することとします。

# (2) 今回改訂の対象外となる内容の見直しは定期見直し時に検討

都市計画区域マスタープラン基本方針は、都市計画に関する法令の変更や都市計画に関する新たな課題へ対応するための見直しの目安を概ね 10 年としていることから、今回改訂する都市防災に関する内容以外については、その時点で検討を行うこととします。

# 3. 都市動向と都市づくりの課題

#### (1) 本県の都市計画の状況

土地利用、都市施設、市街地開発事業等の各種の都市計画を決定し、それに基づいた計画的な整備を進めてきました。

主な都市施設の具体的な整備状況は、当初方針策定時から以下のように進んでいます。

(H12年) (H22年)

■都市計画道路の改良率は 52% → 63% (72km 整備) 10 年間で約 11 ポイント向上

■都市計画公園の整備率は 77% → 98% (193ha 整備) 10 年間で約 21 ポイント向上

■公共下水道の整備率は 57% → 72%(3, 767ha 整備) 10 年間で約 15 ポイント向上

■土地区画整理事業は 77% → 90% (443ha 整備) 10 年間で約 13 ポイント向上

▼図表 1.2 熊本県の主な都市計画事業の実施状況

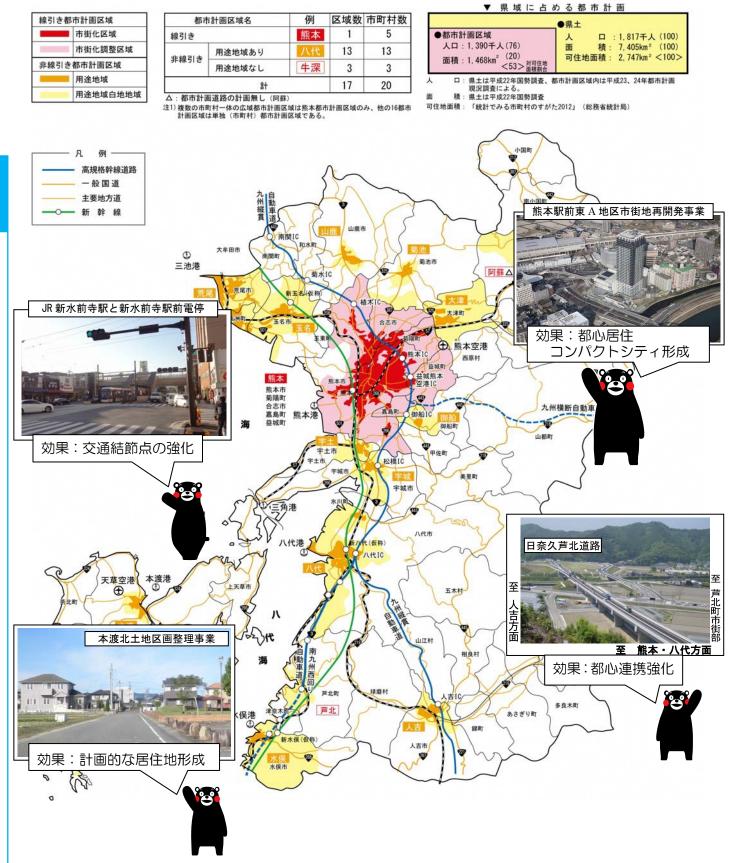
	策定時(H12.3末)			現在(H22.3末)		
	計画量	整備量	整備率	計画量	整備量	整備率
都市計画道路	710km	368km	51.8%	699km	440km	62. 9%
都市計画公園	1, 019ha	791ha	77.6%	1, 002ha	984ha	98. 2%
公共下水道	28, 135ha	16, 151ha	57. 4%	27, 544ha	19, 918ha	72. 3%
土地区画整理 事業	2, 795ha	2, 163ha	77. 4%	2, 890ha	2, 606ha	90. 2%

資料:都市計画年報

また、県内の主な都市計画事業などの実施状況は、次のようになっています。

- 交通結節機能の強化
  - (JR 新水前寺駅と新水前寺駅前電停)
- ・再開発による都心居住の推進、環境の充実、コンパクトシティ形成 (熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業)
- 計画的な居住地形成による良好な居住環境の提供 (本渡北土地区画整理事業)
- 都市間を連絡する高規格幹線道路の整備 (南九州西回り自動車道)

など



▲図表 1.3 熊本県の主な都市計画事業などの実施状況(平成 15 年 4 月~平成 24 年 3 月末まで)

#### (2) 本県の社会経済の動きに対応する都市づくりの課題

本県の近年における都市動向等を踏まえながら、これからの都市づくりに向けた課題は以下の通りです。

#### 1) 人口減少、少子高齢社会への対応

本県の人口は平成 12 年(2000 年)以降一貫して減少しており、当初方針時の人口予測よりもその減少量が大きくなっています。また、高齢化についても全国平均を上回るペースで進行しています。一方で世帯数は増加を続けており、核家族化などによる世帯規模の縮小が進んでいます。

この人口減少と少子高齢社会の進行は今後とも続くと予想され、これに伴う税収の減少と福祉 分野の費用増大により、本県の財政状況は厳しさを増すものと考えられます。

一方、道路、公園、下水道等の都市基盤施設については着実に整備が進んできているものの、 今後はその維持管理コストの増加が予想され、これまでのようなペースで整備を進めていくこと が困難になっています。これからは、都市基盤施設の既存ストックの有効活用を基本としながら、 より効果的で効率的な整備に努めるとともに、誰もが安心して生活するためのユニバーサルデザ インに配慮した人と環境にやさしい都市づくりを進めていくことが必要です。

#### 【当初方針策定当時の人口予測】

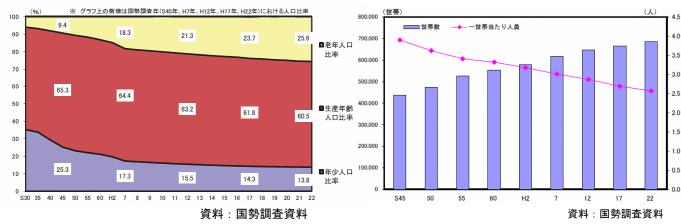
#### 〉予測値 1 859 1.852 1.829 1.705 458 (25.0%) 1,500 543 (31.8%) 1,000 1,120 (61.2%) 500 289(15.5%) 267 (14.4%) 251 (13 7%) 238 (13.2%) 224 (12.8%)<sup>212</sup> (12.4%) 平成17年 平成22年 平成27年 平成32年 平成37年 平成12年 (2005) (2010) (2015) (2020) (2025) (2000) ■年少人口(0~14歳) 老年人口(65歳以上) ■生産年齢。 口(15~64歳)

#### 【前方針策定当時の人口予測】



資料:国勢調査

▲図表 1.4 熊本県の年齢階層別人口の推移と予測(当初方針との比較)



▲図表 1.5 熊本県の年齢 3 区分別人口比率の推移

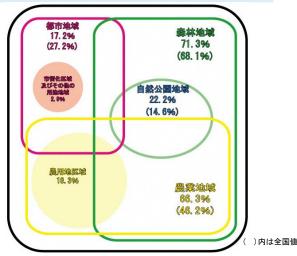
▲図表 1.6 熊本県の世帯数と世帯平均人員の推移

#### 2) 恵まれた自然環境の維持・保全

本県の都市的な土地利用エリアは県内の約 17% に過ぎず、大部分が農地や山林などの自然的土地利用エリアとなっています。県内の自然公園地域は約 22%で全国値よりも約8ポイント高くなっており、さらに、水道用水の約8割を地下水で賄っていることなどが、本県の特徴となっています。

平成 17 年度の本県の農用地は 17.3%であったのに比べて、平成 22 年度には 16.9%になっています。本県は、都市に近接した豊かな自然資源を有していますが、都市化の進展に伴って農地などの自然的土地利用のエリアは僅かながら減少しつつあります。

これらの自然的土地利用の減少は、土地利用の変化にとどまらず、人々の生産活動と共存してきた野生動植物の生息・生育場所を奪うこととなり、特に農地の減少は地下水の涵養能力を減少させる等、深刻に受け止める必要があります。



出典:県地域振興課「熊本県土地利用基本計画書」 ▲図表 1.7 熊本県の土地利用状況

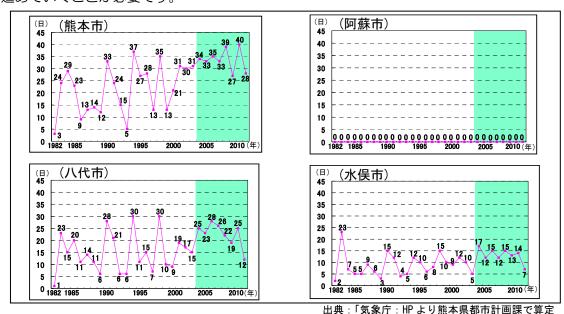
▼図表 1.8 熊本県の土地利用現況

7114 1 714 - 1	
H17	H22
62.7%	62.6%
17.3%	16.9%
4.8%	5.0%
3.8%	3.9%
2.7%	2.9%
0.1%	0.1%
8.6%	8.6%
100.0%	100.0%
	17.3% 4.8% 3.8% 2.7% 0.1%

出典:県地域振興課 「土地利用現況 把握調査」

また、地球温暖化など地球規模の環境問題が顕在化する中、熊本市では、25℃以上の熱帯夜日数が増加傾向にあるなどヒートアイランド化が進みつつあります。

温暖化現象へ対応する低炭素都市づくりとして、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」及び「熊本県環境基本計画」に基づき、公共交通機関の利用促進による交通分野の排出ガス削減や都市緑化等の CO<sup>2</sup> 吸収源対策、及び「熊本県総合エネルギー計画」に基づく、あらゆる場面での一層の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の促進などにより、環境負荷の少ない都市づくりを進めていくことが必要です。



▲図表 1.9 熊本県内における熱帯夜(最低気温 25℃以上)日数の変化

#### 3) 活力ある都市づくり

本県の農業は、農家数、生産額は減少傾向にあるものの、本県は依然として農業県であること に変わりはありません。今後は我が国の食料自給率向上の政策にあわせて、まとまった優良農地 の確保が新たに目標として定められるなど調整がますます必要になってきます。

そのため、都市の拡大により農業環境の悪化や、耕作放棄地の増大を招かないように、農業環境と調和のとれた都市づくりを計画的に進めていくことが必要です。

工業については、昭和 50 年代に急速に大規模企業が立地し急成長しましたが、グローバル化の進展や産業構造の変革の影響を受けて、都市内に廃業した工場跡地が現出することも想定されます。

用途地域内において工業系の土地利用を誘導するための指定を行っているにもかかわらず、市 街地郊外に大規模な工業用地が整備され、安価に提供されたため、用途地域内の土地が十分に活 用されない低未利用地として存在しています。これらの土地については、既存の工業団地の状況 を踏まえて有効活用を図るとともに、必要に応じて適切な土地利用への見直し・誘導を検討する など、より一層の有効利用を図ることが必要です。

県内各都市の中心商業地では、消費者の嗜好の変化や郊外への大型店出店などの影響を受けて、活力が低下しつつあります。また、長引く景気低迷などの影響を受けて、中心商業地の核的存在である大型店までもが閉店に追い込まれる事態が生じています。

また、住宅においても、都市部でオールドニュータウン問題が生じるなど、都市の空洞化が進行している地域もみられます。

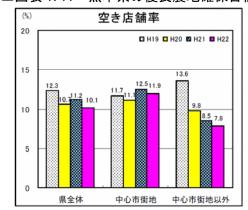
人が住み、働き、交流する中心市街地の活性化に資するため、コンパクトな都市づくりをなお 一層推進していくことが必要です。



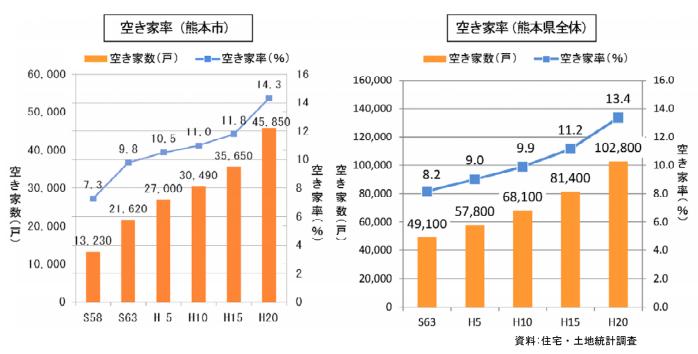
資料:農林水産省「生産農業所得統計(H22)」 ▲図表 1.10 熊本県の販売農家一戸当たり農業産出額



資料:熊本県「熊本県農業振興地域整備基本方針」 ▲図表 1.11 熊本県の優良農地確保目標



出典:平成22年度熊本県商店街実態調査報告書 ▲図表1.12 熊本県の空き店舗状況



▲図表 1.13 人口の増加傾向にある熊本市での空き家率の変化

▼図表 1.14 熊本県内工業団地の販売状況

H24.5.11現在

						H24.5.11現仕
市町村名	工業団地名	種類	工業用地面積 (ha)	販売残用地面積 (ha)	残用地割合(%)	備考
荒尾市	荒尾産業団地	工業団地	13.3	3.5	27%	荒尾都市計画
長洲町	名石浜工業用地	工業団地	101.6	6.1	6%	長州都市計画
菊池市	蘇崎工業団地	工業団地	21.7	5.2	24%	
菊池市	林原工業団地	工業団地	13.5	2.0	15%	
菊池市	田島工業団地	工業団地	11.0	11.0	100%	
菊池市	菊池テクノパーク	工業団地	15.7	15.7	100%	H25分譲開始
	菊池市 計		61.9	33.9	55%	菊池都市計画
菊陽町	原水工業団地	工業団地	18.0	9.1	50%	熊本都市計画
熊本市	熊本港臨海用地	工業団地	9.8	3.1	32%	
熊本市	城南工業団地	工業団地	31.2	21.9	70%	
	熊本市 計		41.0	25.1	61%	熊本都市計画
益城町	熊本テクノ・リサーチパーク	工業団地	18.3	1.5	8%	熊本都市計画
御船町	白岩産業団地	工業団地	4.7	1.6	35%	御船都市計画
宇土市	緑川工業団地	工業団地	8.2	2.0	24%	宇土都市計画
八代市	八代外港工業用地	工業団地	167.3	9.2	5%	八代都市計画
津奈木町	津奈木工業団地	工業団地	20.6	7.5	36%	
津奈木町	倉谷工業団地	工業団地	4.2	1.2	28%	
	津奈木町 計		24.8	8.7	35%	
人吉市	梢山工業団地	工業団地	10.2	7.3	72%	
人吉市	人吉中核工業用地	工業団地	7.1	7.1	100%	
	人吉市 計		17.3	14.4	83%	人吉都市計画
錦町	錦町一武工業用地	工業団地	5.1	5.1	100%	
あさぎり町	西の迫工業団地	工業団地	0.8	0.8	100%	
天草市	倉岳工業団地	工業団地	2.0	0.5	26%	
	熊本県 計		484.3	121.5	25%	

出典:熊本県 都市計画課調べ

#### 4) 広域的な交流・連携の活性化

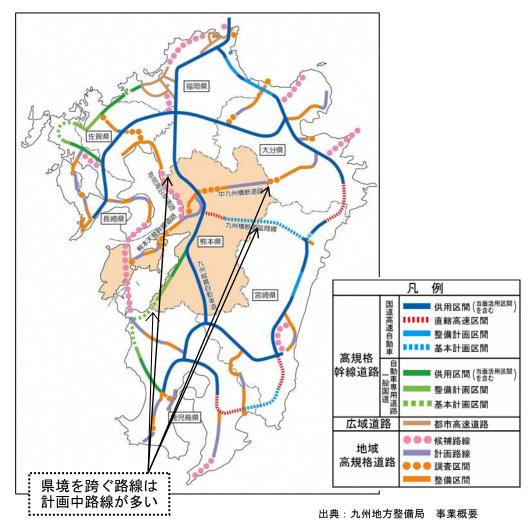
本県の都市形成の経緯に目を向けると、九州縦貫自動車道などの広域的な交流・連携基盤の整備と密接な関係があることがうかがえます。現在も「150分構想\*」や「90分構想\*」などの道路整備の取組みや、交通事業者の企業努力による交通機関のスピードアップなどが図られており、交流機能の向上が続いています。

※本県が推進する道路整備の基本方針(「150 分構想」、熊本都市圏と九州各県主要都市を 150 分で結ぶ、「90 分構想」:熊本空港や熊本都市圏と県内主要都市間を 90 分で結ぶ)

しかしながら、高規格幹線道路等の整備状況をみると、福岡県と大分県では整備が進んでいるのに対し、県内では十分な整備が進んでいない状況です。そのため、活力あふれる都市づくりを進めるための交流人口増大に向けた移動環境整備のために、早急に高規格幹線道路等を整備することが望まれます。

また、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業や高規格幹線道路等の整備による交流・連携の促進が、本県の都市づくりに大きな変革をもたらしています。

今後は、これらの整備を契機として、九州におけるハブ機能を強化し、本県が九州発展のセッターの役割を果たすことで、「将来の九州の州都」実現につながるよう既存の都市拠点の充実や新たな拠点形成を図るとともに、本県の活力向上につなげていくことが必要です。

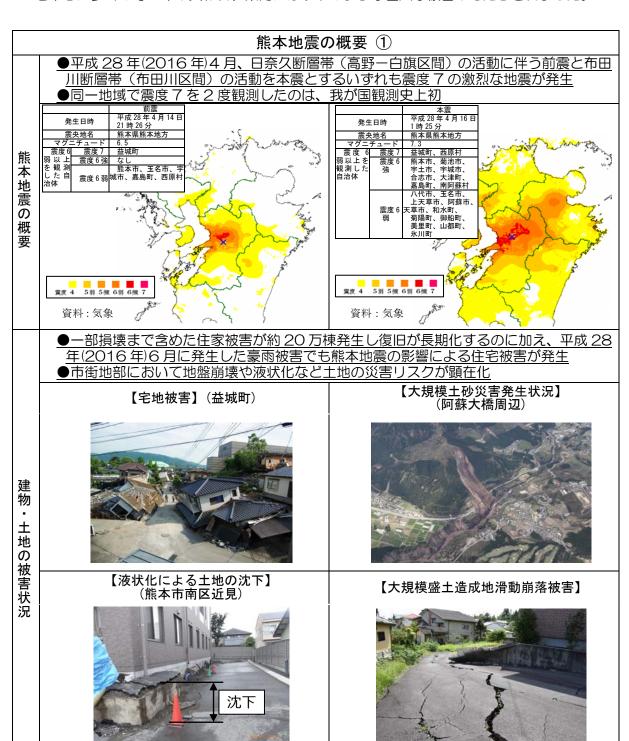


▲図表 1.15 九州の高規格幹線道路・地域高規格道路など

#### 5) 安全・安心に暮らせる地域づくり

平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた大規模な津波や、地震振動に伴う液状化現象、地盤沈下などによって、多くの生命と財産が失われました。

本県でも、平成 28 年(2016 年) 4月に発生した熊本地震において、熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に多くの尊い命が失われ、県内には以下のような甚大な被害がもたらされました。



#### 熊本地震の概要 ②

- ●自治体の庁舎や物資集積所など防災拠点<sup>※</sup>施設が被災し、防災機能が低下
- ●想定していた避難所の容量をはるかに超えた避難者が発生。さらに、避難所以外の施設への避難や、車中避難、自宅の軒先避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間が長期化
- ●地震に対する個人の備えが不十分であったことや共助による災害対応が十分でない地域が存在

#### 【広域防災拠点の被災状況】 (益城町 グランメッセ)



防災

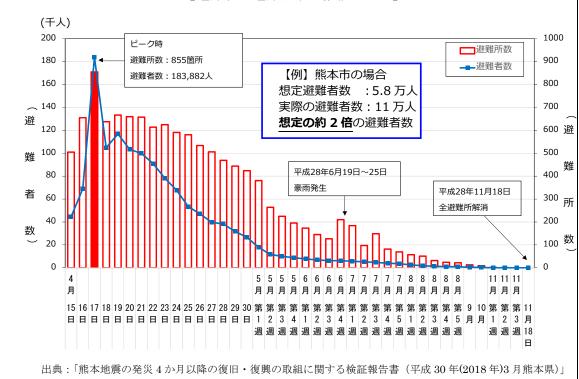
炎拠点の:

被災状況

#### 【防災拠点の被災状況】 (宇土市役所)



#### 【避難者・避難所数の推移グラフ】



※防災拠点には「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成27年(2015年)3月)」において設定されている、災害時の司令塔となる行政機関の庁舎や救援拠点としての拠点病院、避難地としての学校施設などが含まれます。

#### 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について 第1章

#### 熊本地震の概要 ③

- ●災害発生直後には高速道路などの緊急輸送道路が機能しなくなる問題が発生
- ●街路空間の整備が十分でない密集市街地や沿道地域では、倒壊した建物や電柱が円滑 な避難や緊急車両の安全な通行を阻害
- ■道路以外にも下水道や河川堤防などにも被害が発生
- ●インフラ(道路、上下水道、 ガス、 電力等)の広範囲にわたる深刻な被害により、経 済活動や日常生活に影響

#### 【高速道路跨道橋の落橋】 (九州縱貫自動車道)



【被災建物による道路封鎖】 (益城町)



【電柱道路封鎖】 (阿蘇公園菊池線(菊池市原))

【道路に生じた段差】

(阿蘇市)



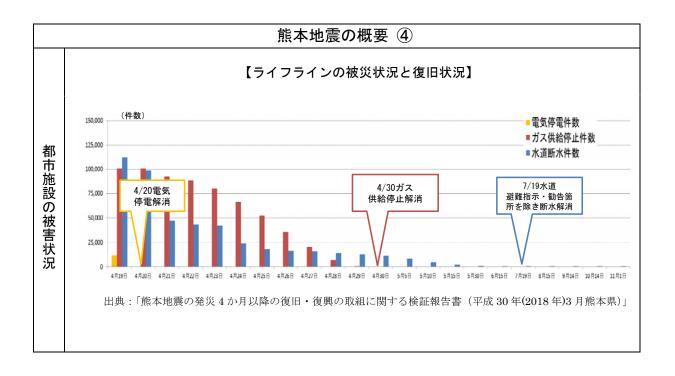
【管渠被災状況】(熊本市)





【矢形川 堤防亀裂】(嘉島町)





このような未曾有の大災害からの復興及び今後の災害に対する都市の防災力の強化を図るため、 熊本地震からの創造的復興に全力で取り組むとともに、震災の経験・教訓を踏まえた地震災害に 対応するための都市づくりに早急に取り組む必要があります。

また、本県は県内の大部分を山地や丘陵が占めるという地形条件と、降水量や台風の襲来が多いという気候条件から、数年サイクルで豪雨による水害や土砂災害などの自然災害を経験しており、全国的にみても風水害に伴う災害の発生しやすい県であるといえます。

近年は局地的に短時間に大雨が降るいわゆるゲリラ豪雨の発生が増加しており、都市化による 土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきています。

平成 24 年(2012年)7月 12 日に発生した熊本広域大水害(九州北部豪雨)では、河川 601 箇所、砂防施設 159 箇所の公共土木施設及び死者・行方不明者 25 人、住家の全・半壊が 1,400 棟以上に達する被害が発生しました。

さらに、平成 28 年(2016 年)4 月に発生した熊本地震の 2 カ月後には梅雨期の豪雨による土砂災害等の被害を経験することとなり、複合被害を考慮した土地利用の検討や都市防災施設の整備に加え、官民が連携した防災や減災への備えの重要性、並びに災害時の自助共助に向けた平時からの準備の必要性を、教訓として学んだところです。

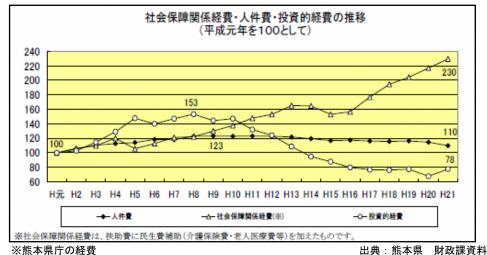
このような自然災害に対応するために、今後、いつどこで発生してもおかしくないとの認識の もと安全で安心な生活環境を確保し、かつ様々な災害から住民の生命・財産を守るための地域づ くりが重要で、これまでに進めてきた減災の視点を取り入れつつ、都市防災機能の確保に寄与す る都市計画事業を計画的かつ重点的に進めることが必要です。

本県では、統合型防災情報システムや防災情報メールサービスにより、気象、水防、砂防などの情報を提供していますが、住民へ防災情報をより確実に伝達するため、防災情報を国から市町村へ直接配信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられるLアラート(災害情報共有システム)の更なる活用等が必要です。

また、日常的な暮らしの安全・安心の確保の観点として、防犯面では、見通しや明るさの確保 等による犯罪防止に配慮した道路、公園等の施設の普及を図り、犯罪のないまちづくりを積極的 に推進することが必要です。交通安全の面では、幹線道路や街区道路等における歩道空間整備と いった交通の安全性を、引き続き向上させることが必要です。

#### 6) 厳しい都市経営の現状

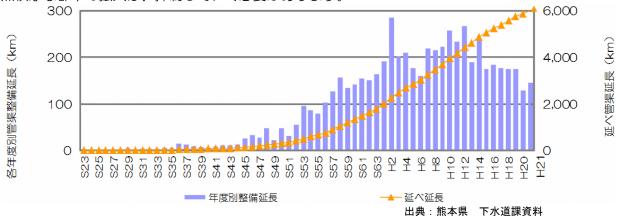
本県では、依然として高い債務残高を有する中、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費が年々増加しており、一方で、投資的経費は公共事業の見直し等により、ピーク時(H8)の約半分にまで減少しています。



▲図 1.16 社会保障関係経費・人件費・投資的経費の推移

このような厳しい都市経営の中で、都市基盤整備を進めるとともに、今後、老朽化する社会資本の維持管理を適切に行っていく必要があります。例えば、総延長が約 6,000km ある本県内の下水道管渠は、約 20 年後(平成 42 年)に整備後 30 年以上を経過する施設が 4,000km(約 7 割)以上になります。

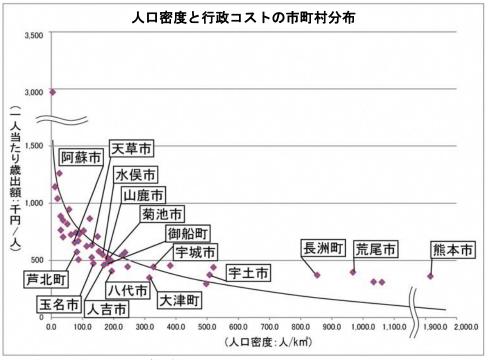
1 人当たりの行政コストは、社会資本の維持管理や更新費用等の増大に比例して増える傾向にあり、人口密度が低い市街地ほどコストが高くなることから、低密度な市街地の発生につながる無秩序な都市の拡大は、抑制していく必要があります。



▲図表 1.17 熊本県内下水道管渠敷設延長の変化



▲図表 1.18 下水道施設ストック量経年変化



※行政コスト(一人当たり歳出額)

= 平成22年度の自治体別普通会計歳出額を平成22年国勢調査人口で割ったもの

出典:熊本県 都市計画課が作成

▲図表 1.19 人口密度と行政コストの市町村分布

# (3) これまでの都市計画の運用に関する課題

#### 1) 都市計画区域の課題

#### ① 複数の都市計画区域を対象とする広域的なマスタープランの不在

現在 17 ある都市計画区域の指定状況において、熊本都市計画区域については 5 市町で 1 つの広域都市計画区域を構成していますが、その他の 16 の都市計画区域はすべて単独行政区域での都市計画区域指定となっています。

隣接する都市計画区域間において、個別の都市計画区域がそれぞれの都市像の実現を目指す中で、整備の優先順位等が異なるなどの理由から、都市計画道路等において、連続した整備がされていないなどの問題が生じています。

また、市町村の広域合併で誕生した新たな行政区域において、複数の都市計画区域を含んだままとなり、都市計画区域マスタープランより市町村マスタープランの対象範囲が広いという逆転ケースも発生しています。

このような問題に対しては、複数の都市計画区域を含んだ広域的なマスタープランを策定して、都市計画区域間での一体的な施設整備等の考え方を共有することが重要です。

#### ② 合併に伴う市町村再編後の都市計画区域の継続的な見直し

平成の市町村合併が一区切りした後の新たな行政区域において、対応すべき都市計画区域の再編が当初方針に基づいて進められました。しかしながら、まだ検討を継続している都市計画区域が残存しており、今後も都市計画区域の再編に関する対応が必要となっています。

#### 2) 政令指定都市熊本市との調整課題

#### ① 熊本都市計画区域における政令指定都市熊本市との計画立案調整

熊本市の政令指定都市移行、及び第2次地域主権一括法(平成23年法律第05号)の施行に伴って、都市計画決定における本県と熊本市との役割に変更が生じています。都市計画行政に関する実施体制の確立や具体的な調整等が必要となっています。

#### ② 区域区分制度の適切な運用

本県では、熊本都市計画区域において区域区分を適用しています。

政令指定都市となった熊本市の周辺においては、都市化圧力の増加も想定されることから、人口の将来的な増減にあわせた適正な運用を、継続的に行っていく必要があります。

その他の都市計画区域においても、都市計画法令の定める基準を踏まえ、区域区分の適用やその他の土地利用制度の適用などを行っていく必要があります。

#### 3) 土地利用制度適用における課題

#### ① 用途地域外の区域における開発の適正誘導

本県では、全17区域のうち14の都市計画区域において用途地域の指定が行われ、建築基準法と連動しながら、良好な市街地形成に向けた規制・誘導が行われています。

しかしながら、これらの区域のうち、一部の非線引き都市計画区域では、より規制が緩やかな 用途地域外での開発が進み、用途地域内で人口が減少する一方で、用途地域外における人口増加 がみられることから、用途地域外での開発を適正に誘導するために、特定用途制限地域等の規制 制度を積極的に活用していく必要があります。

② 用途地域内における開発の適正誘導や地区計画制度の活用

昭和55年(1980年)に創設された地区計画制度は、市町村毎の特色あるまちづくりのツールとしての活用が可能で、全国的にも多くの地区で都市計画決定された実績があります。

今後は、用途地域等の土地利用規制の補完や住民発意により魅力ある都市づくりを実現しコンパクトシティの形成に資するため、地区計画のより一層の活用を図る必要があります。

#### 4) 市街地整備における課題

#### ① 良好な市街地形成のための市街地整備の推進(都市施設、市街地開発事業)

街路・公園・下水道などの都市基盤施設は、都市に生活する人々の利便性や快適性の確保に加えて経済・産業活動の支援など、都市の発展に欠かせない施設として積極的に整備が進められてきました。しかしながら、都市の急速な拡大に対応する建設予算の確保が難しいなどの理由から、依然としてその整備状況は充分な水準に至っていません。

都市計画道路は、郊外部でのバイパス建設や新市街地形成にあわせた整備が先行される一方で、 既成市街地内での整備等が遅れています。人口減少社会を迎え、コンパクトシティの形成が求め られる中、既成市街地等での整備に積極的に取組んでいく必要があります。

公園は、多くの都市で高い整備率に達していますが、計画水準が低い都市も見受けられます。 公園・緑地空間の適正な規模、配置に関する計画を定め、住民の憩いと安らぎの場を充分に確保 していく必要があります。

下水道は、各都市とも普及率は低い水準にとどまっています。健康で快適な生活環境の確保や、 河川、湖沼、海域などの自然環境保全に資するため、都市の規模や集積状況等の地域特性に合わ せて効果的・効率的に進めていく必要があります。

市街地開発事業は、主に新市街地の形成において活用されていますが、今後は都市の低炭素化につながるコンパクトシティのために、既成市街地の再生や基盤整備の推進等に積極的に活用していく必要があります。

#### ② 優れた地域固有の資源を活かした景観形成や保全

本県では、これまでの景観の保全・形成についての基本理念の不統一や、法的強制力がないために十分な景観保全が実行されなかった問題に対して、景観法に基づく「熊本県景観計画」の策定や、「熊本県景観条例」の一部改正等により新たに変更命令等を条例化するなどの対応を図っています。

また、「くまもと景観賞」などを通じて、県内の優れた地域資源を活かした景観形成を促進しており、今後とも、景観法活用などの新しい対応を踏まえながら、更に良好な地域づくりを進めていく必要があります。

#### 5) 都市計画区域外における課題

#### ① 都市計画区域外における適切な土地利用の誘導

平成の市町村合併が一区切りした自治体の多くで、新たな将来都市像を掲げての都市づくりの 取組みが進められています。このような都市づくりを進める際には、都市計画区域外においても 近年の都市化の動向を見極めながら、必要に応じて新たな都市計画区域の指定を検討するなどの 対応が必要となります。

また、特定のエリアにおける開発圧力の高まり等に対しては、準都市計画区域の適用等による適切な土地利用の誘導についても、積極的に検討していく必要があります。

#### 6) 県民に対する都市計画制度の十分な周知のための取組みにおける課題

#### ① マスタープランの進行管理

都市計画区域マスタープランに位置づけられた都市計画等の取組みや目標について進行管理 がなされていません。

県民に対する充分な周知のため、その評価方法等を提示し、市町村の協力のもと適切な進行管理を実施していくことが必要となっています。

#### ② 都市計画の役割や成果のアピール不足の解消

県民の都市計画行政に対する理解や支援・協力を高めていくためには、都市計画制度が身近に どのような効果をもたらすかなどについて、できるだけ具体的な数値などを提示しながら分かり やすい資料を作成し、周知していく必要があります。

また、都市計画行政を担当する自治体から、都市計画事業の目標年次の提示、及び事業の進捗状況等を定期的に広報することで、その成果を伝えていくことが必要です。

特に都市計画の立案にあたっては、計画立案の段階から県民の声に耳を傾け反映していくことが望ましいことから、そのための体制を構築しておくことも必要です。

#### 7) 「コンパクトな都市づくり」の実現に向けた取組みにおける課題

「コンパクトな都市づくり」には、区域区分や用途地域指定等の土地利用制度の的確な運用が必要ですが、土地利用制度の活用方法や、行政コストからみた都市経営的な検討を促す考え方などの提示が、まだ十分ではありません。

また、地球温暖化対策の柱として取組みが求められている「低炭素まちづくり」への対応も始まったばかりです。

今後は、これまで目標としていた「コンパクト」な都市づくりの視点に加え、低炭素なまちづくりの視点や都市経営の面から持続可能な視点等を加えた新たな目標を掲げ、具体的な取組みを 実際に進めていくことが必要です。

# (4) 課題を踏まえた新たな視点

前方針策定時に提示した視点に加え、熊本地震を踏まえた新たな視点を提示します。

#### 1) 過去の災害から得られた経験を教訓とした都市防災の方向性の提示

本県では、"被害を出さない"という考え方のもと、災害に強い地域社会を形成するための社会資本整備を中心にした防災まちづくりに取り組んできましたが、東日本大震災を契機として、ある程度の被害を想定した上で、その被害を最小限に食い止める減災の視点にたった都市防災を進めてきました。

しかしながら、熊本地震では防災拠点が被災したことにより防災機能が十分に発揮されない状況や、交通・物流の大動脈である国道 57 号をはじめとする幹線道路などが長期間にわたって利用できない状況が生じるなど、想定を超える災害を経験しました。

熊本地震をはじめとした過去の災害から得られた経験を教訓として、ハード施策・ソフト施策の両面から、今後生じる恐れのある大規模自然災害では、被害の最小化を図るよう都市防災を進めるとともに、創造的復興に取り組むことが必要です。

#### 2) 土地利用面でのコンパクトシティに対する実践方法

"コンパクトな都市づくり"について、その概念の認知は進んでいるものの、低炭素まちづくりや少子高齢社会の進行に対応する土地利用面での具体的な対応がまだ十分にはできていません。また、道路をはじめとする都市インフラ、学校・庁舎・市民利用施設などの公共施設、公共交通や福祉サービス、財政負担の軽減等についても考慮する必要があります。

加えて、コンパクトな都市づくりとあわせて、生態系が都市を支える流域圏や崖線などに存在するまとまった緑の保存を図ることで、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など自然環境の共生にも十分配慮する必要があり、都市づくりの概念を広げた「コンパクトシティ」の実現が求められています。

基本方針においては、これらの施策への対応について考え方を示すことが重要であり、特に区域区分や用途地域指定等の土地利用に関する見直しにおいて、コンパクトな都市づくりの実践に活かせるマニュアル等の提示及び従来の都市計画手法の適切な運用に加えて、民間活動を重視した都市計画制度の運用にも留意していくことが必要です。

#### 3) 景観等を考慮した地域の文化・資源等の活用

当初方針策定後の平成 17 年(2005 年)6 月に「景観緑三法(景観法)(景観法の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律)(都市緑地保全法等の一部を改正する法律)」が施行されました。

同法では、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の 策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による 支援等所要の措置を講じて、都市や農山漁村等における良好な景観形成を図ることとしています。

あわせて、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等所要の措置を講じることが定めらました。

このように、地域資源を活用し、都市の再生や地域の活性化に寄与できるよう、景観等を考慮 した地域の文化・資源等を活用するまちづくりが必要となっています。

また、平成 20 年(2008 年) 7月に閣議決定された「国土形成計画(全国計画)」及び第四次「国土利用計画(全国計画)」の中でも景観(ランドスケープ)の重要性が指摘されているところです。

本県では、これまでの景観に対する取組みの中で残された課題に取り組み、さらに「くまもとの夢 4 力年戦略」に掲げた美しく品格ある景観形成の推進や、歴史回廊くまもとの実現に向けて取り組むため、今後 10 年間の景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ「熊本県景観づくり基本計画」を平成 21 年(2009 年) 10 月に策定しました。

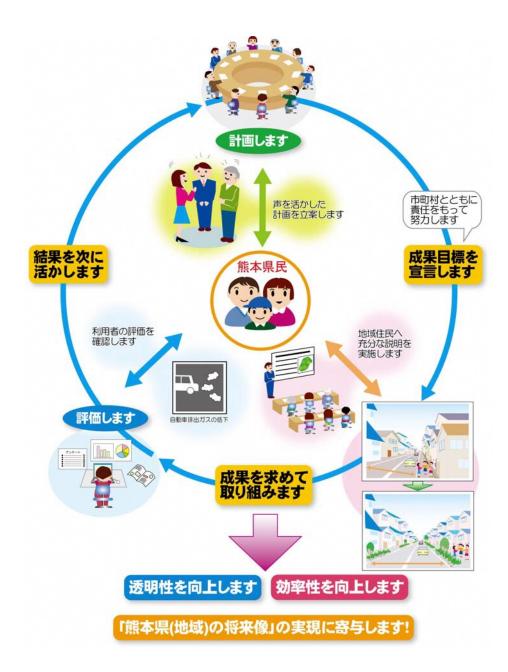
今後さらに、計画実現に向けた取組みを、県、市町村、県民、事業者が連携・協働して進める ことが必要です。

# 4) マネジメントサイクル (PDCA) による都市計画の進行管理の必要性

これからの人口減少が基調となる都市計画行政においては、都市化圧力の増加に対応してきたこれまでの都市施策とは異なり、当面の都市整備像を描き、それに対応する施策実施と検証を重ねながら、随時都市計画を進行管理していく対応が必要となります。

国も、都市計画運用指針の改正(平成 23 年(2011 年) 11 月) において、個別の都市計画見直しにおいてもマネジメントサイクルを重視し、都市計画総体としての適切さの追求の必要性を強調しています。

本県においても、都市計画区域マスタープランの進行管理の必要性及び基本的な枠組みを明らかにすることが必要です。



▲図表 1.20 マネジメントサイクル (PDCA)のイメージ

無

# 第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

# 基本方針の構成

#### (1) 基本方針の全体構成

5. 都市計画制度の運用方針

④県と市町村の連携

今回、第2回改訂として提示する都市計画区域マスタープラン基本方針(以下、「新方針」という)は、前回改訂 したもの(前方針)から構成を変えていませんが、熊本地震の経験を活かすべく、主として「3.県内に共通する都 市計画の方針」の「⑥都市防災についての基本的方針」を改訂することとしています。

#### 3. 県内に共通する 都市計画方針 1. 基本方針の見直し 2. 熊本県の の趣旨と考え方及 都市計画の目標 び構成について 4. 都市計画制度の 運用方針

都市計画の目標

区域区分の決定の

有無及び区域区分

を定める際の方針

主要な都市計画の

決定の方針

(おおむね 10年後)

都市計画区域の

整備、開発及び

保全の方針

(区域方針)

(おおむね 20 年後)

(広域)都市計画区域マスタープラン

〇〇〇都市計画区域マスタープラン

②地域の目標

の方針

決定の方針

③地域ごとの市街地像

4 各種の社会的課題への対応 ⑤都市計画区域の広域的位置づけ

①当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定)

①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定

③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定

④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の

②区域区分の方針(線引き都市計画区域)

③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)

■単独の都市計画区域マスタープランとして作成する場合(これまでと同様の構成)

# (2) 基本方針の内容と都市計画区域マスタープランへの反映

2. 熊本県の都市計画の	2. 熊本県の都市計画の目標						
①都市づくりの基本理念	前方針策定後の変化を踏まえ、本県における都市計画区域マスタープラン作成にあたって基本的な理念を示します(持続可能、エコ)。						
②都市づくりの基本目標	本県における都市づくりの基本理念を踏まえ、基本目標を示します。						
③都市づくりの目標年次	目標年次の設定と成果指標の設定について考え方を示します。						
④策定後の目標等の見直し	定期的な見直しの時期や必要性について考え方を示します。						

県全域に共通した都市 づくりの目標等を示し、各 都市計画区域マスタープ ラン策定に対して、基本理 念の枠組みを示します。

# 都市計画区域の再編の あり方について、その方向 性を示します。

区域区分の決定の有無 に対して、その検討のあり 方を示します。

個別の都市計画の進め

3. 県内に共通する都市	計画の方針
①都市計画区域の	実態の都市圏構造との対応や合併後の市町村の都市計画区域の継続的な見直
指定の方針	しについて考え方を示します。
②土地利用の	各都市計画区域における区域区分の設定のあり方を提案するとともに、中心市
基本的な方針	街地、周辺市街地、郊外部等の土地利用区分毎に土地利用のあり方を示します。
③都市施設整備の	県全域に共通した都市施設の整備方針として、広域幹線道路、公園、下水道等
基本的な方針	の整備のあり方を示します。
④市街地整備等の 基本的な方針	中心市街地や周辺市街地等における市街地整備の進め方について示します。
⑤緑・景観の体系の	県全域に共通した自然的環境の整備・保全の進め方を示すとともに、都市内の
基本的な方針	緑地や景観の整備方針を示します。
⑥都市防災についての	熊本地震の経験・教訓を踏まえたハード・ソフト施策を適切に組合せた対策に
基本的な方針	よる都市防災の対応についての考え方を示します。

方について、基本的な方向 性を示します。

#### 4. (広域)都市計画区域マスタープランの運用 ①広域都市計画区域 広域で都市計画区域マスタープランを作成することの必要性を示します。 マスタープランの役割 ②広域都市計画区域 広域で都市計画区域マスタープランを作成する範囲の設定について考え方を マスタープランを作成 示します。 する範囲 ③広域都市計画区域 マスタープラン策定の 都市計画区域マスタープラン策定に関わる体制等について考え方を示します。 基本姿勢 ④広域都市計画区域の 上位計画や関連計画を基に、都市計画区域で考慮することが望ましい都市整備 都市整備の主要な の考え方を示します。 考え方 ⑤複数の都市計画区域で作 広域で都市計画区域マスタープランを作成することが望ましい 4 地区につい 成する場合の て、望ましいまちづくりの方向性を示します。 都市づくりの方向性 ⑥広域都市計画区域 都市計画区域マスタープランの作成項目について構成を例示します。 マスタープランの構成 ⑦市町村マスタープランと 都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープランとの役割分担 の関係 の考え方を示します。

広域的な視点から作成 する広域都市計画マスタ ープランの運用に関する 考え方を示します。

#### ①都市計画の円滑な 都市計画行政を円滑に進めるために、本県と県民及び市町村行政との関わり方 推進の必要性 について考え方を示します。 ②マネジメントサイクルに 都市計画行政が計画的に執行されているかについて確認するための取組みに よる都市計画の評価 ついて考え方を示します ③住民参加による都市 都市計画区域マスタープランへの住民意見の反映について考え方を示します。 づくりの推進 法改正を踏まえた上で、本県と実際に都市計画を地域で実践する市町村との連

携に関する考え方を示します。

都市計画区域マスター プランを活用して取組む 都市計画制度の運用に関 する考え方を示します。

# ■広域都市計画区域マスタープランとして作成する場合

〇〇〇広域都市計画区域マスタープラン								
広域圏の	広域圏の目標	<ul><li>・広域圏の都市づくりの基本理念</li><li>・広域圏の目標</li><li>・広域圏の将来像</li><li>・都市計画区域の設定</li></ul>						
都市計画の方針 ( <u>広域圏</u> 方針)	広域圏の 都市計画の方針	<ul><li>・土地利用の方針</li><li>・都市施設の方針</li><li>・市街地整備の方針</li><li>・緑の体系の方針</li></ul>						
	都市計画の目標 (おおむね 20 年後)	①地域毎の市街地像 ②各種の社会的課題への対応 ③都市計画区域の広域的位置づけ						
都市計画区域の 整備、開発及び	区域区分の決定の 有無及び区域区分 を定める際の方針 (おおむね 10 年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)						
保全の方針 (区域方針)	主要な都市計画の決定の方針	①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定 の方針 ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定 の方針 ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の 決定の方針						

# 2. 熊本県の都市計画の目標

- 1. 都市づくりの基本理念
- 2. 都市づくりの基本目標
- 3. 都市づくりの目標年次
- 4. 策定後の目標等の見直し

# 1. 都市づくりの基本理念

本基本方針では、都市づくりを進めるための基本理念を次のように設定します。

# 豊かな「もり」\*と共生する持続可能で 活力あるエコ・コンパクトな都市づくり

# ■豊かな「もり」と共生する都市づくり

本県固有の豊かな自然、及び由緒ある歴史文化等の特性を活かしながら、豊かな自然(もり)を有する自然エリアと都市との交流と連携を支えるネットワークを構築するとともに、誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した人と環境にやさしい都市づくりをより広域的な視点から進めます。

# ■持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり

県内各都市の個性を生かしながら、今後の人口動向や低炭素社会への移行、都市防災等への対応を考慮しつつ、地域の生活産業・文化等の活動の拠点となるコンパクトな都市づくりを、地域が一体となって進めます。

行政コストを意識しつつ、これまで以上に適切な範囲で効果的かつ効率的に経済活動が 実践できるように集中的な投資を行います。

「もり」とは、本県固有の豊かな自然環境を表す言葉です。例えば九州中央山地の森林、阿蘇の草原等、熊本県を代表する緑だけでなく、農地や街路樹が植栽された道路、河川や海等を含めて、自然界全体を総括する概念として「もり」と表現します。

九州のほぼ中央に位置する本県は、全国 15番目の面積を有する県土に、約 182万人の人口を擁しています。この人口の約7割が居住する都市計画区域のエリアは、県土面積の約2割を占めるに過ぎません。この都市計画区域のエリアには、人口の集積とあわせて商業、工業等の都市型産業が集積し、本県の主要な産業経済活動や行政・文化等の諸活動が行われています。

これらの都市計画区域エリアでは、これまで人口及び産業経済の拡大に伴って市街地が拡大するとともに、都市活動の円滑化や生活環境の整備等を目的として都市づくりが進められてきました。

しかしながら、県内各都市における最近の人口動向では、熊本市を中心とした熊本都市計画区域 や周辺の一部で人口増加が続いていますが、その他の多くの都市では人口が減少傾向にあります。 また、これらの都市のほとんどで、全国平均を上回るペースでの高齢化が進行しています。

また、熊本都市計画区域を除いた県内の多くの都市で、市街地の拡大傾向が落ち着いて都市が成熟する「都市型社会」へと移行してきましたが、「都市型社会」に対応する都市づくりはあまり進んでいません。

都市活力の低下や都市内の低未利用地の増加、さらに中心市街地の衰退の一方で、自動車交通量の増加による郊外部での交通混雑や環境問題の発生、県民の身近なところでの犯罪など、急速に都市が拡大する「都市化社会」の時代とは異なる都市問題が様々な形で発生しています。

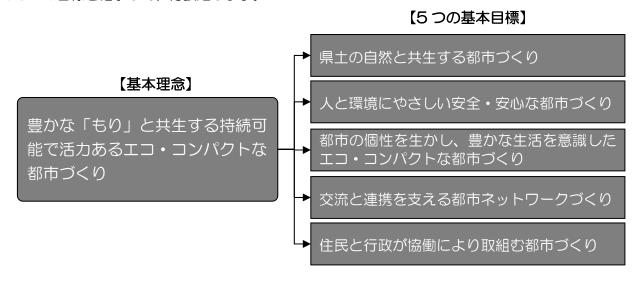
これからの「都市型社会」の都市づくりに向けては、都市の問題を直視し、身近な都市整備によって既存ストックを有効活用した生活環境重視の質的充実を進めることが重要です。

そのため、人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するためにエコロジー(生態学や環境問題)やエコノミー(経済)に着目し、当初方針の理念である「コンパクト」に「エコ」を加えた「エコ・コンパクト」を基本理念に追加することとしました。なお、2つの「エコ」の理念は「エナジー」にも繋がるものと考えております。

また、都市の個性が活力を生み、都市間の交流・連携がそれぞれの都市の機能不足を補い、県民 一人ひとりが幸せを実感できるような都市づくりを目標として、「活力」という言葉を新たな基本理 念に掲げることとしました。

# 2. 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本理念のもと、県内全都市計画区域を対象とする都市づくりの目標を、当初方針の5つの目標を継承して、再設定します。



# (1) 県土の自然と共生する都市づくり

県土を「都市エリア」とそれ以外の生活圏域である「田園・中山間地エリア」及び都市エリアと田園・中山間地エリアを取り巻く山地や海辺などの自然に恵まれた範囲である「自然環境エリア」に分類します。また、これらの自然環境エリアを包含する河川の流域圏や沿岸域が、県土にはおおむね5つに存在しており、この5つの圏域を、都市環境圏として設定し、県土の自然と共生するエコ・コンパクトな都市づくりを実践していきます。

# 「都市環境圏」 <u>自然環境エリア</u> 都市エリア 田園・中山間地 エリア 流域圏・沿岸圏

▲図表 2.1 県土の自然と共生する都市づくりのイメージ



▲図表 2.2 県土の自然を支える都市環境圏イメージ

#### (2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり

ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりを基本に、循環型社会の構築の必要性や都市防災・ 犯罪の予防の強化の必要性等に対応して、環境負荷が少なく災害に強くかつ災害等不測の事態が生 じた場合でも円滑に対応でき、交通安全や犯罪の面でも被害に遭いにくいよう防犯灯や防犯力メラ 等の設置等がなされた安全・安心な都市の形成を進めます。

なお、熊本地震の経験・教訓を踏まえて、新たな課題に対応する必要が生じた地域においては、 これまで以上にハード施策・ソフト施策の両面から都市防災への強化を行い、安全・安心な都市の 形成を進めます。

(3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり 本県の豊かな自然環境及び由緒ある歴史・文化により育まれた都市の個性を生かしながら、美し い環境、風格ある都市づくりを実践していきます。

また、今後の人口動向に対応して豊かな生活を営めるような都市を目指し、市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現する「エコ・コンパクトな都市づくり」を進めます。

少子高齢社会が進展する中で、これまでのように拡散型の都市構造の進行を放置した場合には、 例えば、下記のような問題の発生が予想されます。

- ① 自動車の運転ができなくなる高齢者の増大に対し、十分な公共交通サービスを提供できずに移動制約を強いられる不自由な生活
- ② 広域的な都市機能の無秩序な拡散・立地による中心市街地衰退と「まち」の質の低下
- ③ 都市機能の拡散、散在が招く「移動距離の増大」「過度の自動車依存などによる CO<sub>2</sub> 排出量の増加」
- ④ 都市施設の維持管理、福祉施策等の行政コストの増大

このような問題による社会への悪影響を極力小さくするためには、エコ・コンパクトな都市づくりが望まれますが、これまでは「基幹都市」「拠点都市」として位置づけられた都市の範囲で、具体的なエコ・コンパクトシティのイメージが共有されていませんでした。

新方針では、国が定めた国土形成計画(九州広域圏地方計画)において設定されている都市区分を もとに、それぞれの都市において具体的なエコ・コンパクトシティ形成のイメージを示し、その共 有を図ることとします。

エコ・コンパクトシティの形成イメージは「①都市の拡散防止」「②中核性の強化」「③衰退を防止するための一定の小規模拠点の集約化」等の視点で作成しました。

▼図表 2.3 エコ・コンパクトシティ形成の想定イメージ

	市街化区域・用途地域	用途地域無指定
● 基幹都市 熊本都市圏は、熊本市の中心市街地と その周辺の核となる市街地で構成され ており、これらの市街地が連携して都市 圏を構成する多核連携型の都市構造を 進めます。 また、地域の安全・安心を広域的に支 える高次医療機能や大学等の高等教育 機関、国際的な交流施設、スポーツ施設 等の集積が進められつつあるとともに、 豊かな歴史・文化に育まれた地域の特徴 を活かした産業集積がある都市づくり を進めます。 ※熊本都市計画区域のイメージ	・熊本市 ・合志市 ・菊陽町、益城町、嘉島町	
● 拠点都市・生活中心都市 【拠点都市】: 一定規模の都市機能の集積・充実・強化が図られ、広域的都市利便性を実現する都市づくりを進めます。 ※八代都市計画区域のイメージ	・八代市	
【生活中心都市】:基礎的な一定レベルの生活支援機能の維持・向上等を実現する都市づくりを進めます。 ※用途地域を指定している都市計画区域のイメージ	・人吉市・荒尾市・水俣市 ・玉名市・天草市(旧本渡市) ・山鹿市・菊池市・宇土市 ・宇城市 ・大津町、長洲町、御船町	_
● その他の都市 日常生活を営む上で必要な商業や医療等のサービスが集積し、自転車や徒歩で一定の行動ができる地域づくりを進めます。 ※用途地域無指定の都市計画区域のイメージ		・天草市(旧牛深市) ・阿蘇市 ・芦北町

なお、エコ・コンパクトシティ形成のイメージ図は、2章の最後に掲載しています。

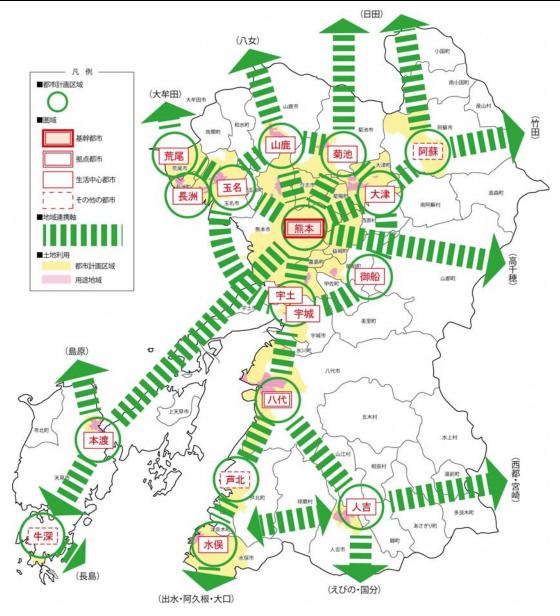
# (4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり

県内の都市計画区域を有する圏域について、広域交通・情報基盤で構成される連携軸の整備・強化により各都市間相互の結びつきを強め、本県固有の豊かな自然や由緒ある歴史文化等の特性を広く県外の方に体験してもらえるように交流や機能連携を促進して、活力あふれる都市づくりを引き続き進めます。

特に九州新幹線鹿児島ルートの全線開業効果を県内全域へ波及させるため、水俣・人吉間についても連携軸を想定し、対応を図っていきます。

一方、国土強靭化の観点からも、九州の縦軸・横軸の多重性(リダンダンシー)の確保や阿蘇くまもと空港へのアクセス機能の強化等への対応を図っていきます。

※国土形成計画(九州圏広域地方計画)では、「基幹都市(県庁所在地:熊本市)」「拠点都市(八代市)」「生活中心都市(主にその他の市)」を核とした圏域がうたわれています。これらの圏域について九州内の県庁所在地を連絡する基幹都市連携軸、基幹都市と拠点都市とを連絡する都市自然交流軸、及び生活中心都市と各都市を連絡する生活文化交流軸が位置づけられています。これらのうち、都市計画区域を有する都市を圏域として設定するとともに、連携軸・交流軸を「地域交流軸」として設定します。



▲図表 2.4 熊本県の交流と連携を支える都市ネットワーク

#### 第2章 熊本県の都市計画の目標

#### (5) 住民と行政が協働により取り組む都市づくり

良質な地域社会を構築していくためには、情報公開と住民参加を基本として、都市計画制度を有効に運用しながら、住民と行政との協働により都市づくりの取組みを進めます。

特に都市計画に関する方針や計画の立案にあたっては、女性・高齢者・障がい者等の多様な意見が反映されるよう立案検討の段階から積極的に住民参加を求めていくこととし、関係者と協議・連絡調整を十分に行うことができるよう検討委員会等の場で議論を深めることとします。

また、都市計画区域マスタープランの策定においては、県及び市町村間での緊密な協議・調整を 行い、都市計画区域一体として整合の取れたマスタープランの策定に向けて取組みを行います。

このように、複数の行政関係機関、及び住民が一体となって都市計画の取組みを実践し、一定の 期間内に地域が抱える課題の解決の一助として都市計画が果たした役割をお互いが理解した上で、 実践した成果を評価し、その結果を次の計画に活かすマネジメントサイクルによる進行管理を進め ていきます。

## 3. 都市づくりの目標年次

今回の基本方針に基づいて作成される都市計画区域マスタープランでは、都市づくりの目標年次と合わせて、都市計画区域マスタープランが果たす役割が達成されたか評価できるように地域の実情に応じた成果目標を設定します。

目標年次については、都市計画区域マスタープランの改訂時から、おおむね 20 年後の都市の姿を展望します。

なお、市街化区域の規模等や都市施設、市街地開発事業については、おおむね 10 年後の姿を想 定した上で対策を進めます。

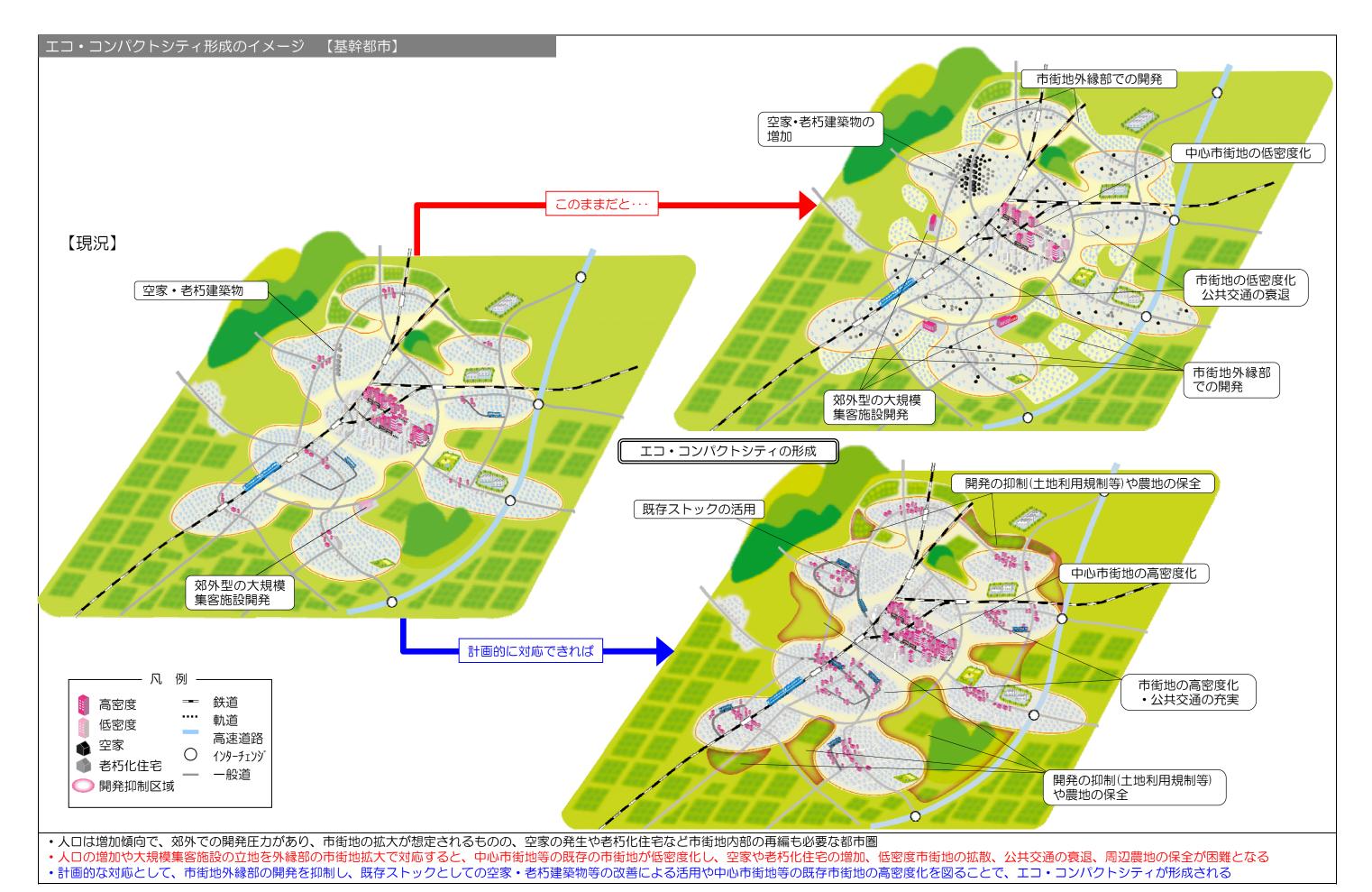
都市計画の将来的な展望市街化区域の想定都市施設等の整備目標おおむね 20 年後おおむね 10 年後おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定

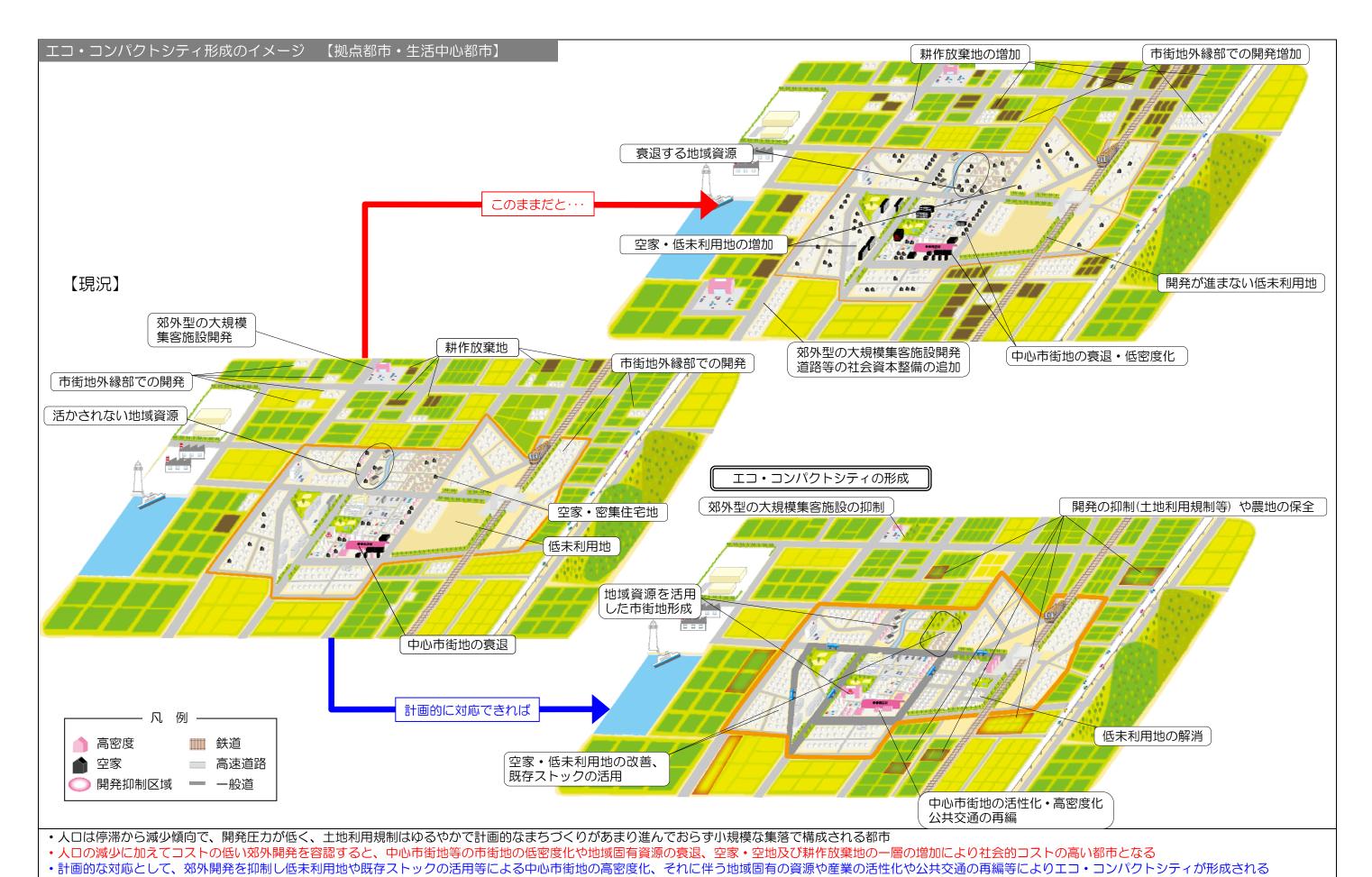
▼図表 2.5 目標年次

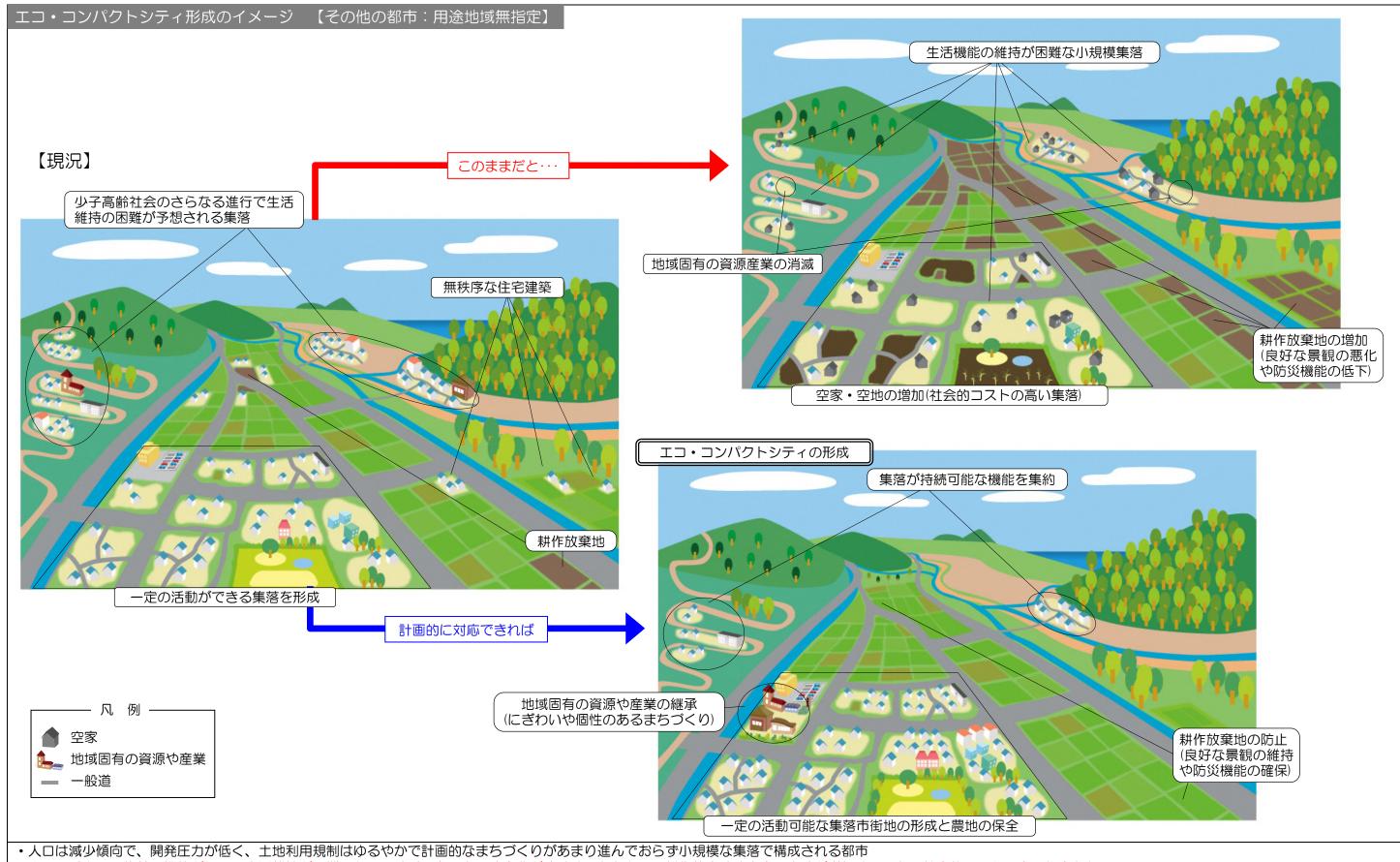
## 4. 策定後の目標等の見直し

都市計画区域マスタープランの見直しは、都市計画法に基づく都市計画基礎調査の結果を踏まえ、 社会的ニーズの変化や著しい土地利用の変化等の可能性や市街化の進捗状況等を把握しながら、原 則的としておおむね5~10年を目途に定期的に行うこととします。

なお、本基本方針については、都市計画区域マスタープランの定期的な見直しと合わせ、必要に 応じて見直しを行うものとします。







- ・人口の減少で、集落の機能が低下し生活維持が困難になり、地域固有の資源や産業が消滅するとともに、耕作放棄地や空家・空地が増加することで社会的コストの高い都市となる
- ・計画的な対応として、集落が持続可能な機能及び地域固有の資源や産業の継承、防災機能の確保などを踏まえた上で空家や空地の集約、耕作放棄地の防止とあわせ良好な景観の維持などエコ・コンパクトシティが形成される

# 3. 県内に共通する都市計画の方針

- 1. 都市計画区域の指定の方針
- 2. 土地利用の基本的な方針
- 3. 都市施設整備の基本的な方針
- 4. 市街地整備等の基本的な方針
- 5. 緑・景観の体系の基本的な方針
- 6. 都市防災についての基本的な方針

#### 1. 都市計画区域の指定の方針

#### (1) 基本的な考え方

都市計画区域の範囲については、個々の都市計画において広域調整の必要性が高まっていることから、地域性を踏まえつつ、将来的には可能な範囲で広域的に設定していくことが望ましいとの視点に立った考え方を基本として、以下の方針で対応していきます。

#### (2) 都市計画区域の指定に関する方針

#### 1) 市街化の動向に対応する都市計画区域の再構成

都市計画区域が指定されていない地域で市街化の進行が見受けられるエリアについては、既にある都市計画区域を変更してその市街化が進行する範囲を取り込むことや、町村単位で新たに都市計画区域の指定を行うこと等により、無秩序な市街地の拡大の抑制や良好な環境を持った市街地の形成を誘導することを検討します。

なお、「熊本県準都市計画区域指定に関する方針」(平成 22年度)で候補地として抽出したエリアについては、市町村との協議を深め、積極的に準都市計画区域の指定を行います。

#### 2) 市街地の連続性に対応した都市計画区域の統合

複数の都市計画区域間において、土地利用に関する規制や道路をはじめとする都市施設の体系に連続性があり、日常的な生活の場として、また、経済活動の場として一体的な都市としての特性を強く有している場合には、市町村の意向を踏まえながら広域圏として都市計画区域の統合を検討します。

都市計画区域の統合とは、現在別々の都市計画区域が設定されている地域において、 実質的な都市の一体性に対応させて、都市計画区域を合併し、一つの広域都市計画区域 として指定することをいいます。

#### 3) 市町村の合併を踏まえた都市計画区域の再編

これまでに市町村合併がなされた市町村においては、おおむね都市計画区域の再編を実施し、新しい都市づくりの枠組みを明確にしてきました。今後とも、合併市町村における総合的な整備、 開発及び保全を踏まえた都市計画区域の範囲について、市町村の意向を踏まえながら必要に応じて区域の再編を進めていくこととします。

- ① 合併後に、一つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在することとなった場合については、 都市計画区域があくまで土地利用の状況や地形等の自然的条件、日常生活圏等から総合的に 一体の都市として判断される区域で指定されることを考慮して、その再編のあり方を検討し ます。
- ② 現在、都市計画区域が指定されていない町村の合併により、新たな市町が誕生する場合には、都市計画区域制度の趣旨に沿って、新たに都市計画区域の指定を検討します。

#### 4) 都市計画区域の廃止

将来にわたって市街地の拡大など都市化の進展が見込まれず、都市計画が充足し新たな都市計

画を必要としない区域であって、自然環境の適正な配置が維持されるとともに、農林漁業との健全な調和が恒久的に図られる場合には、市町村の意向を踏まえ都市計画区域の廃止について検討します。

## 2. 土地利用の基本的な方針

地域の特性や土地の個性を踏まえ、社会的コストに配慮しながら、自然災害への対応、環境への負荷軽減及び地域の文化や自然との調和を図るため、土地利用制度を適切に活用します。

#### (1) 県内全体の土地利用の方針

#### 1) 都市的土地利用の適正なコントロール

県人口は全体的に減少していますが、開発行為等により用途地域外等の郊外部で人口が増加している区域が見られます。このような地域の市街化についてはエコ・コンパクトな都市づくりの 視点から原則的に抑制していくこととします。

ただし、熊本市を中心とした都市圏では、人口が増加傾向にあることから都市化の進展は、当面続くことが考えられますが、エコ・コンパクトシティ形成の観点から市街地拡大に対応した土地利用の適正なコントロールを行っていきます。

#### 2) 行政コストを考慮した土地利用

新しく市街地を拡大するような土地利用については、広域的に見ても必要性が高く、開発に関わる初期投資以外に、開発後数十年にわたって必要となる社会資本の維持管理費等を加味して開発の必要性を判断していきます。

#### 3) 環境負荷の低減に寄与する土地利用

無秩序に拡散する市街地形成を誘発するような土地利用は、都市内の移動コストの増加や CO<sub>2</sub>排出量の増加といった地球温暖化やエネルギー問題など、地球規模の環境問題の顕在化に影響する恐れがあることから、環境負荷の低減などに寄与できる集約型の土地利用の実現を図っていきます。

#### 4) 自然災害の軽減に寄与する土地利用

熊本地震やこれまで経験した各種災害を踏まえ、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要性がますます高くなっています。

従って、大規模な地震による液状化や大規模盛土造成地滑動崩落等の発生や地震に伴う津波、 及び集中豪雨に伴う都市水害や中山間地域における土砂災害等の発生を考慮し、災害リスクについて、ハザードマップ等で整理された情報も活用しながら、県民生活の防災・減災面からみた土地利用の規制等を、引き続き行っていきます。

#### 5) 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換

人々の余暇時間の増大や都市住民の自然回帰指向の増大などにより、地域文化や豊かな自然環境に接する場へのニーズが高まる中、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業により交流圏の拡大が進んでいます。

これを地域活力向上の契機ととらえ、世界遺産登録にむけた準備活動などと連携しながら、地域固有の資源を自然との調和を図りつつ、地域が長年に渡って有効活用できる土地利用の実現を図っていきます。

#### 6) 都市的土地利用の計画的な推進

都市的土地利用の推進に当たっては、都市の成長管理や防災・環境面からの課題解決を図りながら、都市の成長もしくは持続性を維持する計画的な土地利用を進めるために、熊本県国土利用計画などの総合的な土地利用計画、自然公園地域や農業地域などの自然的土地利用規制と調和を図ります。

なお、既成市街地の周辺部で進行する市街地の拡大は、原則的に抑制することとし、その必要性が十分に確認された上で検討を進めることとします。

#### 7) 土地利用制度の活用

「エコ・コンパクトシティ」の実現には、土地利用制度の活用が不可欠です。用途地域等の土地利用制度は広く利用されていますが、特定用途制限地域や特別用途地区など充分利用されていない制度があります。市町村による土地利用制度の活用を支援するため、「熊本県におけるエコ・コンパクトな都市づくりに向けた土地利用制度活用の手引き」を作成します。

#### (2) 区域区分制度の適用の方針

#### 1) 区域区分制度の意義と現状

区域区分制度は、昭和 30 年代から 40 年代にかけて、急激な都市への人口集中とそれに伴う 市街地の無秩序な外延化が問題視されたことにより導入されました。本制度は、都市計画区域を 「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分(いわゆる「線引き」)することで、都市の健全な発展 を誘導することを意図して制度設計されました。

市街化区域が、計画的な市街化を積極的に押し進めようとするのに対して、市街化調整区域は、 一定の条件を満たす開発以外は厳しく規制され、都市における自然的環境の保全や農林漁業環境 との調和を図ろうとするものです。

このように全く性格の異なる2つの区域に区分することで、都市の無秩序な拡大を抑制し、効率的な土地利用や道路・公園・下水道などの都市施設の効率的な整備などを実現しようとするところに区域区分の意義があります。

#### 2) 本県における区域区分制度

現在、本県では「熊本都市計画区域」(2 市 3 町)において区域区分制度を適用することが望ましいと判断し、都市人口の一貫した増加に対して、厳しい開発規制や自然環境の保全を行うとともに計画的な市街地集積を進め、高密度で良好な市街地の形成を図っています。

一方で、少子高齢社会の進展等を背景として市街化調整区域の集落の維持が困難になっている 地域が生じるなどの問題点も指摘されており、必要に応じて集落内開発制度を活用するなど、集 落機能の維持を図っています。

#### 3) 区域区分制度の適用方針

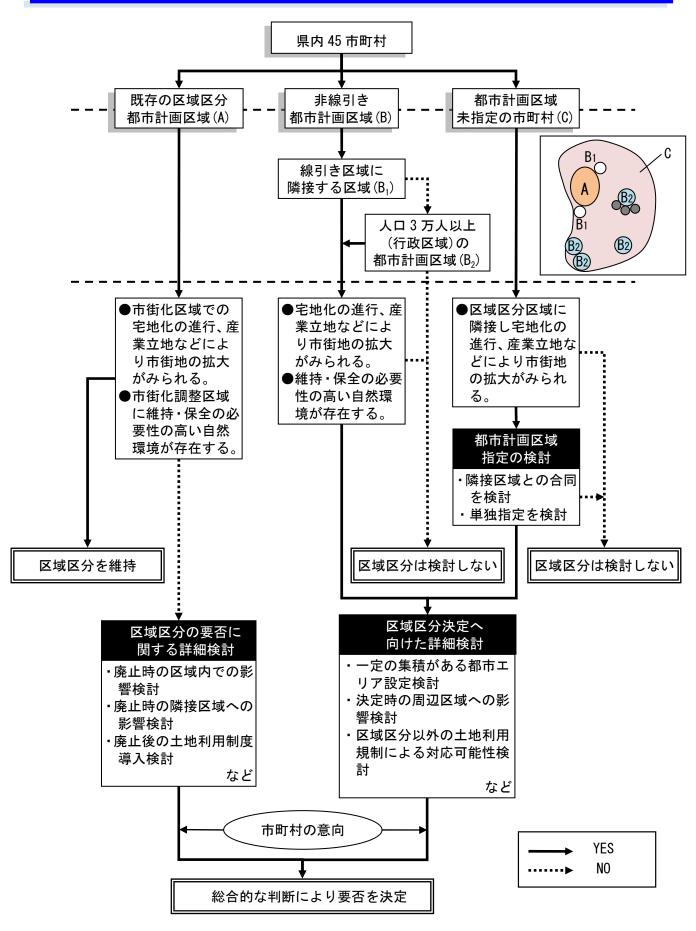
これからの区域区分制度の適用については、以下の考え方に基づいて進めます。

都市計画区域マスタープランの中で、地域特性や社会動向を総合的に 判断して対応(区域区分制度の適用の要否の判断)

区域区分の要否を判断するためには、本制度が様々な権利に対する制限をもたらすことなどを 考え合わせると、慎重な対応が必要です。

特に新たに区域区分を決定したり、廃止したりする場合には、対象となる都市のみならず、周辺の関係市町村への影響も大きいことから、これらの市町村との十分な意見交換が必要です。

このため、本県における区域区分の「決定」「廃止」については、都市の集積度や成長度を判断 した後に、農政部局との調整、及び自然環境への配慮に加え、周辺市町村との関係等の要因に基 づいて総合的に判断を行い、対応していくこととします。



▲図表 3.1 区域区分の要否判定フロー

#### (3) 市街地の特性に応じた土地利用の方針

- 1) 中心市街地等における土地利用の方針
- ① 安全・安心なまちづくりを実現する密集した市街地の改善

道路、公園などの都市基盤の整備が不充分なままの密集した市街地においては、住民や来訪者の利便性の低下を招いているばかりでなく、防災上の問題も抱えています。

これらの市街地においては、防災性、防犯性の向上といった観点から、道路や公園の整備などによりオープンスペースを確保し、良好な市街地環境の創出を図るものとします。

また、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備手法なども活用し、総合的に都市基盤整備がなされた良好な市街地形成に努めます。

#### ② 都心居住を促進させる中心市街地等の再構築

近年、本県では、全県的に市街地が郊外部へ拡大する一方、中心市街地等における商業地の衰退や空洞化が顕在化しています。このような市街地の拡大は、自家用車による移動を前提としている場合が多く、高齢者、障がい者等の移動制約者に対して日常生活が成立し得ない状況を招く恐れがあります。

こうした状況に対応するため、土地利用制度の活用により市街地の郊外部への拡大を抑制するとともに、道路、公共交通機関をはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や安全な自転車走行空間の整備充実を図り、人々の居住地そのものを都心や近郊の公共交通の利便性が高い地域へと回帰させる住環境整備、及び商業地の魅力向上など都市機能の再編を図っていくものとします。

#### 2) 周辺市街地における土地利用の方針

① 地域地区の活用による良好な市街地環境の創出

建築物の用途や形態を規制する用途地域は、地域地区の根幹をなす制度で、良好な市街地形成を図るための有効な都市計画制度です。この用途地域と合わせて、これを補完する特別用途地区などを決定し、より快適で美しい住環境や都市環境の確保に努めます。

#### ② 地区計画の活用による良好な市街地環境の維持・保全

地区計画は、街区単位できめ細かな市街地像を実現していく制度であり、魅力的な市街地の形成のため、積極的に活用されることが望まれる制度です。

土地区画整理事業などの面整備事業や共同建て替え等により、既に良好な都市環境を有する市 街地や新たに計画的に市街地形成がなされる地区においては、地区計画制度を活用し、具体的な 市街地像を明らかにしつつ良好な都市環境の維持・保全に努めます。

地区計画は、エコ・コンパクトシティの実現につながるよう、用途地域において積極的に活用し、地域住民にとって質の高い住環境の形成が図られるよう市町と一体的な対応を図っていきます。

また、現在の暮らしやすい良好な住環境を保全するため、地域の特徴に応じた地区計画や建築協定を定め、住民が合意した一定のルールの基で建て替えや日常的な維持管理が継続的に行われるように取り組みます。

#### ③ 低未利用地における土地利用転換の推進

産業構造の変化や人口減少等によって生じた低未利用地は、再開発地区計画等の活用や適切な 土地利用の見直しにより、民間活力を活用しながら必要な公共施設の整備を推進し、土地の有効 利用を図るとともに良好な都市環境の維持・保全に努めます。

#### 3) 郊外市街地(市街化調整区域、非線引き白地地域)における土地利用の方針

#### ① 本県の特性を踏まえた開発許可制度の運用(市街化調整区域)

県条例などに基づいて定められる集落内開発制度の適用区域では、一定の要件を満たす開発を 許容することとなることから、本県の特性を踏まえながら、区域指定の要否も含めて十分に検討 した上で、必要に応じて適切な運用を図っていくものとします。

指定にあたっては、集落機能の維持等を主な目的として、農業をはじめとした周辺環境に十分 配慮し、厳格な運用を行います。

#### ② 土地利用制度の適用(非線引き白地地域)

非線引き白地地域においては、建築規制が相対的に緩やかであるため、住工混在による住環境の悪化や、低層住宅や農地に近接して高容積の建築物が建設された場合の通風・日照問題の発生などを招くことが懸念されます。

特定用途の建築物の立地規制を行える「特定用途制限地域」の活用や形態規制の見直し等により良好な環境の維持を図ります。

#### ③ 地域の活力向上に資する拠点開発の誘導

高速交通体系の整備が進められる中で、新たな結節部のインターチェンジ周辺においては、本 県の拠点性を活かした流通機能等の誘導を検討します。

#### 4) 都市計画区域外における土地利用の方針

本県では、「人口集積地区に隣接・近接する地域への開発の滲みだし」や「インターチェンジ周辺や幹線道路沿道における大規模開発」「周辺環境に配慮しない建築用途や規模・意匠の建築物の立地」といった問題が生じていることから、人口集積地に隣接する開発圧力の高い地域や、大規模集客施設の立地可能性が高い地域について、特に準都市計画区域制度の適用を積極的に図り、周辺環境と調和した市街地形成を適正に誘導します。

## 3. 都市施設整備の基本的な方針

都市施設とは道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称で、都市計画法では次の施設を都市施設としています。

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場 など	医療施設、	病院、保育所など
公共空地	公園、緑地など	社会福祉施設	
供給施設 • 処理施設	水道、下水道、ごみ焼却場な ど		市場、と畜場、火葬場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務
水路	河川、運河など	その他	団地、電気通信施設、防風・防火・防
教育文化施設	学校、図書館、研究施設など		水・除雪・防砂・防潮施設

これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定める

こととされており、隣接他県の都市計画の動向等、広域的視点を踏まえて検討します。

#### (1) 交通施設の整備方針

本県は、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業や高速道路網の整備により、九州全域の中で広域高速交通網の中心的な役割を果たすことが期待されています。市街地における道路や公共交通機関等の交通施設網については、広域高速交通網との一体的かつ円滑な利用ができるネットワークの形成が求められています。

また、国土強靭化の観点からも、九州の縦軸・横軸の多重性(リダンダンシー)の確保や阿蘇くまもと空港へのアクセス機能の強化等への対応が求められています。

これらの役割を果たすため、「広域道路網マスタープラン」「熊本県の道路整備に関する中長期計画」「熊本都市圏交通マスタープラン」等との整合を図りながら、以下の取組みを進めます。

#### 1) 広域的な交通体系の整備

本県における広域的な交通体系は、九州圏内の拠点都市と熊本都市圏をネットワーク化する広域交通体系と、県内の各都市圏や県境をはさんで隣接する都市圏間相互をネットワーク化する交通体系とによって構成されます。

#### ① 九州の中央(北九州〜福岡〜熊本〜鹿児島)に沿った基幹都市連携軸の強化

熊本市は、国が定めた「国土形成計画」において、三大都市圏に次ぐ九州圏の中で、福岡市や 北九州市等と同じ基幹都市圏として位置づけられており、高次な都市機能の集積の拠点、広域国 際交流の拠点として今後の展開が期待されています。

さらに、政令指定都市となった熊本市が、将来的な道州制への移行を念頭に州都として必要な 都市機能を有し、九州の中心としての役割が果たせるようになることが求められています。

これらの基幹都市機能の展開は、九州北部の福岡・北九州基幹都市圏や県庁所在都市との相互 の役割分担と連携を進めることにより可能となります。

注)高次な都市機能:高次な教育・文化、医療・福祉、業務管理、研究開発、国際交流機能等

そのため、以下のような広域高速交通体系の整備によって、熊本基幹都市圏と九州内の基幹都 市圏やその他の中心都市等との一層の交流・連携促進に役立つネットワークの整備を図ります。

- ①九州の中央(北九州〜福岡〜熊本〜鹿児島)に沿った基幹連携軸の強化
- ②熊本空港へのアクセス機能やハブ機能の強化

中でも、南九州西回り自動車道の整備促進による鹿児島県との連携強化、及び有明海沿岸道路 II 期を計画路線へと格上げし、熊本基幹都市圏と九州北部の基幹都市圏等との一層の交流促進に 寄与するネットワーク強化が図られるよう努めます。

#### ② 高速交通体系と一体となった県内外の都市圏間を結ぶ広域ネットワークの整備

県内の拠点都市圏や基礎生活圏の機能を発揮するためには、基礎的な都市的サービス等の機能の充実に加え、熊本基幹都市圏の持つ高次な都市機能を波及させるほか物流交通の円滑化や観光交通を促進させるため、以下のような高速交通体系と一体となって県内外の都市圏間の交流や連携を促進するネットワーク整備を図ります。

① 九州の中央に沿った基幹連携軸である高速道路から分岐して都市圏間をネットワーク化する道路網の整備

(特に、九州横断自動車道延岡線や中九州横断道路の九州の横軸となる道路網の整備)

- ② 熊本都市圏を中心とした広域的な2環状11放射の骨格道路網の整備
- ③ 県外に隣接した日常的に関係の深い都市圏間を結ぶネットワークの整備

また、九州新幹線の各駅から鉄道の在来線やバス等への円滑な乗り換えができるように交通結 節機能の向上を図るとともに、高速道路インターチェンジ周辺において、高速バスと自家用車の 乗り換え施設等の整備を必要に応じて検討します。

#### 2) 道路構造物の長寿命化方針

橋梁、トンネルといった道路構造物は、高度成長期を中心に多く整備され、築後数十年が経過 し、更新の時期を迎えつつあります。

都市における大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検と長寿命化に向けた修繕方針を踏まえ、事故や大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進していきます。

#### 3) 都市内交诵体系の整備方針

都市内交通体系は、これまで都市化の進展や都市交通需要の増大に応じて整備が進められてきましたが、都市型社会、少子高齢社会を迎え、低炭素まちづくりの観点から都市交通をあらためて再構築する必要があります。今後は主に以下の視点で道路整備や交通体系及び公共交通機関等の既存ストックの改善、活用を図ります。

- ① 公共交通機関の充実や自転車利用環境の向上及び自動車交通の適正化並びに円滑化
- ② すべての人に安全でやさしい移動環境の構築
- ③ 防災空間としての幹線道路の役割の明確化

#### ① 公共交通機関の充実や自転車利用環境の向上及び自動車交通の適正化並びに円滑化

エコ・コンパクトシティの実現を目指し、道路交通負荷の低減や都市構造のコンパクト化、利用し易い公共交通機関を中心とした都市内交通体系への再構築を図ります。

自転車が利用し易い空間やバスとバスとの乗り換え施設や自家用車及び自転車からバスへの乗り換えが円滑となるような施設の整備を行います。また、駅前広場等の整備や新駅の設置など公共交通機関相互の結節機能の強化も図っていくこととします。

① 公共交通や自転車利用環境の充実と自動車交通の適正化

公共交通や自転車利用環境の充実と自動車交通の適正化にあたっては、エコ・コンパクトシティの実現に向けて都市構造のコンパクト化により自動車交通の発集量そのものを抑制します。さらに、道路空間の再配分等により交通手段の分散化を図り、環境負荷の軽減、慢性的な都心地区の交通混雑の改善及び都市住民の交通安全性の向上を推進します。あわせて、今後の都市活動や都市の成長性を確保しながら環境や生活に配慮した効率的な都市交通の実現を目指し、持続可能な交通システムの構築が図られるよう努めます。

#### ② 自動車交通の円滑化

自動車交通の円滑化については、都市内に発着する交通や通過する交通を円滑に処理する必要があり、広域的な交通体系の整備と合わせて都市の骨格を形成する幹線道路網の整備が必要です。

都市の骨格を形成する道路の整備には、エコ・コンパクトシティとしての市街地構造や 都市の規模に応じて優先的に整備する路線を決定する必要があります。

本県の場合は、熊本市が放射環状型、その他の都市は格子状型が基本となっており、これらを構成する道路のうち、以下に示すような幹線道路の整備を優先的に進めます。

- ・地域連携軸となる道路
- ・都市の外郭となる道路
- ・環状道路となる道路
- ・広域高速交通拠点である空港、新幹線駅、高速 I.C へのアクセス道路
- スマートインターチェンジバス交通の円滑化に資する路線などの整備

#### ② すべての人に安全でやさしい移動環境の構築

エコ・コンパクトシティの形成に向けて、歩行者や自転車を優先し、歩ける範囲で構成される 中高密度の生活圏において、ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人に安全でやさし い交通システムを構築します。

鉄軌道駅、バス停、官公庁、商業施設、医療施設、教育施設等の主要施設間を円滑に結びつける歩行者・自転車空間ネットワークの整備や「地域公共交通会議」などの地域特性を反映した地域コミュニティ交通の整備、また、人の移動経路や車両等の一体的なバリアフリー化を図ります。

#### ③ 幹線道路の防災機能の明確化

地震、火災、水害等の災害に対して、住民の財産を守り、都市全体の機能不全を防止し、防災性の高い都市構造を構築する手段のひとつとして、道路のリダンダンシーの確保や市街地延焼を最小限で止める延焼遮断帯、避難地・避難路となるオープンスペース、物資輸送ルートとしての機能を持つ幹線道路の整備及び計画的な維持管理・更新が必要です。

特に道路幅員が狭いまま市街化の進んだ密集市街地においては、市街地の改造も含めた面的な対応の必要性が高いと言えます。

このため、以下のように防災空間や防災機能を有する幹線道路整備等に取り組みます。

- ① 災害時に物資輸送路となる緊急輸送道路としての幹線道路の整備及び計画的な維持管理・更新
- ② 沿道建築物の不燃化や耐震化も含め、避難路や避難地となる広幅員の幹線道路の整備
- ③ 緊急輸送道路における無電柱化の推進

#### (2) 下水道及び河川の整備方針

本県の都市部では、都市化に伴う流域の改変や近年頻発している局地的短期集中豪雨により浸水被害が生じており、安全で活力ある都市の形成を図るためにも、都市における雨水対策は極めて重要です。

熊本地震では、下水道の損壊や河川堤防に被害が生じたことから、それぞれの機能を確保する対応も併せて必要です。

都市の雨水対策を効率的・効果的に行うために、河川と下水道との連携を一層強化し、一体的で 総合的な治水対策に取り組みます。

#### 1) 総合的な治水対策の実施方針

#### ① 河川、下水道等の整備

雨水の総合的処理を目的に、治水施設の整備を促進させるとともに、雨水を速やかに排除したり、貯留・浸透により流出量を低下させたりするなどの下水道整備を進めます。

また、都市化に伴って失われる土地の保水機能や遊水機能が河川への負荷を増加させないよう、 流出抑制対策を併せて進めます。

さらに、洪水氾濫の恐れのある区域では、ハザードマップの活用や洪水時の警戒避難体制等の 充実を図り、水害による被害を最小限にとどめるよう努めます。

#### 2) 魅力ある快適な生活基盤の整備方針

本県の特性である恵まれた自然資産(豊かな森や水田等に育まれた地下水の恵み・数多くの河川) の保全を図りながら河川周辺の土地利用や将来動向を勘案し、都市構造と調和のとれた都市環境 の向上に寄与する河川環境の整備を進めます。

#### 3) 下水道の長寿命化方針

健全な水循環を支える下水道施設は、生活を支える重要なライフラインでもあり、地震や水害、 津波等に対する防災対策も含め、計画的な維持修繕と機能強化を進めていきます。

#### (3) 公園の整備方針

県内の都市公園の現状をみると、県民一人当たりの整備面積(9.5m²/人)は全国平均に達しておらず、既設公園の老朽化が進んでいます。今後とも、都市公園等の整備を進めるとともに、施設の改修やバリアフリー化を推進することで、より一層の利用促進に取り組みます。

#### 1) 公園施設の長寿命化方針

施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識しながら、施設の機能保全とライフサイクルコスト縮減を目指すことで、都市公園のストックマネジメントに取り組みます。

優先的にストックマネジメントに取り組む都市公園として、たとえば、規模の大きい建築物・ 運動施設・土木構造物を有する総合公園や運動公園など、また、小規模であっても子どもが利用 する遊具が多い街区公園・近隣公園などの点を考慮し、設定します。

公園機能の維持管理については、長寿命化計画の策定や同計画に基づく施設更新を行い、公園の里親制度(アダプト)を活用しながら、一般市民も参加できる対応を促進します。

#### 2) 公園機能の強化方針

#### ① 誰もが安全で使いやすい都市公園への改修

既設公園の更新期とあわせ、公園の使われ方を明確にし、利用者特性に応じて多様な使われ方ができるように検討した上で園路広場やトイレ、駐車場等のバリアフリー化等を行うことにより、高齢者や障がい者、子どもなど利用者が使いやすい公園へと改修を進めます。

#### ② 都市内の減災に役立つ防災機能のグレードアップ

大規模な災害の発生に備え都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを進めるために、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる複数の防災拠点の確保が必要です。 [###### ] [#### ] [### ] [#

周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として既存の都市公園等を利活用し、防災機能を有する公園へ改修するなど、適切な配置となるような対応を進めます。

資料:国土交通省ホームページより ▲図表 3.2 防災公園イメージ

#### (4) その他の都市施設整備方針

都市居住者が快適な都市生活を営むために欠くことのできない施設(汚物処理場、ごみ焼却場、市 場、と畜場、火葬場等)の計画に当たっては、都市の総合的な土地利用計画に基づき広域的な観点か ら周囲に及ぼす影響を十分配慮し、その整備目標や適正な配置について検討します。

#### 4. 市街地整備等の基本的な方針

#### (1) 中心市街地の整備方針

#### 1) 熊本都市圏の中心市街地における高度利用の促進

熊本都市圏の中心市街地については、周辺都市との連携を基調とする多核連携型都市構造の拠 点として、行政、業務管理、教育・文化、医療・福祉、商業、国際交流等の高次な都市機能を持 つ拠点的な市街地として整備を進めます。

本都市圏における市街地の外延的拡大や郊外型店舗の進出等で中心市街地では居住人口の減少、 コミュニティ衰退や活力低下などの問題が生じており、エコ・コンパクトシティの実現を図るた めにも「市街地再開発事業」等の手法を用いて、市街地の再整備や土地の高度利用を進めます。

#### 2) 拠点都市圏及び生活中心都市における中心市街地の再活性化

拠点都市圏及び生活中心都市の中心市街地では、魅力の低い市街地環境、駐車場・アクセス道 路の不備等により、地価の安い郊外への大規模商業施設の立地や官公庁施設や文化施設の流出が あいまって、人通りの減少と商業活力の低下が進行しています。

危機的な状況に至っている地方中小都市が、田園・中山間地を含む多自然居住地域の核として も機能し、基礎的な商業・サービスを始めとして医療・福祉、教育・文化や行政サービス等の多 様な機能を提供できるように各種都市機能の立地誘導を図る必要があります。

このため、まちなか居住の推進に向けて都市基盤施設の整備充実を図るとともに、市街地内の 空地、低未利用地における共同建て替え、敷地整序型の土地区画整理事業等の市街地整備事業の 導入可能性を検討します。

- ① 住宅の整備による夜間人口の回復
- ② 道路、駐車場や公共交通の整備による中心地区へのアクセスの改善
- ③ 中心部の各種施設を結ぶ歩行空間の整備
- ④ 広場、交流施設、生活関連公益施設又は都市型観光を支援する施設等人の集まる仕組み の整備
- ⑤ 田園・中山間地を含む多自然居住地域の核となる中心市街地としても機能するため、基本 礎的な業務、商業・サービス、文化等の機能を維持・充実

#### (2) 周辺市街地の整備方針

周辺市街地とは、中心市街地を取り巻く市街化区域、若しくは用途地域に該当するところです。 周辺市街地の中には、市街地が幹線道路沿い、若しくは既成市街地の縁辺部から無計画に拡大し、 虫食い状の無秩序な市街地が形成されているスプロール地域を含む進行市街地、及び高速道路等の インターチェンジの整備等により、今後市街化圧力の高まる地域があります。

○ 進行市街地については、地区計画や特別用途地区を活用し、良好で快適な市街地形成を 図りながら、無秩序な開発の抑制に努めます。

- 中心市街地との連携や中心市街地の再生・再構築への貢献等に配慮しつつ、高速道路の インターチェンジや新幹線駅等の高速交通体系整備のインパクトを活用しながら、情報、 交流等の高次都市機能と業務、商業、文化の機能を有する複合機能拠点市街地を整備し ます。
- 新幹線新駅周辺については、開発を効果的に誘導するような土地利用計画のもと新たな 玄関口にふさわしい景観形成を図ります。
- 新しく設置されるインターチェンジ周辺は、流通業務機能や工業関連施設の立地により、 住宅や商業施設との混在化が生じる可能性もあることから、明確な土地利用の方針に基 づき用途地域、特定用途制限地域などの土地利用規制をあわせて行います。

### 5. 緑・景観の体系の基本的な方針

#### (1) 自然的環境の保全方針

1) 県土をおおう恵まれた自然や景観の保全や再生の必要性 県民の誇りとも言える豊かな自然環境を都市住民と地域住民とが一体となって、将来ともに守り育むため、無秩序な開発を抑制するとともに、景観の保全や再生に努めます。

#### 2) 自然と共生した都市内の環境づくりの必要性

都市内では、騒音、振動、大気汚染等は都市の環境を損なうこととなります。快適な都市環境の保全・創造に向けて、都市と近郊農業等一次産業との調和を図りながら、「市街地の緑の確保」「水辺空間の確保」「都市景観の確保」など環境に配慮し、自然と共生した環境づくりを進めます。

#### (2) 環境圏における水と緑のネットワーク形成

本県の誇りである自然資産のほとんどは、都市地域から離れた田園・中山間地に存在し、とりわけ森林や草原、水田は都市住民にとって重要な地下水涵養や災害の防止等の国土保全、環境保全等の公益的機能を有しています。

また、森林や草原に加え、山岳景観や海洋景観は県内外の都市住民や多くの人々にとって「心の豊かさ」の象徴になるとともに、余暇活動の場としての観光資源の役割も果たしています。

#### 1) 田園・中山間地と都市が一体となった都市環境圏の形成

都市と田園・中山間地の交流や、近隣の市町村相互が連携し、一体となった都市環境圏づくりを推進するなど、多様な主体による協働を通して、都市と農山漁村の交流、河川の上下流の連携による流域の新たな魅力づくり、地域資源を活かした産業づくりにつなげていきます。

2) 田園・中山間地との連携による森林、農地、水辺等における自然環境の保全・再生本県の自然資源は、都市と密接なつながりをもつものとして積極的に保全や再生に努める必要があります。そのため、田園・中山間地が主体となって風致・農山村景観の保全、地下水涵養、県土保全等の多面的機能を持つ森林や草原、農地の保全・再生を進めます。

また、海洋環境や生態系の保全機能を有する藻場・干潟についても保全・造成に配慮していきます。

# (3) 都市内の緑地整備方針

1) 緑豊かな都市環境と災害に強いまちづくり 都市における公園・緑地の整備及び保全に関する総合的な計画である「緑の基本計画」等を活

都中にありる公園・緑地の整備及び保主に関する総合的な計画である「緑の基本計画」等を活用し、長期的な目標を定め、公共空間としての「公園、緑地、広場」、風致地区、緑地保全地区等の積極的な整備を進めます。

また、地震や火災等の災害発生時に避難路や避難地になること、及び災害の影響の範囲を低減する緩衝帯として機能すること等を考慮し、公園・緑地や水辺空間等の整備を進め、災害時でも安全で安心できる都市空間を提供することで災害に強いまちづくりを進めます。

#### 2) 都市内の生態系に配慮した自然と共生した市街地づくり

都市計画において定められる緑空間には、都市施設の中の公共空地としての「公園、緑地、広場」 及び地域地区制度の中の「風致地区」や「緑地保全地区」が該当します。

都市における快適空間の確保、気温上昇の低減化を図るとともに、生態系にも配慮し、道路・河川敷・公園・緑道及び民有地等の緑化については、その連続性(グリーンベルト)に配慮してネットワーク化を進めます。また、都市部のヒートアイランド対策として建築物の屋上緑化・壁面緑化の普及を図ります。

#### (4) 景観の整備方針

熊本県内に存在する貴重な景観や歴史的まちなみ・美しい自然環境等を都市の固有の資源として 位置づけ、物語性や相互の関係に配慮しながら、まちづくりを行っていきます。

#### 1) 都市の固有資源を活かした都市づくり

県民生活の向上及び経済や地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観形成に資する施策を総合的に実施することで、美しく品格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ります。

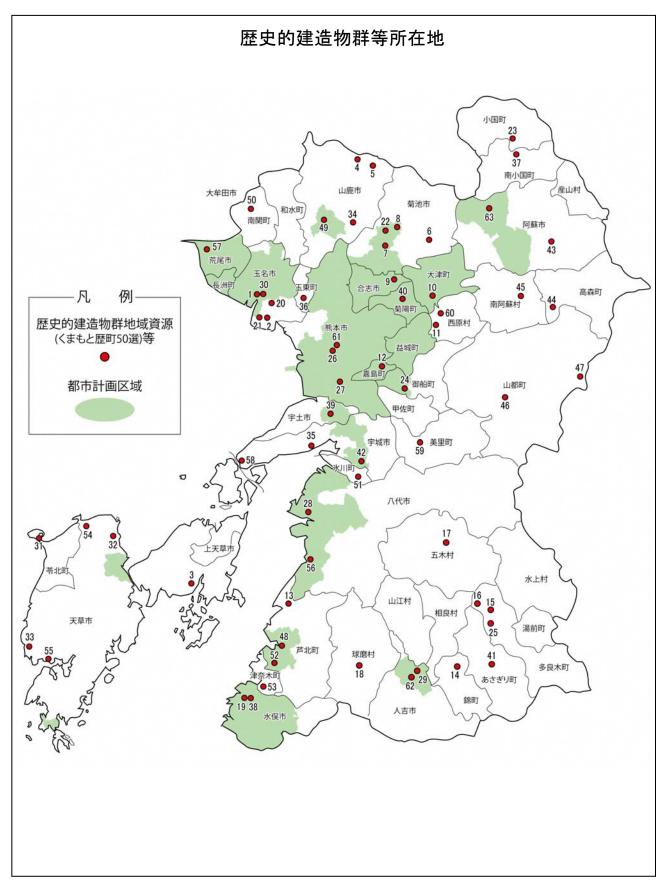
このため、景観行政団体が景観計画を策定し、景観計画区域内の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関して変更命令を出すことで地域の都市固有の資源を活かした都市づくりに対応していきます。

#### 2) 世界的な景観形成の推進

世界遺産登録等、国際的な観点からの評価を念頭に置いてまちづくりが進められる地域については、景観行政団体となる市町村が「景観計画」を策定するとともに、必要に応じて景観形成地区も指定することで積極的な都市景観の形成を図ります。

#### 3) 歴史的建造物群などを活かした景観まちづくりの推進

県内には、「くまもと歴町 50 選」等の景観的にすぐれた歴史的建造物群等の地域資源が各地に存在しています。このような特色ある地域資源を活かしながら、景観の保全や個性あるまちづくりを進めます。



▲図表 3.3 熊本県内の主な景観(歴史的建造物群)整備が望まれる地区

番号	地 区	都市計画区域内	備考
1	玉名市山田地区	0	くまもと 歴町50選
2	玉名市横島町・大浜町		くまもと 歴町50選
3	天草市倉岳町棚底地区		くまもと 歴町50選
4	山鹿市鹿北町星原地区		くまもと 歴町50選
5	山鹿市菊鹿町番所地区		くまもと 歴町50選
6	菊池市旭志弁利地区		くまもと 歴町50選
7	菊池市赤星地区(井手界隈)	0	くまもと 歴町50選
8	菊池市築地地区(井手界隈)	0	くまもと 歴町50選
9	合志市竹迫地区	0	くまもと 歴町50選
10	大津町陣内地区	0	くまもと 歴町50選
11	西原村門出地区		くまもと 歴町50選
12	嘉島町井寺・下六嘉地区	0	くまもと 歴町50選
13	芦北町田浦地区		くまもと 歴町50選
14	錦町木上地区		くまもと 歴町50選
15	多良木町黒肥地地区		くまもと 歴町50選
16	多良木町中原地区		くまもと 歴町50選
17	五木村平野地区		くまもと 歴町50選
18	球磨村毎床地区		くまもと 歴町50選
19	水俣市浜町地区	0	くまもと 歴町50選
20	玉名市伊倉地区		くまもと 歴町50選
21	玉名市大浜町地区		くまもと 歴町50選
22	菊池市隈府地区	0	くまもと 歴町50選
23	小国町宮原地区		くまもと 歴町50選
24	御船町御船·滝川地区(本町商店街)	0	くまもと 歴町50選
25	多良木町多良木地区(五間道路界隈)		くまもと 歴町50選
26	熊本市古町地区	0	くまもと 歴町50選
27	熊本市川尻地区	0	くまもと 歴町50選
28	八代市松江城周辺地区	0	くまもと 歴町50選
29	人吉市鍛冶屋町地区	0	くまもと 歴町50選
30	玉名市高瀬地区	0	くまもと 歴町50選
31	苓北町富岡地区		くまもと 歴町50選

番号	地 区	都市計画 区域内	備考
32	天草市五和町御領地区		くまもと 歴町50選
33	天草市天草町高浜地区		くまもと 歴町50選
34	山鹿市鹿本町来民地区		くまもと 歴町50選
35	宇城市不知火町松合地区		くまもと 歴町50選
36	玉東町木葉地区		くまもと 歴町50選
37	南小国町市原地区		くまもと 歴町50選
38	水俣市陣内地区	0	くまもと 歴町50選
39	宇土市船場町·石小路町	0	くまもと 歴町50選
40	菊陽町原水地区(鉄砲小路)	0	くまもと 歴町50選
41	あさぎり町上麓地区		くまもと 歴町50選
42	宇城市小川地区(小川商店街)	0	くまもと 歴町50選
43	阿蘇市一の宮町坂梨地区(坂梨宿場町)		くまもと 歴町50選
44	高森町高森地区(高森商店街)		くまもと 歴町50選
45	南阿蘇村吉田新町		くまもと 歴町50選
46	山都町浜町地区(浜町商店街)		くまもと 歴町50選
47	山都町馬見原地区(馬見原商店街)		くまもと 歴町50選
48	芦北町佐敷地区(薩摩街道筋)	0	くまもと 歴町50選
49	山鹿市豊前街道地区	0	くまもと 歴町50選
50	南関町関地区		くまもと 歴町50選
51	氷川町宮原栄久地区		くまもと 歴町50選
52	芦北町湯浦地区	0	くまもと 歴町50選
53	津奈木町竹中地区		くまもと 歴町50選
54	天草市五和町二江地区		くまもと 歴町50選
55	天草市河浦町﨑津・今富地区		くまもと 歴町50選
56	八代市日奈久地区	0	くまもと 歴町50選
57	荒尾市 万田坑及び炭鉱都市と 炭鉱専用鉄道敷跡	0	くまもと 歴町50選
58	宇城市三角地区(三角西港)		くまもと 歴町50選
59	美里町小筵·佐俣地区		くまもと 歴町50選
60	西原村新所地区		くまもと 歴町50選
61	熊本市唐人町	0	基本方針 で設定
62	人吉市武家屋敷·青井阿蘇神社	0	基本方針 で設定
63	阿蘇の草原	0	基本方針 で設定

## 近 代

荒尾市 (万田坑及び炭鉱都市と炭鉱専用鉄道敷跡)





城 下 町

熊本市 (唐人町)





人吉市(武家屋敷・青井阿蘇神社)





近世の町景

玉名市 (髙瀬地区)





# 第3章

## 第3章 県内に共通する都市計画の方針

#### 山鹿市 (豊前街地区)





菊池市 (隈府地区:御所通り)





八代市 (日奈久地区)





芦北町 (佐敷地区:薩摩街道筋)





#### (5) 地域固有の資源である地下水を保全するための整備方針

本県の固有の資源である地下水の保全のため、「熊本地域地下水総合保全管理計画」等の計画と 連携し、菊陽町や大津町など涵養域の市町村においては水田湛水事業の拡充など地下水の涵養に役立つ対策を進めます。

また、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水採取者に涵養対策への協力を求めるとともに、重 点地域(熊本地域)において大規模な開発行為を行う事業者に地下水涵養への配慮を求めます。

#### 6. 都市防災についての基本的な方針

県民の生命と暮らしを守るとともに、産業や経済活動を維持するという社会資本整備に求められる使命を十分に果たすためには、災害の多発化・多様化・巨大化・複合化に対応する必要があります。

これまでの、東日本大震災やその他過去の災害体験で得られた教訓による「防災・減災」対策の 取組みに加え、熊本地震で浮き彫りになった課題や新たに見直しを行った「熊本県地域防災計画」、 平成29年(2017年)10月に策定した「熊本県国土強靭化地域計画」等との整合を図りながら、 都市防災への対応を図ります。

#### (1) 都市防災への対応方針

都市防災については、今後起こり得る大規模自然災害の発生を想定し、県民の生命や財産に被害が生じないよう、防災能力を高めるために必要な施設の整備に加え、都市防災機能を損なわないよう都市施設の適切な維持管理・更新を行い、防災体制の整備を進めます。

- ① 住宅や不特定多数の人が利用する建築物、及び主要なターミナル駅等鉄道施設や空港及び港湾等の耐震対策を促進
- ② 防災拠点の耐震化を含む適切な維持管理・更新、及び拠点施設の分散化(県境を越え た広域的な災害体制も視野)
- ③ 地震時の大規模火災の発生や避難・消防活動の困難さが指摘されている密集市街地を中心に県内全域で災害に強い市街地への転換を図るための対策\*を推進
  - ※ 面的な市街地整備、避難地の確保、避難路整備、延焼遮断帯の整備、 無電柱化等による緊急車両の進入路確保等
- ④ 河川や海岸堤防等の防災関連施設、及び下水管渠等の衛生関連施設の耐震・液状化 対策の推進
- ⑤ 熊本地震をはじめとした自然災害の防災上の観点から、災害発生の可能性があるリスクの高い範囲を避けてエコ・コンパクトシティへ誘導する都市機能の集約
- ⑥ 緊急輸送道路等の重要な道路上の橋梁や、沿道の建築物における耐震対策の推進
- ⑦ ライフライン(上下水道、ガス、電力等)の耐震対策の促進
- ⑧ 各自治体が作成する復興計画に掲げた事業の迅速かつ確実な取組み

#### (2) 都市防災へのソフト面の対応

熊本地震後に見直しを行った「熊本県地域防災計画」や「熊本県建築物耐震改修促進計画」の改 訂内容及び新たに策定した「熊本県国土強靭化地域計画」等と一体的に都市計画として対応するこ とが望ましい建築物の耐震診断、及び耐震改修の促進施策等について、それらを計画的に実行して

さらに、熊本地震において重要性が明らかになった「自助」「共助」の取り組みを、地域の特性 に応じて計画的に実行していきます。

災害発生の恐れがある区域については、地すべり防止区域等他の法令による規制との連携を図り ながら、住居系用途地域や地区計画及び市街化調整区域内で行われる集落内開発制度の区域につい て、原則的に新たな指定は行わないこととします。

また、熊本地震の特徴でもある液状化や大規模盛土造成地滑動崩落等、災害リスクの高い地域に 対する土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要があります。

熊本地震発生時、災害に備えた住宅の耐震化など「自助」の取組みが不十分な点や、住民同士の つながりが希薄な地域では、自主的な避難誘導や声掛け、避難所運営の協力等を行うことができな い等、「共助」による災害対応が十分でない地域が存在しました。

このように熊本地震で浮き彫りとなった「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本である 「自助」の取組みへの対応や、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で 行う」ことが基本である「共助」の取組みへの対応など、不足していたソフト面での防災機能を高 めていくために、地域防災力の強化に向け取り組む必要があります。

例えば、地域防災力の強化に向けた取組として、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努め ることが重要であり、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への施策を講じるこ とがあげられます。

- 1. 広域都市計画区域マスタープランの役割
- 2. 広域都市計画区域マスタープランを作成する範囲
- 3. 広域都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢
- 4. 広域都市計画区域の都市整備の主要な考え方
- 5. 複数の都市計画区域で作成する場合の都市づくりの方向性
- 6. 広域都市計画区域マスタープランの構成
- 7. 市町村マスタープランとの関係

#### 1. 広域都市計画区域マスタープランの役割

広域都市計画区域マスタープランの役割は、近隣の都市計画区域において拠点形成や都市施設等の都市計画の連携を図り整合性を確保することであり、より効率的な都市計画の運用を図ることを目的とします。

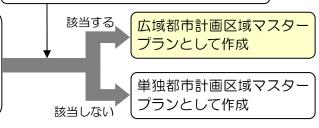
### 2. 広域都市計画区域マスタープランを作成する範囲

今回の基本方針改訂にあたっては、複数の都市計画区域(現在 17 区域)を「広域圏」として想定し、 広域的な見地から一つの都市計画区域マスタープランとして作成することが望ましいと考えられる 場合には、積極的に「広域都市計画区域マスタープラン」を作成します。

広域都市計画区域マスタープランとして 作成することが望ましいケース

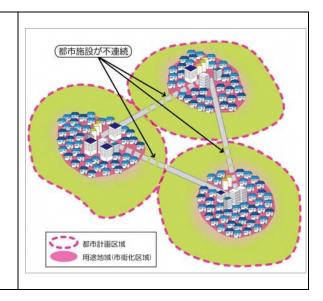
#### 【広域圏の想定】

都市施設の一体的整備が望ましく他計画等を考慮した都市の範囲をもとに県内 17 の都市計画区域を区分(17→12)

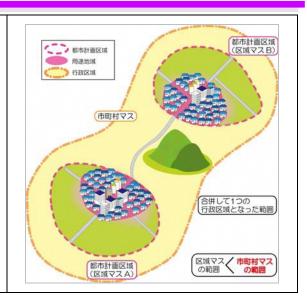


以下に示すケースにおいては、都市計画区域マスタープランを「広域都市計画区域マスタープラン」として策定することが望ましいと考えられます。

●複数の都市計画区域において連続的に計画された都市計画道路などの都市施設整備において、個々の判断に基づく事業実施を行うと、隣接都市計画区域間での不連続な施設整備により都市施設本来の機能発揮に時間を要するなど、効率の悪い都市計画運営が懸念される場合あるいは、複数の行政区域で広域的かつ一体的な地域計画等が策定され、その計画に基づいて都市計画を実施することが有効である場合



●広域合併した市町村において、行政区域内の状況が一様でないため、複数の都市計画区域を含むこととなり、市町村マスタープランの対象が、都市計画区域マスタープランよりも広域の状態となっている場合



## 3. 広域都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢

広域都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢は、各都市計画区域のまちづくりの方向性を活かしつつ、都市施設の連続性等を考慮した上で、必要性がある部分についてのみ広域的に都市計画 区域マスタープランを作成するというものです。

単独の都市計画区域マスタープランと基本的に同様ですが、関係する市町村が複数ある場合は、 県と市町村間との協議だけでなく、市町村どうしの協議も充分に実施され、意識の共有化が図られるように配慮します。

## 4. 広域都市計画区域の都市整備の主要な考え方

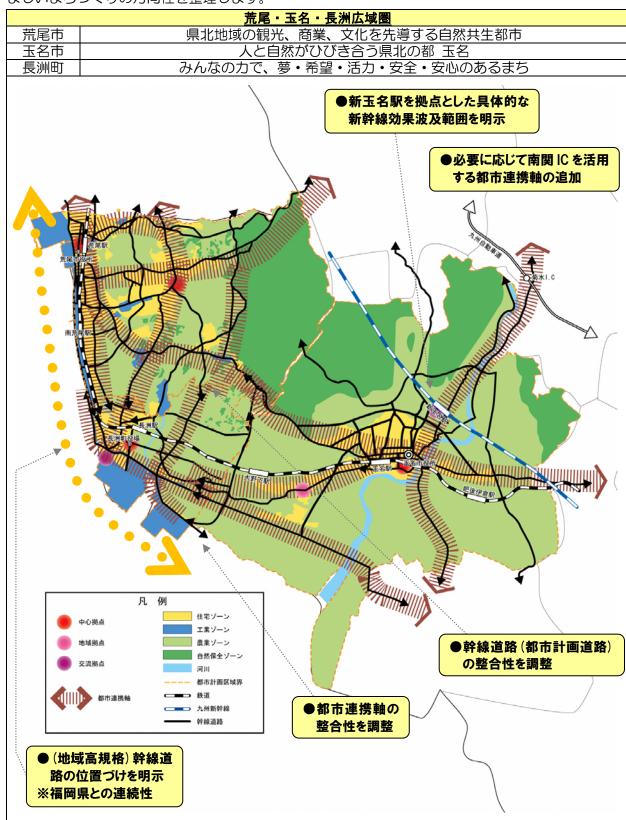
複数の都市計画区域で広域都市計画区域マスタープランとして整理することが望ましい下記の 4 つの広域圏について、上位計画や関連計画及びこれまでに作成されている都市計画区域マスタープランをもとに主要な都市整備の考え方を示します。

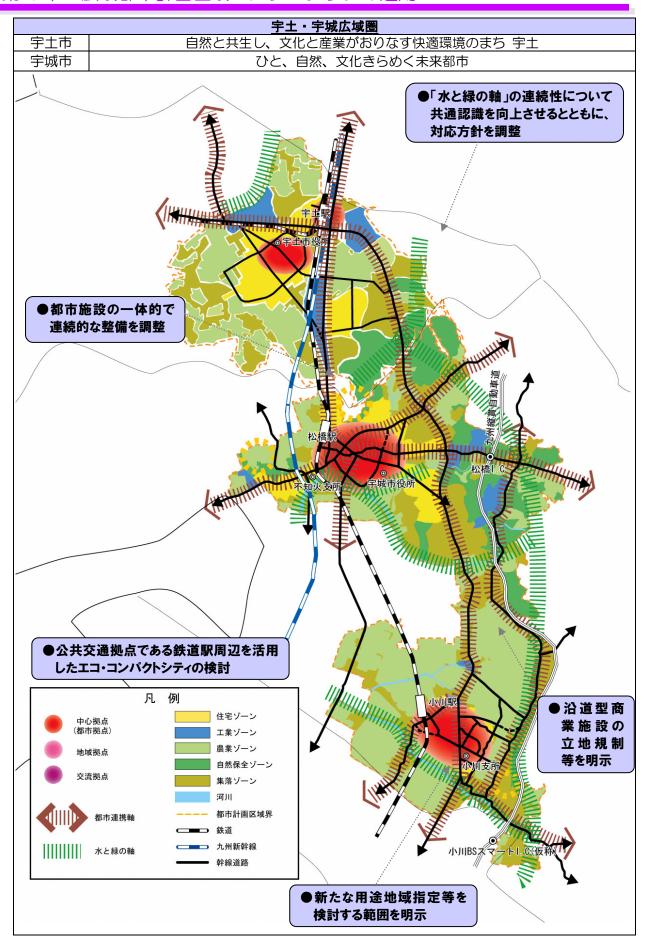
#### 広域都市計画区域の都市整備の進め方(主要な考え方)

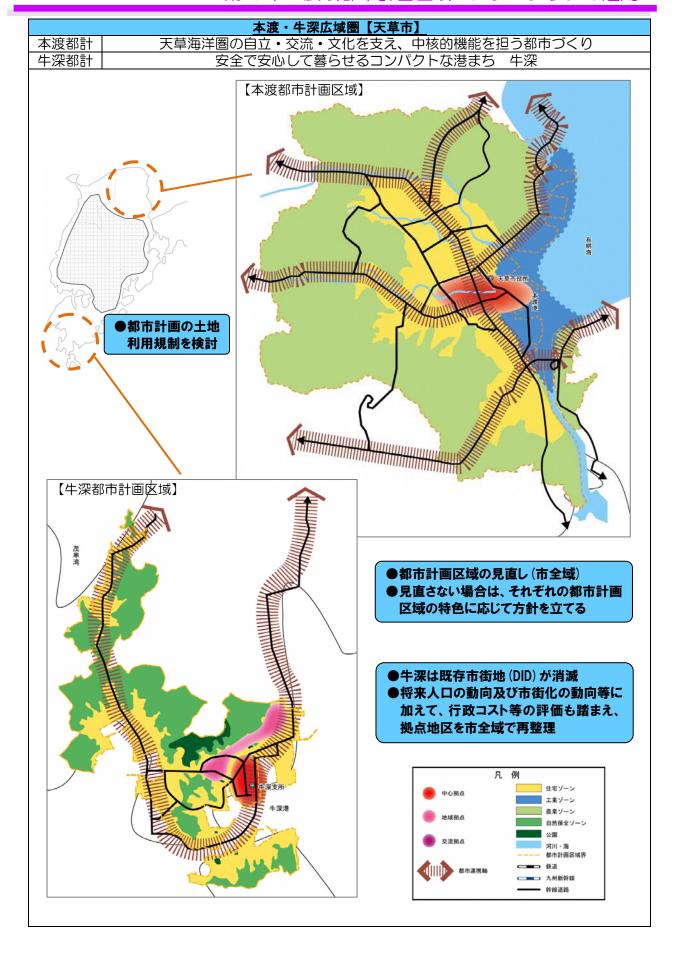
荒尾・玉名・長洲 広域圏 (荒尾都市計画区域) (玉名都市計画区域) (長)州都市計画区域)	<ul> <li>●地方拠点都市地域の核都市として中心市街地の活性化を図り、周辺田園・中山間地の中心都市としての都市機能の強化を図る。</li> <li>●交通ネットワーク整備等により周辺都市との交流・連携を強化し、拠点都市にふさわしい都市機能の充実・強化に努める。</li> <li>●県内有数の娯楽地として観光産業の波及効果を特色ある地域資源に活かすため連携強化を支援する交通網の充実を図る。</li> <li>●新玉名駅を起点とした交流人口を拡大し新幹線開業効果の最大化を図る。</li> <li>●菊池川流域圏の最下流域都市として山鹿・菊池都市圏とも連携しながら、水と森林資源を活かした地域づくりを推進する。</li> </ul>
宇土・宇城広域圏 (宇土都市計画区域) (宇城都市計画区域)	<ul> <li>●骨格道路や交通拠点、駐車場の整備をはじめ、都市の将来像に基づく区域各所の位置づけ・役割等に適応した交通施設の配置を図り、各機能の維持・発展を誘導する。</li> <li>●JR 宇土駅や松橋駅、小川駅等の公共交通機関の拠点や住民の集いの場としてハード・ソフト両面の多様な整備を進め、公共交通機関の利用促進を図る</li> <li>●隣接市町との交流・連携を促進する広域幹線道路や、区域内の地域間、拠点間等を連絡する地域幹線道路等の適正配置を図る。</li> </ul>
本渡・牛深広域圏 (本渡都市計画区域) (牛深都市計画区域)	<ul> <li>●既成市街地内で面的整備が行われていない地区では、街路事業等との連携を図り、再開発事業等による良好な市街地形成を図る。</li> <li>●低層木造住宅が密集して立地している漁師町の住宅地では、防災面や日照等の生活環境に留意しつつ土地の高度利用を図る。</li> <li>●島原、長島との歴史的な交流を基調とした県際交流圏の形成を図る。</li> <li>●「天草海洋圏の自立・交流・文化を支え、中核的機能を担う都市づくり」を進める。</li> <li>●「安全で安心して暮らせるコンパクトな港まち」づくりを進める。</li> </ul>
水俣·芦北広域圏 (水俣都市計画区域) (芦北都市計画区域)	<ul> <li>●第五次水俣・芦北地域振興計画を踏まえ、連携を図った都市施設等の整備に取り組む。</li> <li>●鹿児島県出水市との県際交流を図りながら、環境型の地域づくりを進める先進的な中心都市として都市的サービスの充実や周辺地域の活性化を図る。</li> <li>●新幹線の広域交通拠点としての整備を推進する。</li> </ul>

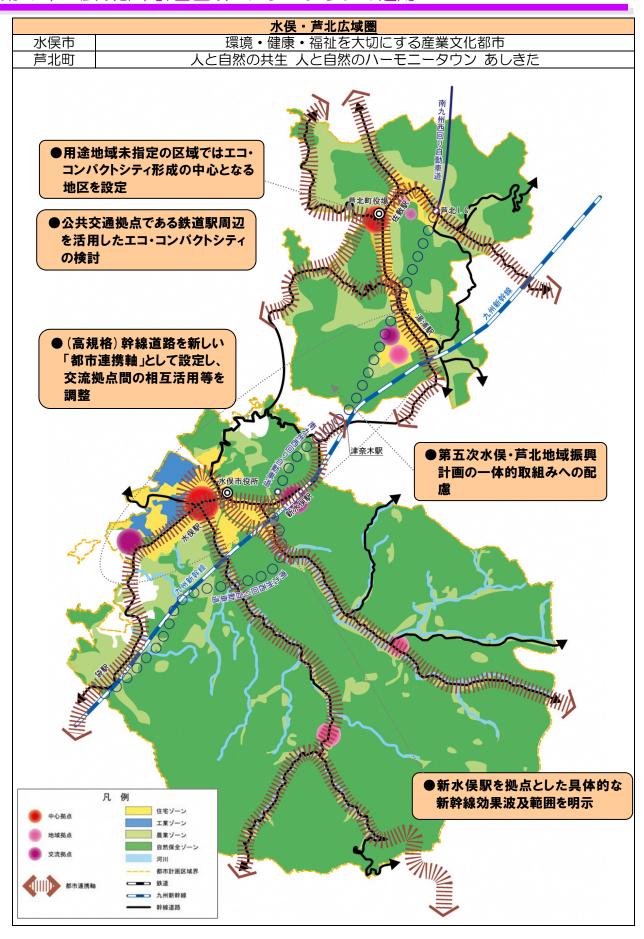
## 5. 複数の都市計画区域で作成する場合の都市づくりの方向性

前記の 4 つの広域圏において、広域都市計画区域マスタープラン作成にあって留意することが望ましいまちづくりの方向性を整理します。









## 6. 広域都市計画区域マスタープランの構成

広域都市計画区域マスタープランの作業項目と目次構成を例示します。 なお、単独の都市計画区域で作成する場合には、下記【参考】に示す構成となります。

#### ■広域都市計画区域マスタープランとして作成する場合

〇〇〇広域都市計画区域マスタープラン			
広域圏の	広域圏の目標	<ul><li>・広域圏の都市づくりの基本理念</li><li>・広域圏の目標</li><li>・広域圏の将来像</li><li>・都市計画区域の設定</li></ul>	
都市計画の方針 ( <u>広域圏</u> 方針)	広域圏の 都市計画の方針	<ul><li>・土地利用の方針</li><li>・都市施設の方針</li><li>・市街地整備の方針</li><li>・緑の体系の方針</li></ul>	
	都市計画の目標 (おおむね 20 年後)	①地域毎の市街地像 ②各種の社会的課題への対応 ③都市計画区域の広域的位置づけ	
都市計画区域の 整備、開発及び	区域区分の決定の 有無及び区域区分 を定める際の方針 (おおむね 10 年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)	
保全の方針 (区域方針)	主要な都市計画の決定の方針	<ul><li>①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</li></ul>	

#### 【参考】

#### ■単独の都市計画区域マスタープランとして作成する場合

〇〇〇都市計画区域マスタープラン			
	都市計画の目標 (おおむね 20 年後)	①当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 ②地域の目標 ③地域毎の市街地像 ④各種の社会的課題への対応 ⑤都市計画区域の広域的位置づけ	
都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	区域区分の決定の 有無及び区域区分 を定める際の方針 (おおむね 10 年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)	
(区域方針)	主要な都市計画の決定の方針	<ul><li>①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</li></ul>	

## 7. 市町村マスタープランとの関係

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある都市計画 区域を対象としているものであり、都市計画法に定める策定手続や関係機関との調整を経て策定されるものです。また、その内容も個々の市町村域を越える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものとなっています。

一方、市町村マスタープランは、当該市町村の創意工夫による都市づくりを重視し、さまざまな 形での住民参加によって作成されるものであり、策定手続や、都道府県との調整も法律上規定され ていない比較的自由度の高いものです。また、「市町村が定める都市計画の方針」であるため、その 内容も市町村レベルの視点にたった土地利用や都市施設が主体となっています。

よって、「広域・根幹的な都市計画を定める都市計画区域マスタープラン」と、市町村が定める「地域に密着した都市計画の方針を定める市町村マスタープラン」という役割分担の中で、相互に補完しながら総合的、一体的な都市計画を行うことが重要です。

## 5. 都市計画制度の運用方針

- 1. 都市計画の円滑な推進の必要性
- 2. マネジメントサイクルによる都市計画の評価
- 3. 住民参加による都市づくりの推進
- 4. 県と市町村の連携

#### 第5章 都市計画制度の運用方針

#### 1. 都市計画の円滑な推進の必要性

#### (1) 都市計画における「協働社会」づくり

これまで都市計画の推進にあたっては、「協働」が地域社会の形成を考えていく上で重要な考え 方となっており、地域づくりや福祉、環境問題など様々な分野において「協働」という概念で一体 的にまちづくりに取り組むことが求められています。

都市計画においては、県、市町村などの行政や、県民、NPO(民間非営利団体)、企業等の多様なまちづくりの主体が、それぞれの役割や信頼関係を基調として「協働社会」を築いていくための仕組みづくりを推進します。

#### (2) 都市計画における住民参加の動向

近年、行政一般に対して、行政手続きの透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められています。 特に都市計画のように国民の権利義務に直接影響を与えることとなる行政手続きについては、その 必要性が高まっています。

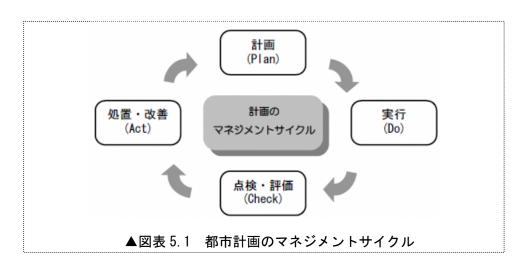
また、環境問題や少子高齢社会の問題に対する意識が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についてもこれまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自ら主体的に参画しようとする動きもみられることから、さらに都市計画における住民参加がしやすくなるように配慮します。

一定の条件を満たすことで地域住民が都市計画の決定(変更)を発案し、行政へ提案できる「都市計画提案制度(平成 15 年創設)」に関する法改正(平成 19 年)を踏まえ、まちづくりに関して住民主体で創意工夫された計画の立案に活用されるよう、検討に必要な情報の提供等を行っていきます。

#### 2. マネジメントサイクルによる都市計画の評価

都市計画区域マスタープランでは、都市計画に関する目標値の設定及び公表を行うとともに、事業が実施された場合の評価に必要なデータ観測を実施し、その成果をわかりやすく整理した上で、 定期的に公表します。

このようなマネジメントサイクルを導入することで都市計画行政の効率性を高めていきます。



無

#### ● わかりやすい成果指標の提示

都市計画区域マスタープランの作成にあたっては、将来像の実現度合を評価するための必須 成果指標を地域の特性に応じて設定し、その達成状況を評価することとします。

なお、以下に示す成果指標の他に、今後、国等から全国一律に適用される基準が提示された 場合にはその基準によるものとします。

- a: エコ・コンパクトシティを目標として、用途地域等の居住人口割合を向上させる ⇒市街地居住率
- b:エコ・コンパクトシティによる低炭素社会の実現を目標として、 $CO_2$ の排出量を削減する

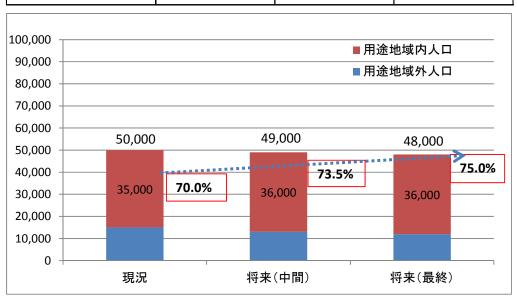
#### ⇒CO₂排出削減率

#### ■ 成果指標イメージ例:a

区域区分指定あり	• 都市計画区域内人口に対する市街化区域内人口割合
区域区分指定なし	・都市計画区域内人口に対する用途地域内人口割合
用途地域未指定	・任意の人口集約範囲を設定(A) (※人口の経年的な把握が可能な範囲) ・都市計画区域内人口に対する上記(A)内人口割合

単位:人、%

	現況	将来(中間)	将来 (最終)
都市計画区域内人口	50,000	49,000	48,000
用途地域内人口	35,000	36,000	36,000
用途地域内人口割合	70.0%	73.5%	75.0%
備考	_	用途地域内人口 が増加するよう 集約している	人口は減少する が、用途地域内 に集約している



#### 第5章 都市計画制度の運用方針

#### ■ 成果指標イメージ例:b

「低炭素都市づくりガイドライン」において、 $CO_2$ の排出量削減、若しくは吸収について区域マスタープラン等へ反映して活用することが必要となっています。このことを踏まえ、部門別(運輸(交通)、エネルギー、産業)に応じて設定し、いずれかの目標を設定します。

なお、CO<sub>2</sub>の排出量削減、若しくは吸収算出にあたっては、ガイドラインに記載されている 推計方法を採用することにします。

ただし、「都市の低炭素化の促進に関する法律(都市低炭素化促進法)」に基づいて国が都道府 県別の CO<sub>2</sub>排出削減量等の目標値等を定めた場合には、それに準じた対応を行います。

#### (5) 成果の活用

#### 1) マスタープランへの反映

低炭素都市づくりに係る方針や対策に反映させるために、都市計画制度におけるマスタープラン を活用することが必要である。

マスタープランは、都市計画制度における根幹的な計画の一つとして、都市の将来像を示し、具体の規制及び計画の方針を定めるという大きな役割を有することから、将来的に低炭素都市づくりを形成・誘導していく場合には、マスタープランにおいて必要な事項を明確化し、その方向性を明示することが考えられる。

#### ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、下記の事項を定めることとされている。

- 都市計画の目標
- 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針
- 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 下水道及び河川の整備の方針
- その他の都市施設の整備の方針

低炭素都市づくりを形成・誘導していくにあたっては、都市計画の目標に、社会的課題のひとつ として温室効果ガス排出削減を掲げ、土地利用、都市交通、エネルギー、緑地等を一体的に検討し、 目指すべき将来像を定め、都市計画として対応すべきことについて記述することが考えられる。

また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針において、必要に応じて、地域冷暖 房施設等のエネルギー供給や熱融通に係る施設の整備について、基本方針や配置方針等を記述する ことが考えられる。

また、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針において、主要用途の配置の方針や、市街 地における建築物の密度の構成に関する方針に、次のような観点に配慮して記述することが考えら れる。

- ・都市内移動エネルギーを削減するコンパクトな都市を形成するための適正な都市規模及び人口 密度等の設定
- ・通勤・通学等移動エネルギーの削減に配慮した業務地と住宅地の配置
- ・清掃工場等の排熱など未利用エネルギーの活用が図られるべき施設周辺の適正な用途、密度配置

低炭素都市づくりガイドライン(第 I 編) I -33ページより抜粋

都市計画制度の運用方針

第5章

# 都市計画制度の運用方針 55 章

紙

# 4-2 本ガイドラインによる 00。排出量、吸収量の推計と目標値数定の手順

		学記・報告・公務態度に 基づく公表及び請求																		たデー 中間					<b>亚</b>	1 年 4	<u> </u>			-
	-																			中国国际市社大学	-				臣	関係されたデタを集計する	Т			-
		地方公共団体の発配を 活用したデータ																		母素地から結 圧なたたポータ	をを					事状者から接 出されたデータ を無幹する				
#	K	新香森裕			題				j	`					施					题					恒	W 121 W				
だいるまな世	DOCUMENTS OF THE PARTY OF THE P	地球組織化な液溶体 連計 運業 変えが がのある 変の表				地方公共四体存金分子	おいて、大田の大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	がた ななな ななな							米雨レンケー	X存収格型形 学がの指針				事業者アンケート又は供給側続	肝から推計					母素者アンケー トから指針		2.5		
		ネルギー語のための対のなどのだめの対		-	<b>雇</b> 略	<b>-</b>	量便。		‡ \$	F F					報 報	 ! #\$			H	<b>斯氏</b>		HE HE			種	数 山極		-	# E	
	_	な 世間 社営 日本ラオー部 教表学 右腹 ないかん かんかん は 数日 ヤブラン ファルノン (対数日 ヤブラン・オード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カ			T-	12. 14.	を記録されません かっ 数単の 数単の 数を の を の が まん 数 を の が まん まん しょく かん			· ·	ř		Tr.			又は供給金税 計から推幹	,	te	工区遊遊歌學、		** おりまた ない	100				サラボー流数 満学の信か日 雑類等の日始	整し扱わ		b.	
		地球温暖化対策地方公 共団体実行計画(区域 施策備)策定マニュアル (第1版)簡級版	41 V			市町村		+	正湖 (		€ E	報	10年	台	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	梅口			186	重 電子	ļ	E E			題	<u>K</u> #			<del>-</del>	
***	+		へ 田 歌声 ン 田 野 車 保 近 山 教 信 中 トータ		T			1	公表する住民主義本位権に第	l		へを表示 阿十枚編を事 身言教術をい	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〈原生素脂等 門〉			製造及び世帯 数等から推計	1 1	1	面が実用の自 布体の発剤室 ・ 一種味がも、指す	T	Γ.				工業統計副者事から権計	T			
- F	9	報	路	#屋是	4	į		₩ €	中野井	#	市町井	丑		题		4	#	井里井	BE #	市町木	世	ż	極	計算社	8	市市	표	帝町村	世	l
○ < 多数		益等語言と対象な分々共和軍子計画 (区域指数語)、 (島内・野東市学園)マーリアル	へ自動学) (O供分析 (AE) (AE) (AE) (AE) (AE) (AE) (AE) (AE)		②領上げ座 「市区町村別自動車交通CO2排出テーブル」の市区町村別自動車分CO2排出度データの使用			へ数型> (国語教教を整印のエネルギー消費量等が公扱されている場合	癸烯春春春 57十十二年 英國× 地水平口吸(中型上)/ 网米下口吸(抽)茶57	②専定・報告・公表的度で認識効果が入却出資が公表されている場合 算定・報告・公委制度に古とび(鉄道事業者別GO3排出量、営業キロ数(市時村)/営業キロ数(金銘	\$\$)	〈船衛〉(核分法) - 総舶ンドネル牛―道教庫(全国) ×船舶分輪送量(対象市町村) /船舶分離送量(金国)	<新型>(推上庁法)(都道府県のみお宴) 教館分エネルギー消費量(対象部道府県)×国内強陸優数(対象部道府県)/国内國際市陸優数	<民生表條部門> ①按分法	・灯油・ロガス:寒風の年間購入量(所在場)下田巻数(木田等数(市町村)・増市ガス:ガス革業者家庭用販売量×世帯数(市町村)/世帯数(全供給世帯)	·我力:家庭用版売羹(所在都道府県)×世帯数(市町村)/世帯数(所在都道府県)	②独上げ法 ・灯油・LFガス:実路の年間購入量(所在の県庁所在地)×世帯数(市町村)	· 都市刀人:刀头拳梁台の寒压相歌术拳突横临 · 维力: 驾気等读者の突症用應走登奏機值	A R A R A R A R A R A R A R A R A R A	*************************************	② 第十字法 建第三十字法—— 图图 47 (全国) × 12 《中国 13 《中国 14)		《 建级类》( 《 建设 化二二苯甲二二苯甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲		(分類上げ法 公額上げ法 (全面)/業種別二キルギー消費(全面)/業種別出市の (会面)/業種別	,	へ超級業・汽業> 「建設・転乗エネルギー消費型(所任夢道部県)×除業舎数(市町村)/総業岩数(所在総道府県)		<魔林水産業> - 優林水産業コネルギー消費量(所在都道府果)×生産額(市町村)/生産製(所在都道府県)	
F. F.	함 각	字	報報		ジージ	数数	Ş		臣		į					<b>€</b>				<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			題略	而配料	舒	持門村	10 11	市町村	挺	
		痛愁素都市 ふくひおイドライン (美)・	《ペイージンナリップ(FT) 調査データを用いた方法> ・代表文語学院別のD最を存成し、道路キットワーク、公共文語ネットワークに配分し、配分文語量を指針 指針	《自動車·六大》  - 車種別部分大通道×路線商長×車種20平均減度2000株出原単位	(ソーンセ人ス)・ロイントを扱う。単位・ロイン・・フェンスを	(数型) ・鉄道OD英通量×ン・小が質温線×OO株式原単位		へセンサスの5個空ドーを発用したが振り の別の3級可能を表現して表現を表して情球等を表して結び手る。 のでは、まままままままます。 まままままままままままままままままままままままままままま	シング・フォート (おおく) 人は対く ション・ノ (見言語・ 主命を) こうぎょう 子 コン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ		《悉伯》:- 您都分计本小并一语質遊(金國)×船舶分档波函(这象市町村)/船舶分割送函(全国)	(単(参拝その第四数編)(影響)	航空分工ネルギー消費量(対象都返角集)×国内香烃便数(対象部道府果)/国内国際香셜便数	・00-  ・100-	用   本部市会体の排出量は、新実行計画マニュアルの算定結果がマクロの数字としては信頼性が高い	られ、ガムドルインのお法証の対土結果や指示すら、ハストンセスパン パイー・カナスパン	高多フトン  肝)疾用症メースパからいた、 非株数メース・デンや終行学画イの塔根市仮表し ケナヘいじゅ。						(以短波表)8. (以按分法 数意案エネルギー消费数 (市町村) = 製造業全体エネルギー消费器型 (所在郵源房帳) × 製造品	出荷赖合計值(市町村)/製造品出荷黎合計值(所在都道府集)	(少我上/疗法% ) "我不是家家程列工木ルギー消費原単位(全国)=製造倉業程列工ネルギー消費(全国)/素程別出 新路(全国)	製造者である。 製造者でありギー消費量(市町村)=製造業業機別エネルギー消費原単位(全国)×業種別出荷 額(市町村)	〈遊燈集・原集>※1 建設。如案エキルギー消費量(所在創遺府県)×除業名数(市町村)/際業君数(所在鄰道府県)	Annual An	<ul><li>〈殿林水産菜ン※、 殿林水産業エネルボー湖敦煌(所在都道府県)×生原脇(市町村)/生建設(所有着道府県)</li></ul>	_
								運輸(交通)										エネルギー								解				
İ								( <u>n</u>										(a)	)			_				0	)			
																井		⊚												

į

製料

市町井

②衛市のみどりの基本未改が把握できない。場合 →みどりの形態や管理条件局の最級系数×区域面積 注)の②とも、みどりの基本計画与た路線している最別権の線化面積、環始の本数を用いる (多国際ルールでの計算方法(樹種毎の吸収係数×本数)についても参考で示す。

424

吸收

[吸収量把握] ①都市のみどりの高木本製が把握できる場合 →本数×吸収係数

CO2排出·吸収量推計方法

#### 第5章 都市計画制度の運用方針

#### 3. 住民参加による都市づくりの推進

#### (1) 住民参加のための仕組みづくり

行政が主体となった住民意見の反映の仕組みは、これまでにも住民説明会、広報活動、計画の公示・縦覧などの方法で進められており、まちづくりに関わる住民の意見を計画策定に反映してきました。

各都市計画区域マスタープランの作成にあたっては、都市計画区域マスタープランの重要性に鑑みて、案の検討段階から広く住民意見を反映させるため、地域住民が参加する検討会を行うとともに、案を作成する段階で一般の住民から意見を聴く機会を設けることとします。

なお、検討会にあたっては、都市計画制度やこの基本方針について充分な理解を得た上で、住民 意見と社会的合理性の調整に配慮し、「住まい方\*」や「防災」について住民自らの問題として考え る場となるよう運営するものとします。

※周辺の居住環境や自分たちの暮らし方にあったライフスタイルを求めるだけではなく、省エネルギーや防災等の視点をも持ち合わせた居住地選択のこと

#### (2) 住民意見を反映した都市計画の立案への支援

地域住民やまちづくり NPO 及び土地所有者等が計画案の作成等に関する申し出を行うことができる地区計画については、地域の実情を的確に反映した計画づくりが可能で、より身近な都市計画として提案できます。

提案にあたっては、必要な都市計画に関する知識の普及や、必要な情報提供及び都市計画決定に 関する手続き等に対して、可能な支援を行います。

#### 4. 県と市町村の連携

#### (1) 県と市町村との連携による都市計画の効率的推進

道路、公園等の都市施設、土地利用及び市街地開発事業に関する各種都市計画は、県と市町村が それぞれ独立して機能するものではなく、互いに整合を図りながら一体の都市計画として位置づけ ていくことが必要です。

平成23年の都市計画法改正は、都市計画の決定に関する権限の多くを市町村へと移行しました。 このことは、地域の特性に応じた独自のまちづくりが実施しやすくなる一方で、各自の都合でまちづくりが進められることになり、広域的には不整合な都市計画となる可能性を高めています。

本基本方針に基づき、広域的な視点で調整が図られた各都市計画区域マスタープランを作成することとし、このマスタープランにより個別都市計画の協議、調整を行うこととします。

政令指定都市である熊本市は、熊本都市計画区域のうち、熊本市域における区域区分の決定権を 有していることから、本県は区域区分の見直しにあたって、周辺の市町と充分な協議・調整をした 上で、熊本市と一定の方針を作成し効率的な見直しを進めていきます。

# (2) 市町村都市計画マスタープランの作成や都市計画の変更時における協議の 実質化、円滑化

市町村が定める都市計画について、広域的な観点から策定する都市計画区域マスタープランの適合性や、市町村の範囲を超える影響等を確認するため、市町村都市計画マスタープランや個別の都

#### 第5章 都市計画制度の運用方針

市計画変更等の際には、県と市町村の協議を充分に行うこととします。

この協議の実質化、円滑化を図るため、本県は事前協議等を含めた協議の開始時期や期間、協議の対象、必要となる資料等について協議の実施方法を定めます。

#### (3) 都市計画の実務に関する県と市町村の役割分担の明確化と協働関係の継続

本県が作成する都市計画案については、市町村と充分に意見の調整を行います。

また、市町村が定める都市計画について、県は市町村の都市計画担当者に対して専門知識や実務経験の蓄積によるノウハウ等の提供を、必要に応じて行います。

なお、都市計画区域マスタープランで提示する目標値等について、その進捗の確認に必要となる データの取得や提供、進捗状況の公表方法等を市町村と協議し、県民に対して都市計画の成果情報 の提供を行っていきます。

#### 1. 都市の公共交通軸に着目したコンパクトシティのイメージについて

旧方針の策定以降は、下記の必要性を整理した上で多芯連携型※の広域的な骨格を形成するコンパクトな都市づくりをイメージしてきました。

#### コンパクトな都市づくりの必要性

自動車に過度に依存したライフスタイル、核都市を中心とした長距離通勤の問題、慢性的な 道路交通混雑、交通エネルギー消費から見た地球環境に対する負荷の増大等、現在の都市にお ける主要な課題は、拡散型の都市構造に起因。

【コンパクトな都市づくりを進めることの必要性】

#### ① 高密度化による市街地拡散の防止

・中心市街地や鉄道駅周辺等、既存の各種都市機能の集積のある地区を中心として市街地の密度を高めることにより市街地が無秩序に拡散することを防止し、発生するトリップ (交通)の短縮化を図ることが必要。

#### ② 複合的な土地利用

・市街地の広がりが縮小されても、例えば都心に就業機能、郊外に住宅機能と単一機能の 市街地が離れて存在していては十分なトリップの短縮化はできないため、居住機能をは じめ、就業の場あるいは商業、行政、医療、福祉、教育等の多様な都市機能が集積した 複合的な土地利用を実現することが必要。

#### ③ 高密度でありながら緑豊かなオープンスペースの確保された市街地

- ・コンパクトな市街地を形成するためには高密度な土地利用を実現する必要がありますが、 豊かな市民生活のための環境という観点から、高密度でありながら緑豊かなオープンス ペースが確保された市街地とすることが重要。
- ・現状の既成市街地においては、敷地が細分化されている場合が多く、そのまま個別に建 替えをしても十分な高密度利用が図れず、またオープンスペースの確保も困難であり、 細分化された敷地・街区を統合することにより、高密度な土地利用と緑豊かなオープン スペースの創出を図ることが必要。

#### 【旧方針の用語解説】

※多芯連携型:都市内に複数の都心部や地区中心を分散して配置し、各中心部が都市機能を分担しあって都市活動を支えていく都市構造のこと。すなわち、それぞれの市街地中心部を芯として捉え、それらの芯の機能を高めつつ、それぞれの芯の連携強化を図り、それぞれの芯の諸機能を補完しつつ、全体として均衡のとれた中規模都市以上の都市構造のことです。都心部に主要な都市機能を集中して配置する一極集中型都市構造と対立した考え方。

#### コンパクトな都市づくりの空間整備イメージ

【コンパクトな都市づくりが目指す市街地イメージの代表的な考え方】

#### 歩ける範囲で構成される中高密度の近隣生活圏が、都市の基礎単位

公共交通のターミナルや生活サービス施設が集積するセンターゾーンを中心として、歩ける 範囲でこれらのサービス施設や就業の場、居住の場が配置される近隣生活圏が都市の基礎単位 となります。個々の近隣生活圏は、歴史や文化を生かした個性あるまちとして形成され、オー プンスペースを伴う中高層の市街地と、良好な低居市街地などが多様に組み合わさって構成。

都市は、これらの近隣生活圏による多重多芯のネットワークとして構成され、外延的な 拡大よりも既にある空間の内的な充実が優先

これらの近隣生活圏が、公共交通網や幹線道路網等によりネットワーク化され、一体として都市を構成し、既存市街地である近隣生活圏内において高密度な市街地形成を促進する一方で、近隣生活圏の縁辺部において、まとまりのある緑地や農地等の自然環境を復元・保全。

多様な交通手段の確保と、複合的な都市機能の配置により、都市のセンターゾーンを都 市の個性が現れる場所として再生

住民が自動車を利用する必要性をできるだけ少なくするよう、公共交通、自転車、徒歩などの利便性を高める都市構造を再構築します。また、商業、業務、文化等の集積する中心部と密度の高い複合的な住宅地とで構成される既成市街地を、都市の個性が現れるセンターゾーンとして再生し、持続。

#### 【旧方針で提示していたコンパクトな都市づくりのイメージ】

#### 熊本都市圏におけるコンパクトな都市づくり

熊本都市圏※は、熊本中枢都市圏※とその周辺の中小都市で構成されています。このように広い圏域をもつ熊本都市圏においては、拠点都市と周辺都市が連携して都市圏を構成する多芯連携型※の都市構造を目指します。

また、既成市街地内においては、自然環境との共生に配慮しながら、公共交通網と対応したまとまりのある近隣生活圏※の再構成と、これらのネットワーク化を図り、安全でゆとりある都市空間を整備します。さらに、センターゾーン※やサブセンターゾーンにおいて、中心部としての機能の強化を図り、都市の個性を育成します。

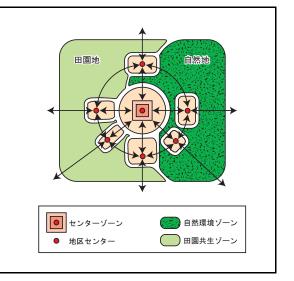


#### その他の都市圏におけるコンパクトな都市づくり

都市人口の停滞もしくは減少が予想されるその他の 都市圏においては、既成市街地の都市空間の充実を優 先した都市づくりを進めます。

個々の都市が形成されてきた歴史や、その結果としての空間ストックの有する価値※を再度見直します。 その上で、住民の都市生活やコミュニティの基本単位 となる近隣生活圏の再構築と、公共交通等を主体とす るそれらのネットワーク化を進めます。

さらに、都市の個性を代表する場所としてのセンターゾーンを多様な機能と価値のある魅力的な場所として再構築するとともに、周辺の自然環境と共生する都市づくりを進めます。



#### 【旧方針の用語解説】

- ※熊本都市圏:熊本市を中心とした基礎的な都市圏である**熊本中枢都市圏**と周辺を取り巻く玉名、山鹿、菊池、宇土・松橋の4つの「サブ都市圏」(「**都市圏**」の項参照)とからなり5市31町2村(人口約123万人)によって構成されています
- ※熊本中枢都市圏: **高次な都市機能**を有する熊本市を中心とした基礎的な**都市圏で**1 市 13 町 1 村(人口約 93 万人)によって構成されています。(「**都市圏**」の項参照)
- ※多芯連携型:都市内に複数の都心部や地区中心を分散して配置し、各中心部が都市機能を分担しあって都市活動を支えていく都市構造のこと。すなわち、それぞれの市街地中心部を芯として捉え、それらの芯の機能を高めつつ、それぞれの芯の連携強化を図り、それぞれの芯の諸機能を補完しつつ、全体として均衡のとれた中規模都市以上の都市構造のことです。都心部に主要な都市機能を集中して配置する一極集中型都市構造と対立した考え方。
- ※近隣生活圏:基本的には徒歩で行き来できる範囲ですが、自転車や公共交通機関により数分で行き来できる範囲をイメージしています。
- ※センターゾーン:政治、経済、文化施設等が集積している地区をイメージしています。
- ※空間ストックの有する価値:その土地に根付いている機能性、安全性、快適性、歴史的文化的香り等です。
- 注)都市圏:都市は地域の中心としての勢力を周辺地域に及ぼしており、勢力の及ぶ範囲を表す概念として都市圏あるいは勢力圏などの表現を用いることがあります。本基本方針においては、人々の日常生活行動(通勤・買い物など)をもとに中心都市と周辺市町村の結びつきを整理し実態的な都市圏の範囲を定めています。一般的には、中心都市と周辺の町村の間で一つの基礎的な都市圏が形成され、ある地域の中にこれらの都市圏が散在する場合が多いのですが、県庁所在都市のような高次な都市機能を持つ都市が存在するような場合には、この高次機能都市と周辺の町村との間で基礎的な都市圏を形成すると同時に、先に示した周辺地域に於ける中小都市圏群が高次機能都市の勢力圏に取り込まれるといった重層的な都市圏構造を形成する場合があります。このような場合、取り込まれている都市圏を本基本方針においては「サブ都市圏」と呼んでいます。

#### 2. 広域都市計画区域を検討する範囲の設定

#### (1) 基本的な考え方

広域都市計画区域を検討する範囲の設定は、以降に示す 4 つの考え方に基づいて行います。

#### 考え方(I) 熊本県の上位計画の枠組みと整合性を確保します

「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」の中で示された枠組みを優先的に 考慮して区分けします。

#### 考え方(Ⅱ) 土地利用規制の違いを考慮します

土地利用の規制が大きく異なる区域区分の指定の有無を優先的に考慮して区分けします。

#### 考え方(III) 国から示された考え方を考慮します

都市計画運用指針に記載された例示を考慮して区分けします。

#### 【運用指針記載内容】

- イ) 交通や各種施設の立地等土地利用の広域化に対応し、広域調整を強化する必要のある場合
- 口) 大都市地域等において、市街地が行政区域を越え連たんしているが、計画単位として市町村別に都市計画区域を設定している場合
- ハ) 広域合併した市町村において、行政区域内の状況が一様ではないため、 複数の都市計画区域を含む場合(このことにより都市計画区域マスタープランより市町村マスタープランの対象が広域である状態を解消する場合等)

#### 考え方(IV) その他の枠組みと整合性を確保します

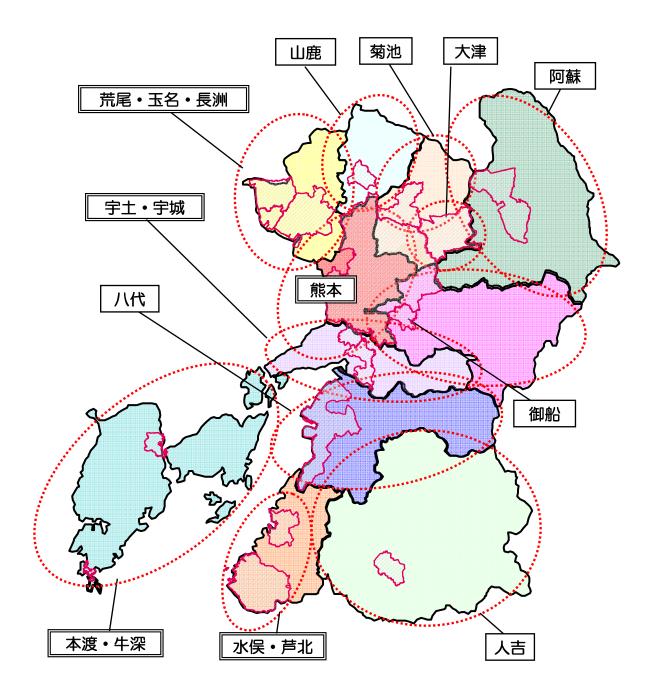
下記項目について、概ね同一の広域圏として判断できる該当項目数を考慮して区分けします。

#### 【確認項目】

- ・地域振興局(行政面の一体性) ・熊本県景観計画 ・県内の地下水保全管理
- ・流域圏 ・通勤・通学の日常生活圏 ・保健医療圏 ・災害医療圏

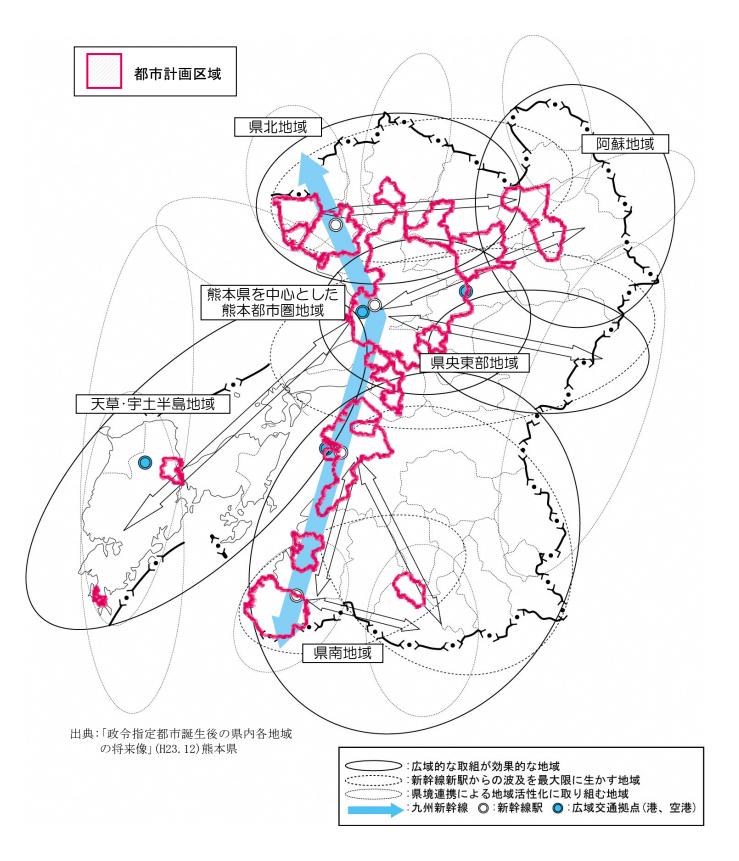
#### (2) 広域圏の設定結果

県内 17 の都市計画区域について、基本的な考え方をもとにどのような範囲で一体的な広域圏とすることが望ましいか整理した結果、下図に示す 12 の広域圏に区分し、都市計画区域マスタープラン作成範囲に設定し、複数の都市計画区域で構成される 4 つの広域圏(下図二重線の囲み範囲)については広域マスタープランを作成することにしています。



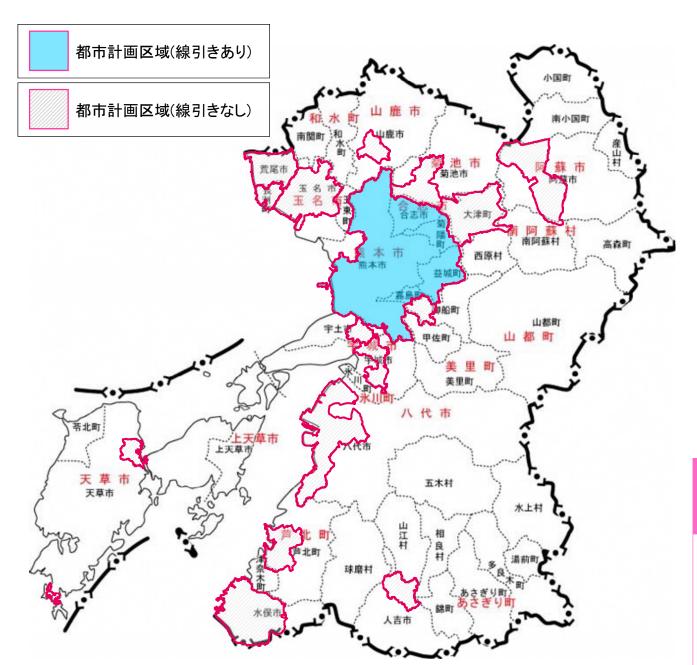
#### 1)「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」との整合性

平成 23 年 12 月に策定した「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」では、一緒に取り組む方が効果的と考えられる地域イメージとして下図を示しており、この範囲を考慮して広域圏を設定しています。



#### 2) 土地利用規制の違いを考慮

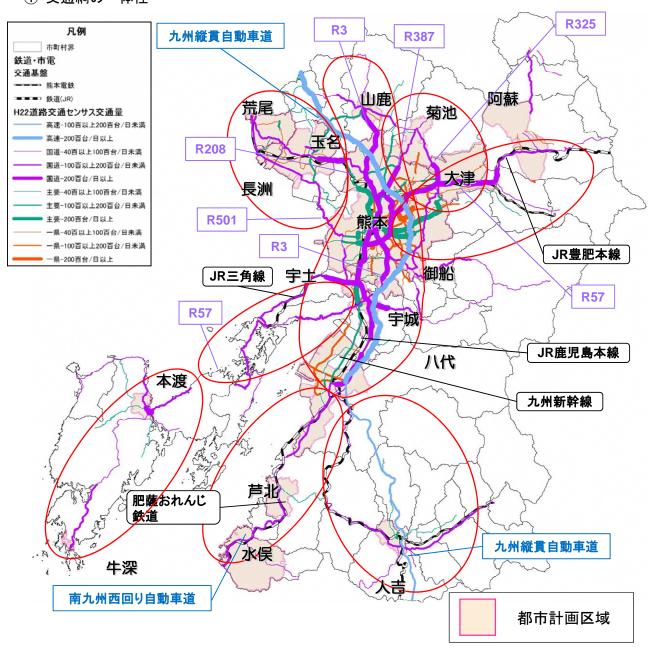
熊本県では、熊本都市計画区域が強力な土地利用規制を発揮する「区域区分(線引き)」制度を行っており、この範囲を考慮して広域圏を設定しています。



出典:熊本県 都市計画課

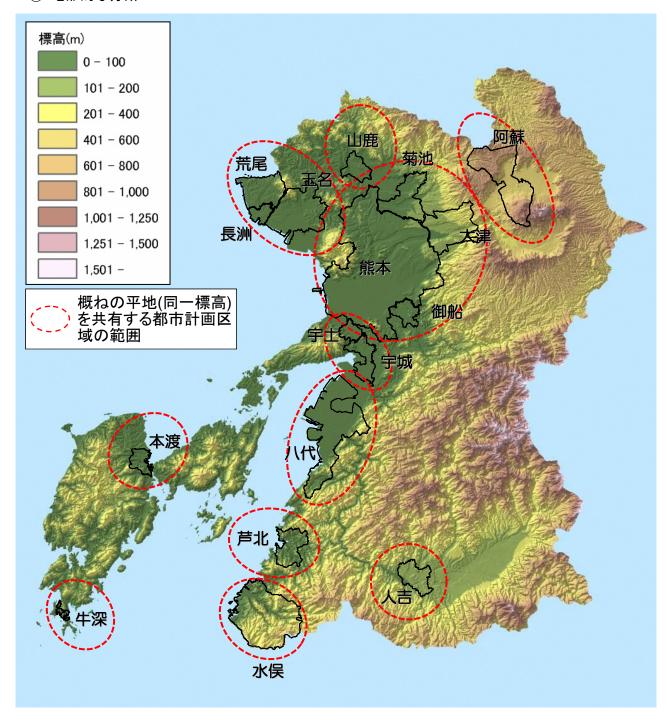
3) 都市計画運用指針の考え方(国から示された考え方)を取り入れた設定 都市計画運用指針(二第6版=平成24年2月)では、広域圏で都市計画区域マスタープランを 作成する場合の視点が示されています。これらの視点を踏まえた上で広域圏を設定しています。

#### ① 交通網の一体性



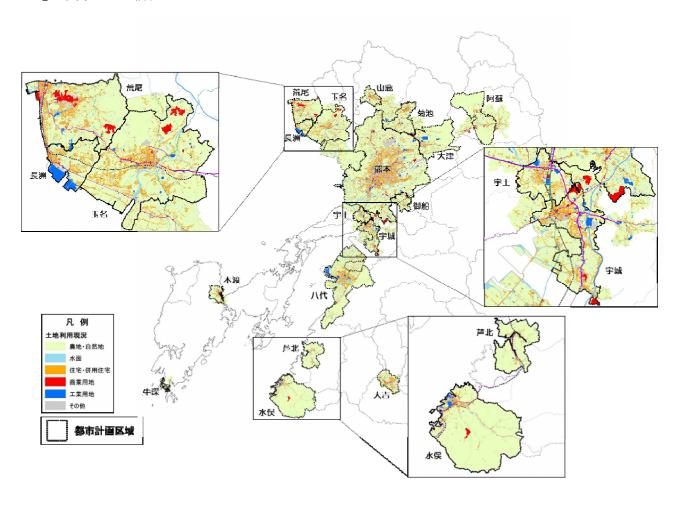
資料:熊本県 都市計画課作成

#### ② 地形的な分断



資料:熊本県 都市計画課資料

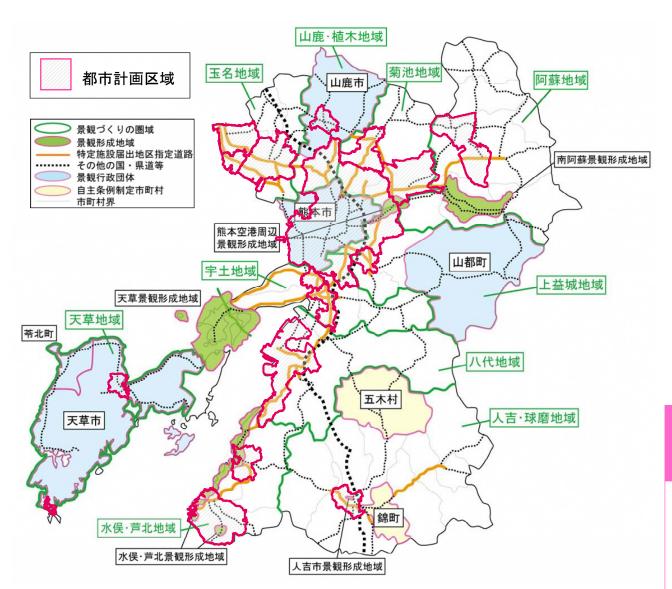
#### ③ 市街地の連続性



#### 4) その他の枠組みからみた整合性

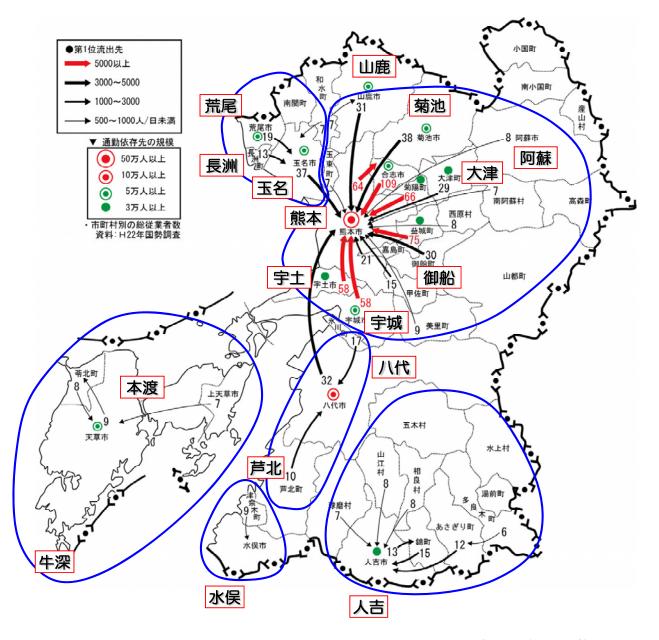
熊本県や市町が実施している都市計画区域の範囲を超えた一体的な取組みについて、その範囲を考慮して広域圏を設定しています。検討した項目の一部を以降に紹介します。

#### ① 景観形成地域等をできるだけ分断しない範囲



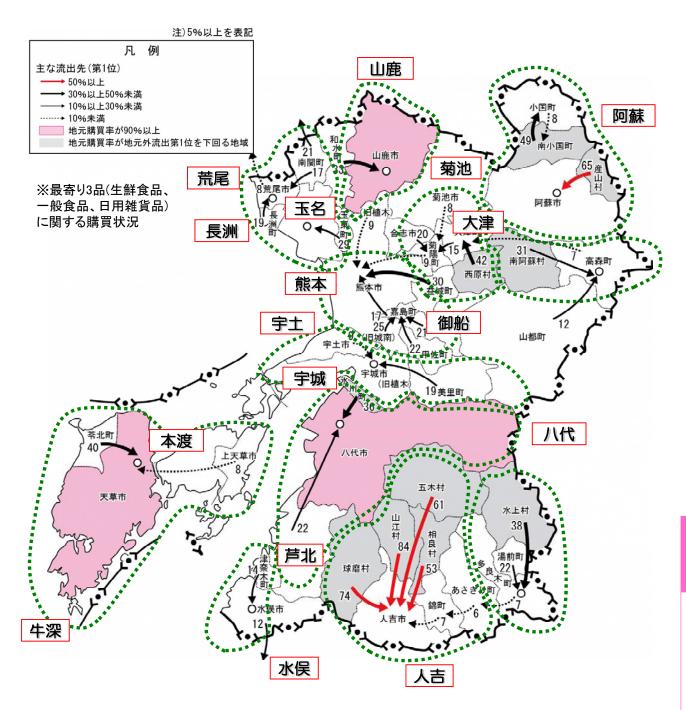
出典:熊本県 景観計画(H20.4.1)

#### ② 日常生活圏で通勤・通学流動の中心地を考慮した範囲



資料:平成22年国勢調査

#### ③ 日常生活圏で購買流動の中心地を考慮した範囲



資料:熊本県消費動向調査(平成22年)をもとに熊本県都市計画課が集計

#### ④ 災害発生時の医療拠点の中心を考慮した範囲



資料:第5次熊本県保健医療計画

#### ※災害医療圏とは

「災害医療の支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院(基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院)を中心に災害時の医療体制を確保する範囲」

#### 5) 全体整理

基本的な考え方に沿って、県内 17 の都市計画区域がどのような圏域となっているかを整理した一覧表を掲載します。

▼ 一覧表(その 1)

■考え	方(I)	■考え方(Ⅱ)	▼ 一見衣(での丁)	考え方(Ⅲ)	
照来 地域名	<ul><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>が</li><li>で</li><li>が</li></ul>	線引き	運用指針 イ)	運用指針 口)	運用指針 ハ)
	荒尾都計	なし	R208,R501 JR 鹿児島本線	荒尾·玉名·長洲	<del></del>
県北地域	玉名都計	なし	R208,R501 九州新幹線(新玉名駅) JR 鹿児島本線	荒尾·玉名·長洲	_
宗 1 地域	長洲都計	なし	R501 JR 鹿児島本線	荒尾·玉名·長洲	_
	山鹿都計	なし	R3, R325	山鹿	<del>-</del>
	菊池都計	なし	R387, R325, R443	菊池·大津·御船 ·熊本	_
阿蘇地域	阿蘇都計	なし	R57 JR 豊肥本線	阿蘇	
トコール・コートン	大津都計	なし	R57,R325,R443 JR 豊肥本線	菊池·大津·御船 ·熊本	_
県央地域	熊本都計	あり	九州縦貫自動車道 R3,R57,R325,R266R 443, R501 九州新幹線(熊本駅) JR 鹿児島本線· JR 豊肥本線	菊池·大津·御船 ·熊本	_
県央東地域	御船都計	なし	R443, R445	菊池·大津·御船 ·熊本	_
	宇土都計	なし	R3, R57, R501 JR 鹿児島本 JR 三角線	宇土·宇城	1
天草•宇土 半島地域	宇城都計	なし	九州縦貫自動車道 R3, R266 JR 鹿児島本線	宇土·宇城	_
	本渡都計	なし	R266	本渡	「本渡・牛深」都市計画区域
	牛深都計	なし	R266	牛深	は合併で天草 市に含まれる
	八代都計	なし	九州縦貫自動車道 南九州西回り自動, R3, R219 九州新幹線(新八代駅) JR 鹿児島本線 肥薩おれんじ鉄道	八代	_
県南地域	人吉都計	なし	九州縦貫自動車道, R219 肥薩おれんじ鉄道	人吉	_
	水俣都計	なし	(南九州西回り自動車道) R3, R268 九州新幹線(新水俣駅) 肥薩おれんじ鉄道	水俣	_
	芦北都計	なし	南九州西回り自動車道, R3 肥薩おれんじ鉄道	芦北	-

#### ▼ 一覧表(その2)

■考え			■考え方(IV)									
将来 地域名	像 都市計画 区域	振興局	② 景観指定	③ 地下水盆	④ 流域圏	⑤ 日常生活圏 (通勤通学)						
	荒尾都計	玉名	荒尾·玉名	玉名有明	菊池川	荒尾玉名						
	玉名都計	玉名	荒尾·玉名	玉名有明	菊池川	熊本						
県北地域	長洲都計	玉名	荒尾·玉名	玉名有明	菊池川	荒尾玉名						
**************************************	山鹿都計	鹿本	山鹿·植木	(熊本)	菊池川	熊本						
	菊池都計	菊池	菊池	(熊本)	菊池川	熊本						
	大津都計	菊池	阿蘇	熊本	白川・緑川	熊本						
阿蘇地域	阿蘇都計	阿蘇	阿蘇(南阿蘇)	熊本	白川・緑川	(熊本)						
県央地域	熊本都計	熊本市 ·菊池	熊本	熊本	白川・緑川	熊本						
県央東地域	御船都計	上益城	上益城	熊本	白川・緑川	熊本						
	宇土都計	宇城	宇城	熊本	天草海洋	熊本						
   天草 • 宇土	宇城都計	宇城	宇城	八代平野	天草海洋	熊本						
半島地域	本渡都計	天草	天草	(天草下 半島北部)	天草海洋	本渡						
	牛深都計	天草	天草	-	天草海洋	本渡						
	八代都計	八代	八代	-	球磨川	八代芦北						
	人吉都計	球磨	人吉·球磨	人吉盆地	球磨川	人吉						
県南地域	水俣都計	芦北	水俣·芦北 (水俣·芦北)	-	八代海沿岸	水俣						
	芦北都計	芦北	水俣·芦北 (水俣·芦北)	_	八代海沿岸	八代芦北						

## ▼ 一覧表(その3)

■考え	方(I)		■考え	方( <b>Ⅳ</b> )		
将来		6	7	8	9	備考
地域名	圏域名	日常生活圏(購買)	保健医療圏	災害 医療圏	災害予報 区域細分 圏域	(同一圏域とした時の 対象項目数)
	荒尾都計	荒尾玉名	有明圏域	有明災害医療圏	荒尾玉名	   考え方(I): 県北地域に包含
	玉名都計	荒尾玉名	有明圏域	有明災害医療圏	荒尾玉名	考え方(II):区域区分なし 考え方(III):交通軸と市街地の連
県北地域	長洲都計	荒尾玉名	有明圏域	有明災害医療圏	荒尾玉名	続性から、「荒尾・玉名・長洲」が一体的な圏域であり、「山鹿・菊池」が一体的な圏域
MADE PA	山鹿都計	山鹿	鹿本圏域	鹿本災害医 療圏	鹿本地域	考え方(IV):「荒尾・玉名・長洲」は 9項目中8項目が共通しており、 広域圏
	菊池都計	熊本東部	菊池圏域	菊池災害医 療圏	鹿本地域	「山鹿・菊池」は9項目中5項目 にとどまっており、「山鹿」「菊池」 は個別の圏域
	大津都計	熊本東部	菊池圏域	菊池災害医 療圏	鹿本菊池	
阿蘇地域	阿蘇都計	阿蘇	阿蘇圏域	阿蘇災害医 療圏	阿蘇地方	考え方(I):阿蘇地域に包含 考え方(II):区域区分なし 考え方(III): 交通軸は R57 や JR で連続性があるものの、市街地条 件として一体的とは考えにくいた め「阿蘇」と「大津」は個別の圏 域 ※考え方(IV): 9 項目中 3 項目に とどまる
県央地域	熊本都計	熊本	熊本圏域 菊池圏域 上益城圏域	熊本災害医 療圏 災害医 療圏 上益圏 医療圏	熊本市 鹿本菊池 上益城	考え方(I): 県央地域に包含 考え方(I): 区域区分あり のため、個別の圏域
県央東地域	御船都計	熊本	上益城圏域	上益城災害 医療圏	上益城	考え方(I): 県央北部地域に包含 ※御船都計のみ
	宇土都計	宇土宇城	宇城圏域	宇城災害医 療圏	宇城八代	考え方(I): 天草・宇土半島地域   に包含   考え方(II): 区域区分なし
天草・宇土	宇城都計	宇土宇城	宇城圏域	宇城災害医 療圏	宇城八代	考え方(皿):交通軸と市街地の連続性から、「宇土・宇城」は一体的 圏域
半島地域	本渡都計	本渡	天草医療圏	天草医療圏	天草地方	「本渡・牛深」は一体的でないも の運用指針ハ)に該当するため一 体的な圏域とする
	牛深都計	本渡	天草医療圏	天草医療圏	天草地方	考え方(IV):「宇土・宇城」は9項目中8項目が共通しており、広域圏
	八代都計	八代	八代圏域	八代災害医 療圏	宇城八代	考え方(I): 県南地域に包含 考え方(II): 区域区分なし 考え方(III): 交通軸の連続性から、 「八代・芦北・水俣」は一体的な圏 域であるが市街地としての連続性
県南地域	人吉都計	人吉	球磨圏域	球磨災害医 療圏	球磨地方	に乏しい 「人吉」は単独 考え方(IV):「八代・芦北」は 9 項目中 3 項目に、また「芦北・水 俣」は 9 項目中 8 項目が共通して
	水俣都計	水俣	芦北圏域	芦北災害医 療圏	芦北地方	いる 「八代」は個別の圏域 ※今後 10 年以内を目途に、南九 州西回り自動車道(芦北一水俣間)
	芦北都計	八代	芦北圏域	芦北災害医 療圏	芦北地方	の整備が進むことから、「芦北」「水 俣」の一体性が高まる可能性が高 く、「水俣・芦北地域振興計画(第 5次)」でも一体的に地域の再生と 振興を目指している

	キーワード	章	ページ 番号	意味
	NPO	5 章	62, 66	市民の自発的な意志に基づき組織された非営利の団体で、医療、福祉、環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体を言います。 これまでも市民が様々な形で展開してきた「まちづくり」活動についても制度上しっかりと位置づけすることが必要との認識に立ち、「まちづくり NPO」の活動が注目されています。 なお、NPO は一般的に、非営利活動であるほか、自発的組織、自治的運営であることなどがその基準になっています。
		2章	26, 27, 30, 他	増加してきた人口の居住地として、また産業活動の場として市街地(市街化区域や用途地域)を拡大してきた都市政策に対し、人口の少子・高齢化やエネルギー消費からみた地球環境問題への対処等の
あ	<b>エ</b> コ・	3章	34, 35, 38, 他	視点から、例えば、中心市街地や鉄道駅周辺等、既存の都市機能(居住、就業、行政、医療、福祉、教育等)が集積された地区の集積密度を高めることで市街地拡大を抑え、既存みるようなである。
あ行	コンパクトシティ	4章	57, 59,	生活環境重視の質的充実を進める都市づくりをコンパクトシティとしています。 この理念に加えて、人口や経済活動が縮小するこれからの社会情
		5章	63	勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するために エコロジー(生態学や環境問題対策)やエコノミー(経済)に着目し、 「エコ」を加えた都市づくりをエコ・コンパクトシティと表現して います。
	オールド ニュータウン	1章	7	本県では高度経済成長期に都市部への人口集中による居住問題の解決のため、1960 年代頃から丘陵地等に多くの大規模住宅団地 (ニュータウン)が開発されました。これら多くのニュータウンでは、短期間の住宅等の大量供給及び同世代の一斉入居が行われており、約50 年が経過した現在、入居者の一斉高齢化及び人口減少並びに建物等の老朽化が進む問題が生じています。このような問題が生じている大規模な住宅団地のことをオールドニュータウンと表現しています。
		1章	18	人口増加や産業活動の活発化を前提とした住宅地開発や商業・工
	開発圧力	2章	30, 31, 32	業地開発要求の高まり、及びこれらと同時に整備することが望ましい道路や下水道等の社会資本整備等による都市化の高まりのこと
		3章	39	を、 <b>開発圧力</b> と表現しています。
か行	開発許可	3 章	39	一定規模以上の宅地造成等の <b>開発行為</b> を行う場合は、県知事の許可を得なければならない制度。 例えば、 <b>線引き都市計画区域</b> の中の <b>市街化区域</b> は、効率の良い公共投資を行い市街化を促進させる地域ですから、比較的小規模の開発(1,000m²未満)の場合、開発許可は要りません。これに対して、 <b>市街化調整区域</b> は農業面・緑化保全等に重点がおかれ市街化を抑制する区域ですから、農林業や漁業のための建築物や学校、公民館などの公共施設といった特定の目的のための建築物の開発については許可は要りませんが、その他の開発については面積の大小に関わらず、許可を得る必要があります。  一方、非線引き都市計画区域や準都市計画区域では 3,000m²以上、都市計画区域でも準都市計画区域でもない地域では 10,000m²以上の開発には許可が必要となっています。  ▼ 開発許可が必要な一定の規模  都市計画区域 1,000m²以上 市街化区域 1,000m²以上 市街化区域 1,000m²以上 1,000m²

	キーワード	章	ページ 番号	意味						
	開発の滲みだし	3章	39	用途地域が指定されているような既存 辺において、小規模な住宅団地等の開発が 市街地等が無計画に広がっている状況を、 ています。	「無秩序に行われ、既存の 開発の滲みだしと表現し					
		1章	1, 17, 19, 22	都市計画区域の中を、市街地として積極的に開発・整備する区域 すなわち、既に市街地を形成している区域及び 10 年以内に優先的 こかつ計画的に市街化を図る「市街化区域」と、これに対して市街化 を抑制する「市街化調整区域」とに区分する(いわゆる「線引き」をする)制度。開発許可制度と連動して運用され、市街化調整区域おいては開発や建築活動に強い規制がかかります。 区域区分(線引き)を行うか否かについては、県が作成する「都市計画区域マスタープラン」の中でその方針を明確にした後に、県の都市計画審議会に附議し、県が都市計画決定を行います。						
				●区域区分制度適用基準	(AE 6 11 V 1 & 9 )					
		3章	35, 36,	市街化区域	市街化調整区域					
	区域区分 (線引き)	3早	37,	①すでに市街地を形成している区域 面積が 50ha 以下のおおむね整形の土 地の区域ごとに区分して ・その区域の人口密度が 40 人/ha 以上であるものが連担していて	①優良な集団農地、 その他長期にわた り農用地として保 存すべき土地の区					
か行		4章	60, 61	その人口が 3,000 以上であること (統計上の <b>人口集中地区</b> に該当する区域) ・上記の区域に接続している区域で、建築物の敷地が区域面積の1/3 以上であるもの(将来の市街化が確実であると思われるもの)	域 ②市街化の動向から みて市街化が不適 当な区域 ③自然風景の維持等 を図るべき区域					
				②おおむね 10 年以内に優先的かつ計画 的に市街化を図るべき区域 (原則として、市街化調整区域とすべき土地の区域を含まないこと)	を図るべる区域 ④災害の発生の恐れ がある区域					
		5章	63, 66	●区域区分制度が義務づけされている都市計 依然開発圧力が高く、計画的に市街化を 法律上規定されている ①三大都市圏の既成市街地、近郊整位 ②政令指定都市を含む都市計画区域 (九州内の政令指定都市は福岡市お ついては、線引きが義務づけられてい	を進める必要性が 備地帯等 よび北九州市) に					
		1章	1, 9, 10	熊本市を中心とした基礎的な都市圏で	あろ <b>能本中枢都市圏</b> と周					
	熊本都市圏	2章	27	辺を取り巻く玉名、山鹿、菊池、宇土・杉 (「 <b>都市圏</b> 」の項参照) とからなり 5 市 31 町	公橋の4つの「サブ都市圏」					
		3章	40, 41, 44	よって構成されています。	2 11 (7 C H W) 120 /J /C/ (C					
	高次な都市機能	3章	40, 44	高次な教育・文化、医療・福祉、業務管機能等を、 <b>高次な都市機能</b> と表現している						
		1章	7, 19							
	コンパクトな 都市づくり	2 章	23, 24, 26	「エコ・コンパクトシティ」の項参照						
	· · · · ·	3章	34, 35							

	キーワード	章	ページ 番号	意味
		1章	22	
		2 章	27, 29	
	市街化区域 市街化調整区域	3 章	35, 37, 44, 他	「区域区分」の項参照
		4 章	60	
		5 章	63	
	市町村マスタープラン	1章	1, 16, 22	平成4年6月の改正都市計画法で新たに設けられた制度で、法律上は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。県が作成する「 <b>都市計画区域マスタープラン</b> 」に対して「市町村マスタープラン」は、それぞれの市町村が主体となって作成するという意味から、こう呼ばれています。策定された市町村マスタープランは、一般に「〇〇市都市計画マスタープラン」のように呼ばれています。従来から、市町村では将来像を示す計画として、総合計画や国土利用計画等がありましたが、都市計画に関して将来像を明確に示すものが無かったことから、都市計画に関するマスタープランの充実のため、この制度が設けられました。市町村マスタープランの内容は、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、①市町村内の地域別のあるべき市街地像、②地域別の整備課題に応じた整備方針、③地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等で、これらをきめ細かく、かつ総合的に、また目に見える分かりやすい表現で示したものです。
さ行		4 章	54, 61	このマスタープランは、「全体構想」(市町村の都市づくりの理念、都市計画の目標、目指すべき都市像及びその実現のための整備方針)と「地域別構想」(前述の①、②、③)によって構成されます。 市町村マスタープランは、住民に分かりやすいものとして提示する必要があるため、住民の理解と参加のもとに市町村が自ら定めるものです。 市町村マスタープランの策定の手続きは、その案が作成された後に、この案について、市町村は、公聴会を開催して住民の意見を反映させるなどの必要な住民参加の措置を講じた後、必要に応じて変更を加え、市町村都市計画審議会の議を経るなどして決定します。 市町村は決定したならば、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することになっています。 「市町村マスタープラン」と「都市計画区域マスタープラン」の関係は、「即する」の項参照。
	<b>维邦</b> 古马面区标	1章	18	都市計画区域外において、高速道路のインター周辺や幹線道路の 沿道等を中心に大規模な開発、建設が拡大しており、無秩序な土地 の利用や良好な景観の喪失が進んでいるところがあります。このよ うなところにおいて、土地利用の整序や良好な景観等を保全したい 提合には、東町はが「淮州東計画区域」なた家し、明冷地域、風変地
	準都市計画区域 	3章	33, 39	場合には、市町村が「準都市計画区域」を指定し、 <b>用途地域</b> 、風致地 区等土地の使われ方を特定する制度。 なお、準都市計画区域は,都市として積極的な整備を進める都市計 画区域とは異なりますので、道路、公園等の都市施設や市街地開発 事業に関する都市計画を決定することはできません。
	循環型社会	2章	26	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。 このような社会を実現するためには、①製品が廃棄物になること が抑制される、②製品が廃棄物になった場合には可能な限り再利用 する、③最後にどうしても資源として利用できないものは適正に廃 棄物として処分することを徹底する必要があるとされています。 (「平成 13 年度版 循環型社会白書)

	キーワード	章	ページ 番号	意味					
	ストック マネジメント	3章	43	ただ単純に、古くなったという理由から施設を解体して新築(改築)を繰り返す、いわゆる「スクラップ&ビルド」とは違う考え方で、既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことをストックマネジメントと言います。この「ストックマネジメント」を活用することで、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、その施設にとって、解体、用途変更、改修、改築等どれがより良い方法なのかを判断することができます。					
	スマート インターチェンジ	ターチェンジ 3 早 42							
	線引き	1章	17, 22	区域区分制度が定められた当初(昭和 43 年の都市計画法改正時) においては、全ての <b>都市計画区域</b> に対してこの制度を適用すること					
	都市計画区域 非線引き 都市計画区域	3章	37	が法律上定められましたが、当分の間は大都市等政令で定めた都市計画区域にのみ、この制度が適用されました。この結果、現在では、いわゆる「線引き都市計画区域」が存在し					
<del>خ</del>		4章	60	ていることになりました。					
行	即する	1章	1	~に沿って、~にもとづいて ①都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの関係 都市計画法には、市町村マスタープランは都市計画区域マスタープランに即して定めるもの(法第18条の2)とされています。このため、相互の位置づけは上下関係とも解されますが、むしろ広域・根幹的な都市計画を定める都市計画区域マスタープランと、市町村が定める地域に密着した都市計画の方針を定める市町村マスタープランという役割分担の中で、相互に補完しながら総合的、一体的な都市計画を行うべきであると解するべきでしょう。このためには、両マスタープランが整合をとって策定されることが重要であり、県と市町村の間で、意見聴取や案の申し出等を通じて調整を行うことが必要です。 ②都市計画区域マスタープランと具体の都市計画の関係 具体の都市計画とは、土地利用や都市施設、市街地開発事業、地区計画等の都市計画決定の対象となるものです。都市計画法には、具体の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即することが必要とされていますが(法第6条の2)、このことは、具体の都市計画が都市計画区域マスタープランの示す都市の将来像、その実現に向けての大きな道筋との間でくい違いを来たすものであってはならないという趣旨であり、個別の都市計画					
	ソフト(施策)	1章	19, 22, 26, 52 他	についての記述が <b>都市計画区域マスタープラン</b> に盛り込まれていなければならないということではないと考えるべきです。  物理的な建物や設備(あるいはそれらの整備)などをハード的な対応と表現するのに対し、 <b>ソフト</b> 的な対応は、一定の形のないもので、人の行動やアイデア・企画と言ったものが相当します。					

	キーワード	章	ページ 番号	意味						
	多核連携型都市構造	3章	44	居住・業務・文科等の様々な都市機能が集積する中心市街地を、 圏域の中心的な拠点とし、その周辺に形成される生活サービス機能 が集積した複数の核となる地域拠点で構成される都市構造のこと で、中心的な拠点と地域拠点あるいは地域拠点同士が、幹線的な道 路や鉄道をはじめとした公共交通で連絡された構造となります。 「国土形成計画(全国計画)平成20年7月閣議決定」を受けて、九州 ブロックの自立的発展に向け、概ね10年間の地域のグランドデザイ ンをとりまとめた「九州圏広域地方計画 平成21年8月」において 用いられている用語で、九州内の県庁所在地のある都市を中心とし た圏域の構造を表現する用語としては「多芯連携型都市構造」が用い られています。						
	第 2 次 地域主権一括法	1章	17	られています。 地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のうち、平成23年5月2日公布された改正のことを第1次地域主権一括法」と呼ぶのに対して、平成23年8月30日2布された改正のことを「第2次地域主権一括法」と呼んでいます。主な改正内容は、・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大・基礎自治体への権限移譲・国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)・ひも付き補助金の一括交付金化といったものになります。						
た	地区計画	1章	17	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める、「地区レベルの都市計画」です。 <b>地区計画</b> は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の						
行		3章	38, 39, 44, 52	配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、住民などの意見を反映して、町並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるものです。						
		5章	66	具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりを進めるための計画となります。						
	中山間地域	3章	34	平野の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦地が少ない地域のこと。中山間地域という用語は昭和63年度の農業白書においてはじめて使用されたものです。統計上は農林統計における都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち、中間・山間両農業地域を合わせた地域です。中山間地域は国土面積の約7割を占め、国民の約15%が居住し、農業生産の約40%を担っている地域です。また、国民の定住及び農林業生産の場のみならず、国土・自然環境の保全などの面でも重要な役割を担っています。しかし、若年人口の流出等により過疎化、高齢化の一層の進行、耕作放棄地の増加など、地域社会・地域資源維持などの面で深刻な状況がみられる地域が目立っており、その活性化が重要な課題となっています。						
	DID	4章	58	DID(Densely Inhabited District の略)とは「人口集中地区」のことで、原則として 1 km² あたり 4,000 人以上の人口密度を有する地域が全体として 5,000 人以上の規模となる地域のこと。 5 年毎の国勢調査によって設定、見直しが行われています。本県では熊本市をはじめ、12 市 4 町で人口集中地区が設定されています(平成 22 年国勢調査)。 市街地の形成の度合を示す基準としても利用されています。都市計画上は DID のことを「既成市街地」と呼びます。						

	キーワード	章	ページ 番号	意味
	は出まれ	1章	18	都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果がスクスでは、
	低炭素化 	5章	64	果ガス(二酸化炭素)の排出抑制及びその吸収作用の保全や強化の ことです。
	低炭素都市づくり	1章	6	都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を現状よりも大幅に減少することを可能にする都市を形成していくもので、エネルギーの供給と利用の両面において、化石燃料の大量消費によるエネルギー供給ではなく、
		5章	64	再生可能エネルギーの供給を増やし、循環型社会の進展と相まって 資源の浪費を防ぎ、社会経済活動等あらゆる機会で資源・エネルギーの消費の大幅な削減を目指した都市づくりのことです。
		1章	7	本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなさ
	低未利用地	2章	24, 31	れるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされてい ない場合に、その程度に応じて、これを一般的に <b>低未利用地</b> と呼ん
		3章	39, 44	でいます。
	特別用途地区	3章	35, 38,	都市計画法第8条に規定されている「地域地区」のひとつで、用途地域内において特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護等を図るための地区です。(都市計画法第9条)特別用途地区の都市計画は、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築規制の強化又は緩和を行うことにより、用途地域の都市計画を補完するために定めるものであることから、地区における土地利用の現況及び動向を勘案しつつ決定します。
た行	道州制	3章	40	全国 47 都道府県の行政区画を地域ごとに再編し、複数の道と州を置く地方行政制度のことで、それらの道州に現在の都道府県より高い行政権を与える構想のことです。
11	特定用途制限地域	1章	17	近年、未線引き白地地域において、パチンコ屋、風俗関係施設等 の建築物が立地し、当該区域の良好な環境の形成、保持に支障が生 じている事例がみられます。このため、線引き制度の選択制を導入
	19 70 13 70 119 150 250	3章	35, 39, 45	していない未線引き白地地域において、良好な環境の形成又は保持 を図る観点から特定の用途の建築物その他の工作物の立地のみを規 制する制度です。
	都市化圧力	1章	17, 21	「開発圧力」の項参照
	都市環境圏	2章		都市エリアと自然的エリアの共生圏のこと。都市は、都市自体で 自立して存在することは不可です。世界四大文明発祥地や日本の都 市も河川沿いや河口部に位置しています。これは、都市には水が不 可欠であるという証拠であろうと推察できます。こういった論理構
		3章	45	成のもと、都市を流域圏(河川を中心とした影響圏)に着目し <b>都市環境圏</b> という言葉を用いて、都市と水・緑との結びつきを表現し、それらの関係の重要性を強調しています。
		1章	, : <b>-</b>	都市計画区域とは、市もしくは人口、就業者数など一定の要件を 満たす町村の中心市街地を含め、かつ自然的・社会的条件などを勘 案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する
	都市計画区域	3 章	35, 他	条して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保室する 必要がある区域のことです。
		4章 5章	62, 63,	都市計画区域は、県が関係市町村や県の都市計画審議会の意見を 聞き、国土交通大臣の同意を得た上で、その指定を行います。
		┙부	66, 67	

	キーワード	章	ページ 番号	意味
た行	都市圏	1章	1, 9, 他	都市は地域の中心としての勢力を周辺地域にも及ぼしており、勢力の及ぶ範囲を表す概念として <b>都市圏</b> あるいは勢力圏などの表現を用いることがあります。本基本方針においては、人々の日常生活行動(通勤・買い物など)をもとに中心都市と周辺市町村の結びつきを整理し実態的な <b>都市圏</b> の範囲を定めています。 一般的には、中心都市と周辺の町村の間で一つの基礎的な <b>都市圏</b> が形成されています。
		2 章	27, 30	
		3章	34, 40, 41, 44	
		4章	55	
は行	ハザードマップ	3章	34, 43	災害予測図。火山噴火・地震・台風などがおきた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したもの。防災に役立てるために避難場所や避難経路なども書き込んだものを防災マップとよぶ。火山噴火の場合は災害実績図もこの目的に用います。日本では、かつて「危険地域を線引きで決めると、社会的混乱を招く」との考えが強く、災害予測図や噴火時の防災計画の作成が遅れていたが、1991年(平成3)の長崎県雲仙普賢岳(うんぜんふげんだけ)の災害以降、急速に多くの活火山で作成されるようになりました。
	ハブ機能	1章	9	「ハブ」とは、自転車等の車輪の軸に相当する部分で、タイヤのある周辺からスポークが一箇所すべてに集まっている様子から、道路や鉄道、航空路線等の交通の面で、すべての路線が集中する状況を意味し、人や物資を一箇所に集め、その後所定の目的地へ送るという中心的な役割を担うという考え方を表現したものです。
		3 章	40	
	バリアフリー	3章	42, 43	高齢者や障害者が社会生活していく上で障壁( <b>バリア</b> )となるものを除去すること。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、現在では、誤解や偏見など心理的なもの、制度的な障壁などを取り除く意味も含んでいます。 熊本県では、「 <b>バリアフリー</b> 」の取組みを進めるに当たっても、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れています。
	150 分構想 90 分構想	1章	9	熊本県が推進している道路整備の基本方針を示すもので、熊本都市圏と九州各県主要都市を 150 分で結ぶ「150 分構想」、熊本空港や熊本都市圏と県内主要都市間を 90 分で結ぶ「90 分構想」によって多様性に富む活力のある地域の形成や豊かさとゆとりを実現する質の高い道路環境を創出しようというものです。
	非線引き白地地域	3章	39	都市計画区域のうち、区域区分が適用されていない区域を非線引き都市計画区域と呼びます。この非線引き都市計画区域の内部のうち、用途地域以外の地域のことを <b>非線引き白地地域</b> と呼びます。
	マスタープラン	1章	1, 2, 16, 他	一般に計画は、構想、基本計画、実施計画などの各段階を経て実現されていきますが、マスタープランとは通常「基本計画」を指す場合が多い。基本計画は、計画の具体的な骨格を示すもので、計画の枠組み、基本的内容を決定づけるものとされています。都市計画の場合は、「都市基本計画」のことをマスタープランと呼ぶ場合があります。都市計画法によって定められる土地利用、都市施設、市街地開発事業の具体の都市計画を都市計画決定する際の方向づけを行うものとして「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」が法律で定められています。
		2章	29	
ま行		3章	36, 40	
		4章	53, 54, 55, 他	
		5章	62, 63, 64, 他	
	マネジメント サイクル (PDCA)	1章	21, 22	マネジメントサイクルとは、物事をどのような手順や過程で行っていくと効率が良くなるかという理論のことで、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(改善・処置)の頭文字を取って PDCAサイクルとも呼ばれています。
		2章	29	
		3章	62	

	キーワード	章	ページ 番号	意味
や行	ユニバーサル デザイン(UD)	1章	5	「ユニバーサル」とは普遍的な万人(共通)という意味で、年齢、性別、国籍(言語)や障害の有無等に関係なく最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味しています。バリアフリーが障害者や高齢者が建物等を利用する際の障壁となるものを取り除いていこうという考え方であるのに対してユニバーサルデザインは最初から障壁となるようなものを作らないという点で異なります。 熊本県では「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」を作成し、県民、企業団体、行政によるパートナーシップによって、県全体のユニバーサルデザインを推進しています。
		2章	23, 26	
		3章	38, 42	
	ライフサイクル コスト	3章	41, 43	製品やサービス、施設、建造物などを製造あるいは利用するに当たって、その <b>ライフサイクル</b> (構想・企画・研究開発、設計、生産・構築、調達、運用・保全、廃却)のその全期間に要する総費用(コスト)を意味しています。
ら行	リダンダンシー	2章	28	<b>リダンダンシー</b> とは、余剰的・余裕的なことを意味する言葉で、例えば、1 本の道路だけに頼った生産活動を行っている地域は、災害時にその道路が利用出来なくなると孤立してしまうため、そのような状況を防ぐために複数(予備)のネットワークを準備するという考え方です。
		3 章	40, 42	
	立体都市公園制度	1章	20	<b>立体都市公園制度</b> は、従来、土地について決定していた都市公園の区域を、空間又は地下について適正な公園管理を行うために必要かつ十分な範囲を限定し、基本的にその立体的に限定された区域においても公園管理者の管理権を行使することとしたものです。

